

第九十一回国 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和五十五年三月四日(火曜日)  
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 世耕 政隆君  
理事 中村 太郎君  
細川 護熙君  
矢追 秀彦君

委員 浅野 祐君  
岩動 道行君  
堀木 又三君  
河本嘉久蔵君  
嶋崎 均君  
藤井 裕久君  
藤田 正明君  
片岡 勝治君  
丸谷 金保君  
鈴木 一弘君  
多田 省吾君  
佐藤 昭夫君  
市川 房枝君  
野末 陳平君

國務大臣 大蔵大臣 竹下 登君  
政府委員 經濟企画庁物価局審議官 坂井 清志君  
大蔵政務次官 遠藤 要君  
大蔵大臣官房日  
本専売公社監理  
官 名本 公洲君  
大蔵大臣官房審  
議官 水野 繁君  
大蔵省主計局次  
長 大蔵省主計局次  
長 秀河 徹映君

説明員

大蔵省主計局次  
長 吉野 良彦君  
大蔵省主税局長 高橋 元君  
大蔵省理財局長 渡辺 喜一君  
大蔵省銀行局長 米里 紹君  
大蔵省国際金融  
局長 加藤 隆司君  
国税庁直税部長 矢島錦一郎君  
常任委員会専門  
員 伊藤 保君  
文部省初等中等  
教育局高等学校  
教育課長 菱村 幸彦君  
文部省初等中等  
教育局教科書検  
定課長 上野 保之君  
厚生大臣官房国  
際課長 金田 伸二君  
厚生省公衆衛生  
局結核成人病課  
長 大池 真澄君  
厚生省医務局国  
立病院課長 七野 護君  
自治省行政局選  
挙部政治資金課  
長 緒方信一郎君  
日本専売公社総  
裁 泉 美之松君  
日本専売公社総  
務理事 小幡 琢也君  
日本専売公社総  
務理事 石井 忠順君  
日本専売公社理  
事 立川 武雄君  
日本専売公社理  
事 後藤 正君  
日本銀行総裁 前川 春雄君

参考人

日本銀行総裁 前川 春雄君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件  
○租税及び金融等に関する調査  
(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願  
(第六一〇号外四件)  
○一般消費税新設反対に関する請願(第六六号外  
一七件)  
○預貯金の利子引上げに関する請願(第八八号)  
○一般消費税導入反対等に関する請願(第一八〇  
号外一件)  
○陸上公共輸送整備特別会計の創設に関する請願  
(第一八二号)  
○税理士法改正法案の試験制度改正反対に関する  
請願(第二九八号外七件)  
○財務局の熊本市存置に関する請願(第三三三  
四号)  
○税理士法改正反対に関する請願(第三四〇号外  
三一件)  
○税理士法改正反対に関する請願(第三六四号外  
一件)  
○家具物品税撤廃に関する請願(第三九四号外一  
件)  
○税理士法の一部改正案反対に関する請願(第四  
一一号外一〇件)  
○税理士法改正案反対に関する請願(第四九九号  
外五件)  
○税理士法改正案の廃案に関する請願(第六九六  
号外一六件)  
○一般消費税実施反対等に関する請願(第八三三  
号)  
○日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第  
九十四回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送  
付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会

を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りい  
たします。  
租税及び金融等に関する調査のため、本日の委  
員会に日本銀行総裁前川春雄君を参考人として出  
席を求めたいと存じますが、御異議ございません  
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 租税及び金融等に関する  
調査を議題といたします。  
前回に引き続き、財政及び金融等の基本施策に  
ついての大蔵大臣の所信に対する質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木一弘君 最初に、日銀総裁、きょうはせつ  
かんの政策委員会等がおりるようでございます  
ので、冒頭に御質問申し上げたいと思ひます。  
二日の日曜日に、御承知のように、政府、日銀  
が円防衛の緊急対策を発表しましたけれども、こ  
れによって円相場の下落を防止できるということ  
については、可能性は非常に少ないのではない  
か。たとえば、大きな経常収支の赤字の問題、そ  
れから原油価格がこれから上がるだろうとい  
う予想もございします。そういうことが改まらな  
かったならば、一体どうなるだろうかというよう  
なことがあります。その点で、そういう見方もあ  
りますけれども、日銀総裁の見解をまず伺いた  
いと思ひます。

○参考人(前川春雄君) 円相場が最近——最近で  
はございません、昨年から強くないわけござい  
ますが、それはただいま御指摘のように、基本的  
には、日本の国際収支の経常勘定の赤字がかなり

大幅である、さらに石油情勢が不安定であつて、今後も國際収支には悪い影響があるかもしれないという懸念が一般に広まつておるということが、基本にあると思ひます。しかし、國際収支自身も、經常勘定、なかつく貿易勘定はすでに着実に改善の緒についておるわけでございます。したがひまして、そういう事態はつきりいたしますれば、こういう市場の状況も心理状態も、また変わつてくるものであらうというふうに通つておつたわけでございます。

ところが、市場心理は二月以降極端に円安の方向にぶれてまいりました。二月中に円は、一月末の二百三十八円から二月末の二百四十九円まで十一円、一カ月の間に円安になつたわけでございしますが、その間、これだけの、四割以上の円安が一月の間に起こるといふことは非常に異常でございます。そういう円安が起こらなければならぬという経済的な事情といふのはなかつたというふうな、私も思つております。そういう意味で、円安は明らかに行き過ぎである、そういう市場心理は明らかに行き過ぎであるというふうに通つたわけは判断いたしております。

同時に、二日の夜、アメリカ当局も日米協定の見地から声明を出したわけでございしますが、その中にも、日本当局のいまの為替市場、この円安状況に対する懸念について、米國政府も同じ懸念を持つておると。しかも、行き過ぎた円安というものを防止するために米國側も介入するし、スワップの引き出しにいつでも応ずるといふことを声明しておるわけでございまして、円安が行き過ぎであるといふことは、私も見ております。ただでなしに、アメリカ当局もそういうふうに通つておることが声明にも書いてあるわけでございします。

そういうことで、昨日の市場ではかなり強度の介入をいたしました。その結果、金曜日は二百四十九円であつたわけでございしますが、昨日は二百四十八円ひけたわけでございします。途中の段階では、二百四十七円台も出ておつたわけでござ

います。東京のマーケットが開まりましてから後ロンドンあるいはニューヨークのマーケットが開いたわけでございしますが、いずれにおきまして、二百四十八円五銭ぐらいのところまでひけております。しかも、本日の東京の為替市場の寄りつきは二百四十七円九十銭、現在のところはさらに若干円高になりまして、二百四十七円八十銭ぐらいのところに移してあります。

そういう意味で、行き過ぎました円安に対する市場心理が、こういう当局の強い態度、しかも國際的協調のもとに、各國もこれに対応して海外でも円の買い支えをやつておることは、そういう態度から市場心理が変わつてくることは、十分期待できるというふうに通つておるわけでございします。

○鈴木一弘君 いまの答弁でもわかるのですけれども、しかし、いままでのこのところの一年間を見てまいりますと、昨年五月に円安の防止策を発表して、ちよつとの間、円相場の下落は防止された。その次に、十一月二十七日に円安防止策が発表されて、また円安が若干回遡された。しかし、しばらくたつと、また再び円安に替なつていくわけだ。だから、そういう点で、四回にわたる公定歩合の引き上げをやつていながら、まだまだこれでは十分という空氣があつたので下がつてきたのだと思ふ。これから先、そういうことになると、第四次どころか第五次の公定歩合の引き上げやそういうものまで考えなければならぬのではないか。

いまのところは、確かにおっしゃつたように効果は若干出ておりますけれども、どうも下げ足が、しばらくの間休憩してはまたいゆる円安というふうに通つていくというふうな傾向がありますので、その点をひとつどう考へておるか。

○参考人(前川春雄君) 為替相場がどういふ要因によつて動くかという点につきましては、いろいろの理由があるわけでございしますが、國際収支が一番基本的な背景になるわけでございします。その國際収支の中でも經常勘定つまり貿易勘

定——輸出輸入でございしますけれども、そういう状態が大きな要素でございしますが、それ以外に資本勘定によつて外貨が入つてくる、あるいは出るということによつて、為替市場に、相場に影響をもたらすことは当然であるわけでございします。

それから、為替市場は、外貨の需給がそこで調節されるわけでございしますが、國際収支の先行きに對する見通しといふものは非常に大きく影響するわけでございします。國際収支がさらに赤字が拡大するといふときには、どうしても円を売つて外貨を早く手当てしようという動きが出来ますので、そのときの國際収支の実体以上に、為替が円安あるいは円高に動くといふことがあるわけでございします。

もう一つの為替相場に及ぼします影響は、為替相場は円とドル、外貨と日本の円との相場でございしますから、相手のドルが強くなるか弱くなるかといふことによつても変わつてくるわけでございまして、そういういろいろな要素が総合されて為替相場になるわけでございします。なかなか的確に、どこを押せば、どの部分を直せば相場が改善するといふわけのものではないわけでございます。

一つ公定歩合との関連の御質問だと思ひますが、為替相場を基本的に動かしますのは國際収支でございしますけれども、その裏にありましますのは、やはり物価であらうといふふうに私も思つておるわけでございします。日本の物価がもし安定しておりますれば、それが國際収支にも好影響をもたらすし、それが相場の円高を招来するといふ結果になるであらうといふふうに思つております。昨年初め以来、OPECの値上げが相次ぎまして、そのために日本の物価も上昇を続けておるわけでございしますが、そういう点が、やはり円相場にも影響しておるといふふうに思つておるわけでございします。

そういう意味で、私どもの金融政策も物価の上昇を極力抑制する、国内要因からそれが加速されないようにするといふことをねらつて引き締め政

策を昨年初め以来とり、しかもそれを逐次強化してまいつたわけでございします。そういう姿勢は今日も変わつておりません。それが物価に影響を、物価の上昇抑制に好影響があるとすれば、それが必ずや為替相場にもいい影響があるというふうに通つておるわけでございします。

○鈴木一弘君 今回の、特に日米協調というのが特筆されると思ひますが、日銀の市場介入、それから米國の通貨当局の介入といふ、いままでは日銀からの要請で委託介入した。これから、何か自己勘定による介入といふような異例な措置がある。まあ言へば、余り円安が進めば、日本からの輸出がどんどんふえるといふようないろいろなことが影響していく。逆に言へば、さらにドルへの不安を円安から波及されるといふことになりかねない、こういうような判断をしていられるのかどうか、その辺、こういう異例な措置までいつていられることについては、日銀としてはどういふふうにお考えになりますか。

○参考人(前川春雄君) 今回の措置は、日米間の協調的介入といふことが声明の中でも特に明記をされておるわけでございします。それと同時に、西独並びにスイスの中央銀行とも緊密な連絡をとつて、為替市場全体の、全般の安定を期するといふことが目的になつておるわけでございします。

こういう為替の國際的な通貨情勢の中で、ある一つの通貨に通常予想される以上の変動がございしますと、それが必ずそのほかの通貨にも波及するといふのが、最近の國際通貨情勢の中の特徴でございします。そういう意味で、全体の安定が図られるといふことが必要になつてくるわけでございまして、そういう意味で今回の協調的行動といふのは、各國当局がそういう認識を持ってこの問題にも取り組んでおるといふことのあらわれでございしますし、変動相場制のもとで次第に國際的な協調が図られていく一つの端緒にもなるというふうに通つておるわけでございします。

○鈴木一弘君 スワップの取り決めの発効体制に入るといふことになりましてけれども、一ドル二百

五十円というラインが円安の危機ラインというようにとらわれているのかどうかです。

それから、五十三年十一月にドルの下落防止ということでスワップ協定の発動があったということとでありまされども、円安でということ、今回が変動相場制の中での一つの特徴だと思えます。それはドル二百五十円というラインが危機的なものなのかどうか。

○参考人(前川春雄君) その水準について適正な水準がどのくらいであるかという事は、これはいろいろ理論的には計算をする例がございまして、けれども、なかなか水準が幾らということはある一定の時期において判断することは、数字的に算出することは困難であらうというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、円安が行き過ぎておる、しかも円安になるスピードが非常に速い、一カ月の間に四割も円安になるような経済的な事情というものは、私どもはなかったというふうに思っております。そういうふうな水準もさることながら、通貨の減価するスピードが速いという事は、日本の経済、物価、あらゆる方面にわたって非常に悪い影響がある。為替相場というのは、極力安定しておることが望ましいという基本的な考え方をわれわれ持っております。水準が幾らがいいかということよりも、むしろ極力安定させていくということが必要だろうというふうに思っております。

二百五十円が危機ラインかどうかということについては、一つの節目としては市場では考えられておるかもしれませんが、必ずしも私どもはそういうふうな観点ではなくて、極度の変動というものを避けることが必要だというふうに考えております。

○鈴木一弘君 先ほどの答弁の中でも、物価の高騰を抑える、そういうことが大事だと、あるいは国際収支の赤字の解消、赤字幅の縮小といいますが、こういったことがない限りは最終的に円安傾

向をとめられないというふうな、そういう御答弁があったのを承知しておりますけれども、そういう意味からも公定歩合の引き上げがあったというお話を聞きました。これから先の中で、さらに円安が進むようであるならば、一体どういうふうにしていくかというようなことが一つの目だと思えますが、この点については、これは大蔵大臣からものとつ、今回の防衛でも十分でない場合には今後の対策はどうするかということについて、御答弁をいただきたいと思います。

○参考人(前川春雄君) 円相場あるいは物価の問題については、金融政策の面あるいは為替対策上、その都度一番適当だと思ふ手段をとってきておるつもりでございます。私どもも予断を持たないで、こういうきわめて流動的な事態に対応してまいらなければいけないというふうに考えております。私どもが昨年以來とてまいりました施策は、しよせん物価の安定を通じて国際収支あるいは全体の経済の持続的な成長ということに焦点を合わせとてきたわけでございまして、そういう意味で、いままでの姿勢は今後も続けていくつもりでございます。

具体的にどういうふうな、いかなる施策をとるかということにつきましては、その都度判断してまいりたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 日銀総裁からお答えがありましたとおり、通貨政策でございまして、予断を持って、このような場合にはこのような追い打ちをかけますとかいうようなことは言える性格のものではなからうと思っております。その都度適切な対策を行うという答弁で、御理解をいただきたいと思います。

○鈴木一弘君 どうもありがとうございます。日銀総裁、結構でございます。

次にお伺いしたいんですが、特に最近の物価高から、パートタイムで働く人や内職をやる人が多くなってきたというわけですが、その関係についての税制上の問題でちょっとお伺いしたいんですが、中小企業、小規模企業の経営者の方々と勤め

ている人からの声でありますけれども、どうしても家庭の主婦を中心としたパートタイマーを多く雇用している。ところが、主婦のパートタイマーの場合に、一年間で給与所得の額が七十万円以上になると御主人の所得の中で配偶者控除が適用されなくなる。そこで、七十万円に所得が近づいたパートタイマーの方は会社に来ない。熟練しておりますのに、仕事が忙しいときに、もう七十万円になるからといって、自分で計算してやってこないというふうなことがございます。

そういう点から、どうしても配偶者控除の適用要件の所得限度七十万円というものを、これを引き上げてほしいという声があるんですけれども、この点については私も三年前に、五十二年三月にこの大蔵委員会でお伺いしました。そのときの答弁は、配偶者控除の適用条件の所得限度額七十万円に對して、給与所得控除の最低保障額五十万円と申告を要しない所得限度二十万と七十万円というところで、そういうことで、パートというふうな性格をわりに考えていないというふうなわれわれも考えられるんですけれども、この点については引き上げる考えはないかどうか。

○政府委員(高橋元君) ただいま御質問でございますように、妻のパートタイム収入というものが七十万円と申しますのは、一つは、給与所得の最低保障が五十万円であるということ、もう一つは、配偶者控除の認定の要件になります妻の収入が二十万円が限度になっておること、その二つから成っておりますのでございます。

そこで、まず給与所得控除の五十万円を、最低保障額をさらに引き上げることが可能かどうかという問題でございまして、給与収入を得るに必要経費といふものが家計支出上どうなっておりますかというのをいろいろ推算をいたしております。

それによりまして、給与所得を得るに必要な経費といふのは、かなり広範に見ましても約一割を前後したくらの水準かと、これは所得の収入の階層のいかんを問わず、大体同じような割合になっ

ておるかというふうに、私どもの一つの答えを持っております。その中で、現在百五十万円までの給与収入については四割の経費控除をいたしております。その最低を五十万円といたしておるわけでございまして、これをさらに引き上げるといふことになりましたと、概算経費控除であるという性格からいたしまして、給与所得控除の法理上非常にむずかしい問題があるかというふうなことを考えております。

二十万円の方の妻の配偶者控除の認定要件でございまして、御案内のとおり、わが国の所得税は所得者単位の課税ということになっております。したがって、いわゆる共稼ぎでございまして、奥さんには奥さんとして基礎控除の適用はございまして、旦那さんには旦那さんとして基礎控除の適用はございまして、妻、夫それぞれの収入に応じて所得に課税をいたすというたてまえでございまして、その課税のやり方が、御案内のように、総合課税という形になっておるわけでございます。しかしながら、妻が夫の収入によって生計を維持しております場合、これを夫の所得から配偶者控除として差し引かして、それによって夫に課税をしていくわけでございまして、妻にいかほどか収入があれば、直ちに配偶者控除を適用しないというわけにはなかなかいかないであろうと。

そこで、妻のパート収入の限度というものを、これは昭和四十九年以來、勤労所得二十万円、資産所得十万円以下の場合に配偶者控除の適用ありということと推移してきておるわけでございまして。これも先ほど申し上げましたように、共稼ぎの場合とのバランスというものを考えますと、現在の二十万円をさらに引き上げてまいるといふことは、所得税の法理上なかなかむずかしい問題をはらんでおるかと思っております。

〔委員長退席、理事細川護国君着席〕  
いま委員からお示しのごさいますように、現在のパートの状況等からいろいろむずかしい現実の事象はあらうかと思ひますが、私どもも所得税制

という立場からたゞいまの判断を申し上げますと、いまお答えしたようなことになるわけでございます。

○鈴木一弘君 時間がいっぱいになってきたわけですが、前回質問しましたときにも、夫婦共稼ぎのときは外食費はもろろん、子供の保育費、被服費というように必要以上に経費がかかるということから、アメリカ、イギリス、スウェーデンというようなところでは、共稼ぎの場合はそれなりに税制上の配慮がある。当然、女性が職場へ進出するのが多くなっているわけですから、これは考えなきゃならないということです。もう一つは、前月二十五日の法制審議会での妻の座強化の答申があつて、遺産相続が三分の一から二分の一と配偶者の相続分がふえました。

こういうことから考えると、やはり配偶者控除についても、前回指摘したような扶養控除と同額の二十九万というのはおかしい。こういうようなことを考えていきますと、当然、給与所得控除の最低保障額五十万、あるいは四十九年から一先ほどのようないろいろな御答弁がありましたけれども、しかし、四十九年から見ますと、もうすでにそれから五年たつております。物価上昇が約三〇％あります。したがって、賃金でも五十三年度と四十九年度の比較では、一時間当たりの賃金が三百十二円から四百二十六円と三六・五％も伸びております。こういう実態から見ると、やはりいつまでもいつまでも給与所得控除五十万、それに加える二十万というふうな、そういう行き方をやめて、もっともっとパートタイマーの場合にこれをふやしてやるべきじゃないか。

私が先ほど二十九万というのを申し上げたのは、やはりもう一つは、内職の方の場合のあれが二十九万ですね。だから、こういう点を改めてもらつていかないと、物価が上がっているときに、それから給与水準が上がっているときに、いつまでも前のままでは、パートをやる人もなくなれば、内職をやつて少しでも助けにしようと思つて、いる人たちが苦しまなきゃならない。せめて物価

対策の一環として、税制上からもめんどろを見るというのには、これは当然のことじゃないかという感じがするわけです。実態に合わせて少し考えるべきだろうと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(高橋元君) いまお示しのような事柄、基本的に、西欧の場合のいわゆる二分二乗ないし三分二乗のような世帯に対する課税のやり方をとるか、わが国のように所得者単位でまいるかというところに、まず基本はあろうかと思ひます。

この点につきましては、十年ぐらい前からたびたび税制調査会で審議をしていただきました。稼得者単位の現行の所得税制というものは、共稼ぎがだんだんふえてまいつた場合にはかえつてプラスになる面がある。奥さんが全部家の中におりますと二分二乗で一番安いわけでございますが、奥さんに所得ができてまいつた場合には、むしろいまの稼得者単位の方がよろしいということでありまして。そういう答えを得て一応いまの制度を続けておるわけでございますが、なお、所得税全般については、これは税制というのは常時見直しの中にあるわけでございまして、税制調査会に毎年の国会の御審議の中で寄せられました御意見ないしお示しというものを御紹介をして、御審議をまたいたしていくわけでありまして。

そういうことの中でやつてまいるわけでございしますが、御案内のような現在の財政状況でございしますから、物価ないし所得水準の上昇に伴つて、いま仰せのありましたように、直ちに税負担を軽減していくことが適当かどうかということになりますと、大変問題を多くはらんでおるかと思ひますが、なお税制調査会にも御報告をいたしたいというふうには存じます。

○鈴木一弘君 大臣は、いかがお考えですか。○国務大臣(竹下登君) 確かに税制というものは、たゆまざる見直しの対象にあるべきものでございまして、それらの意見を正確に税制調査会等にお伝えをして、その審議の中で結論を得ていただくという方向で対応しなければならぬ課題

であるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 まず、財政再建についての考え方に對して二、三御質問をいたしたいと思ひますが、言うまでもなく、今日の財政の危機はますます深刻な状況にあると思ひます。

来年度の國債発行額は十四兆二千七百億圓、依存度三五・五％、國債費は予算の一二・五％を占める。年度末の國債残高七十一兆圓となつておりますから、國民総生産見込み二百四十七兆圓の二八・八％に達するという状況でありますし、しかも六十年代からは特別公債の本格的な償還が始まるということで、財政再建の課題はきわめて緊急の重大問題だというのは、ひとしく認識をしておるところだろうと思ひます。

そうした点で、来年度といひますか、昭和五十五年の予算編成において、こうした財政再建のために、税制、財政の仕組みにも踏み込んだ徹底した見直しが必要だつたと思ひますが、結果として五十五年予算案に当たつて大臣はその点で十分に対処できたか、まずその点の所感を尋ねたい。

○国務大臣(竹下登君) 財政再建元年というような言葉も使われたわけでございしますが、私なりに肩を張つて、まさに財政再建元年の予算が組まれたと言つて、私もうねばれてはおりません。

しかし、財政再建の第一歩を踏み出したと言へるその証左というものが、どこにあるであろうかというのを考えてみますと、まず財政再建といへば、入るをはかつて出るを制すると申すわけでございしますけれども、私どももいたしましては、まずもろもろの世論の環境等を勘案して、出るを制することを先にやつていくという考え方からいたしまして、一般歳出の伸び率が五・一％という、まさに昭和三十一年度以来の低い率で審議をお願いしておるということが、一つのあかしではなからうかと思ひます。

それからいま一つは、そういう歳出の削減によりまして公債の二兆圓減額ということを行ひ得たということが、いま一つのあかしになるではな

らうかというふうに思つておるところでござい

ます。ただ、この入るをはかる点につきましては、世論の背景等から出るを制するを前面に出して見ましたものの、従来とかく不公平税制であるとか不合理であるとか言われる点からまず手をつけようというので、租税特別措置の整理、合理化でございしますとか、あるいは給与所得控除の見直し、退職給付引当金の見直しというようなことを行つたわけでありまして。

そうして四番目には、これは直ちに財政再建に数字の上で出てくるわけのものではないと思ひますが、行政改革といふものに手をつけることによって、特殊法人の統廃合十六法人といふものの純減の予定でございしますが、そうして、近く三月末を予定しておりますブロック機関に対する対応の仕方、そして、六月末を予定しております府県単位機関の整理、そして、この行財政改革の中では補助金等を整理いたしまして、千六百数十億といふ、これもいままでには最高の削減、合理化を行つたということが、財政再建第一歩のあかしとして御理解をいただくと思ひます御理解がいただけることではなからうか、このように考えております。

○佐藤昭夫君 たゞいまのような大臣の御説明であります。が、いまも触れましたように、五十五年の國債発行額は、建設國債、特別公債を含めて十四兆二千七百億圓が予定をされておる。これは事実五十四年度の補正後の國債発行額、これと對比しますと、十四兆五百億圓よりもかえつてふえているという数字になつてゐることは明確でありますし、共産党はもっと大幅な國債の削減をするべきだといふことをつとに主張をしてきたわけでありまして、結果として、いまの数字でも明らかかなような、五十四年度予算補正に比べてさへふえている、こういう現状になつてゐるわけ

であります。そこで御尋ねをするわけでありますが、五十五年の經濟見通しは依然不透明な部分も多いわけ

であります、五十四年度のように、ある程度の見込み以上の税の自然増収があった際には、優先的に国債発行の減額に回すということは当然の措置だろうと思うんですけれども、自然増収があった場合にはそういう方向で対処をするということでもやってもらえるかどうか、この点をお尋ねします。

○国務大臣(竹下登君) これは佐藤さん、最善と信じて提案した予算をいま御審議いただいております。そのさなかで、いわゆる自然増収が出てくるであろうというようなことは、申し上げるには適当でなからうかと思ひます。

その意味においては、したがって国債の発行量につきましては、年度途中または年度末に減額が可能なる場合には、減額措置をいまままでとてまいりました。経済情勢に応じて、弾力的に今日まで対処してきました。五十五年度においても同様、財政事情等において可能な場合には国債発行額の減額を優先的に行うということは、五十四年度にとった措置に対する考え方をそのまま持つておる、正確にはそういうお答えをすべきではないかというふうに考えます。

○佐藤昭夫君 もしも見込み以上の税の自然増収があった場合には、いまままで対処をしてきたと同様の精神で対処をしていくのだという御答弁かと思ふわけでありますけれども、五十五年度からさらに五十六年、五十七年、こういう財政再建を進めていくわけであります、非常に合点がいかぬのは、提示をされております財政収支試算を見ましても、五十五年度国債発行十四兆二千七百億、五十六年度十四兆五千三百億ということで、五十五年度よりも五十六年度の方が財政収支試算上の計画としては国債発行がむしろふえていくという姿になっておる、この点は非常に理解に苦しむわけですね。

五十五年度はもちろんのこと、五十六年以降も、当然できるだけ速やかに国債発行の縮減を図っていくという方向が一貫して貫かれなければならないのじゃないかというふうに思うのですけれども、

ども、この点についてはどうですか。

○国務大臣(竹下登君) いま財政収支試算というものは、いわゆる新経済七カ年計画というもので公共投資はおおむね二百四十兆やりますとか、あるいは社会保障移転費は対国民所得十四兆二分の一、六十年度になるようにしますとか、そういう支出の面を前提に置きまして、それに必要なものを税負担は二十六兆二分の一を、これを六十年度にはそうしますというふうなことから、今度は機械的に五十五年度予算ベースで数字をつないでみますと、おっしゃるとおりのことが出てくるわけでありまして、したがって、必ずしもそういう国債の発行額につきましては、その年度の内の数字を確定したものではないというふうに、まず一つは御理解をいただきたいのであります。

したがって、後半の御意見を交えての御質問でございますが、五十六年度以降において五十五年度のような税収の伸びを期待することはなかなかむずかしい問題でございますだけに、今度は歳入歳出両面を通じて幅広い角度から財政再建の手だてを考えて、やはり精神としては国債の減額を図るよう努力してまいりたいと、このように基本的に認識をいたしております。

○佐藤昭夫君 基本的には、一貫して国債の減額を図っていくと、こう言われていながら、財政収支試算にあらわれておる矛盾を指摘をしておるわけですね、時間もありませんので別の問題でお尋ねをいたしますが、今回、問題になっております法人税率の引き上げが見送られたわけでありまして、この課題は、例の税調の中期税制答申でも法人税率に若干の負担の増加を求める余地があるというふうになつてた問題でありまして、言うまでもなく、最近は大企業も好決算を上げ内部留保も年々増大をしておる、こういうことでありますので、当然、中小企業に対しては一定の配慮をしつつ、そういうことを前提にして法人税率の引き上げが取り上げられるべきではなかったかというふうに考えておるわけですね。

昨年の春、三月二十九日の本委員会でありましたが、私はこの法人税率の問題でも質問をいたしました、その際、当時の金子大蔵大臣は、「今後財政需要が高まるにつれてどう法人税率の税率自体を考へるかということにつきましては、今後も検討を加えてまいりたい」と答弁をされておったんでありますけれども、結局、この問題が今回具体化をされていまいという姿になっているわけでありまして、いろいろ新聞報道から推察をしましても、財界の圧力に大蔵省が結局は屈したのではないかと懸念を大きく持つておるわけですね。こうした点で、大蔵省としてこの問題をどう検討されてきたのか、今回具体化を見るに至らなかった原因は何か、こうしたことについて御説明を願いたい。

○政府委員(高橋元君) 五十五年度の税のあり方というものを考えてまいります場合に、当然のことながら五十五年度の財政の編成、それを第一歩といたします今後の財政再建の問題というものにとり取り組んでいくということが背景になったわけでございます。

昨年以来の諸般の社会経済状況等から、税制調査会で年末に相当集中して熱心な御議論をいただいたわけでございまして、五十五年度は財政再建は緊急の課題であつて、その具体的第一歩を踏み出すということは当然のことでありまして、その際の視点として、まず第一に、公債発行額を先ほど大臣からもお答えがありましたように一兆円以上減額を図る、自然増収を優先的に公債減額に充てる、それから予算の編成に当たっては歳出規模を極力抑制するとともに、租税特別措置について思い切った整理縮減を行うことなどによって対処していく、何らかの増収措置を講ずるとしても、必要最小限度のものにとどめるということが強く求められるというのが、基本的な姿勢であつたわけでございまして、

わが国の法人税は、御案内のように、歳入の中で、税収の中で三〇%を超えております、ウェイトが。これはどの国にもその例がないわけでありまして、ヨーロッパにまいると、大体法人税の割合というのは国税の中の一割を切っております。でございますから、確かに佐藤委員からのお話のございましたように、法人税率を上げて法人税収を高めていくということが、歳入としては非常に大きな力を持つておるということになると思ひます。

その点につきましては、かねがねから各国の法人の実効税負担率の比較からして、わが国の法人税率は高いとは言えない。したがって、機会をとらえてその引き上げについて検討していくべきだという中期答申がございまして、私もたびたびこの委員会でもお答え申し上げておりますように、税制調査会、それから私も役所の中でも十分検討を加えてきたわけでございまして、先ほども申し上げましたような五十五年度税制の基本的な方針というものが、まず歳出の抑制というものを図ることによって財政再建に長期的に取り組んでいくために国民の御納得を得られるための一番のそれが捷徑であるということから、ただいま申し上げたように、五十五年度の課題としては、法人税率の引き上げということが見送られました、そのかわり退職給付引当金の繰入限度の改定によりまして、二千七百七十億円という税負担の増加を法人に求めるということにいたしましたわけでございます。

○佐藤昭夫君 五十五年度法人税の扱いがかかることになった検討の経緯については御説明があつたわけでありまして、五十五年度より五十六年度さつきも指摘しましたように、国債発行額が財政収支試算によれば、五十五年度より五十六年度の方がさらにふえていくというこの矛盾を解決をするために、もちろん歳入の見直しと同時に、歳入面でもどういう見直しをすべきかということが当然課題になってくる。

そうしたことからお尋ねをいたしますが、法人税率の引き上げ問題はこれで断念をした、ピリオドを打ったということではなくて、五十六年度以降に向けて法人税率の引き上げ問題については検

討課題に据えていくんだということは、確認をしておろしいですね。

○国務大臣(竹下登君) 本院において行われまし  
た財政再建決議におきまして、歳入歳出両面からこの財政再建の手だてを考える、こういう御決議をいただいたおわけでありまして、したがって、法人税率の引き上げの問題等については、当然、避けて通る課題ではないというふうに理解をしております。

○佐藤昭夫君 もう一点お尋ねをいたしますが、いわゆる歳出の見直しにかかわつての問題であります、すでにいろいろな場で議論をされておりますが、去る十二月二十八日、予算案編成の最終段階で、大蔵大臣、厚生大臣、内閣官房長官、自民党三役との間の福祉見直しの覚書なるものがつくられたという問題に關してでありますけれども、衆議院で大蔵大臣が御答弁になつてゐるのを拝見しますと、結局、大蔵大臣が呼びかけてこういう集まりが持たれ、覚書がつくられていったという経緯であります、これを、率直に語つておられるわけでありまして、確かに予算編成の中心である大蔵大臣という役目ではありますけれども、しかし、本日に国民生活を守りつつ財政再建をどう進めていくかという上で、福祉問題というのを今日どういう位置づけをするかということについて、余りにも歳出を抑制をする、まず福祉の切り捨て、ここに非常に大きく傾斜をしてゐるんじゃないかという危惧を大いに持たざるを得ないわけですね、とりわけ、覚書なるものが、福祉の問題に集中をした覚書を交わされてゐるという点については、どうしても理解に苦しむ問題だと思つて。

こうした点で、この十二月二十八日の覚書は、まああれはああいうことで、これからの財政再建をどういう方向で進めていくかという点については、文字どおり、言われるように、歳入歳出について国民的立場からの総合的で全面的な見直しをやるということで対処をする。あの覚書は、事実上あんなものは撤回するんだということで対処

をしてもらふ必要があるだろうというふうに思ふんですが、この点についてどうですか。

○国務大臣(竹下登君) 財政の現状を考慮してみますと、財政全般の見直しを進めて歳出の節減、合理化を図るための厳しい努力が必要とされておるという認識は、これは共通するところでありまして。

そこで、たとえてみますならば、御審議いただいております五十五年度予算にいたしまして、公共事業等は伸び率をゼロにした。しかし、社会保障等につきましては予算はそれなりに対応してきておるといふ事実が証明しますように、わが国の社会保障は、制度的にもだんだんだんだん国際的に見ても遜色のないものになってきております。そして、この水準を維持していくということは、福祉政策というものに携わる者としては、そのたゆまざる努力が必要であります。しかし、八十年代といふものを称して、よく不確実性の時代でございまして、あるいは不透明の時代でございまして、とか言われますが、確実でありそして透明であるのは、高齢化社会が来るということだけは、これは確実であり透明度がきわめて高いわけでございます。そうすると、費用負担というものがそれなりに増大していくということは、避けて通れないことになりまして。

そこで、社会保障、福祉政策というものの水準を落とさないでこれを国民の皆さん方に還元していくという考え方に立つならば、少しく長期な観点で、これらの仕組みにつきましても体系の問題あるいは効率化の問題、給付の適正化の問題、そして高福祉、適正負担というような問題を、まさに長期の視点からとらえてこななければならぬというのも、これは必然の理であらうと思つております。

したがって、五十六年度の制度改正に關する覚書というものは、確かに言い出しつと申しますが、その場における発言は私が一番最初したと記憶いたしておりますが、お互いが一つの政策目標として確認し合つたという性格のものでござ

います。それが老人保健医療制度、児童手当制度、社会保障施策の所得制限全般等の基本的見直しという文字の上であられておるわけでございますけれども、財政再建の際に、いわゆる福祉政策というものが聖域であつてはならない、やはり高福祉には適正負担がついていくべきものであるという考え方で確認を合つたという性格のものであるというふうに、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 ただいまの答弁では納得できませんが、時間がありませんので、その問題は引き続きいろいろな場で続けていきたいと思ひます。

次の問題に移りますが、いわゆる銀行の大口融資規制に關する問題であります、すでに四十九年に銀行局長の通達が出されて五十年がたつておる。この三月末が大口融資規制のいわゆる目標達成期限ということになっておりますが、一体その見直しはどういう現状にあるのか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(米里忍君) 先生いま御指摘のございましたように、四十九年の暮れに通達を出しまして、大口融資規制を適達上指導してまいつたわけでございますが、当初、四十九年十二月時点で超過件数は九十九件、六十二社という数字でございましたが、漸次これが減少してまいりまして、五十四年九月末で三十四件、十四社まで減つてまいっております。

ただいま御指摘のございましたように、五十五年三月末というものが経過期間終了時ということになっておりまして、現在、各金融機関、極力解消に努力してまいりまして、かなり進歩いたしまして、ほとんどのものが五十五年三月には大口融資の解消を実現するという状態になっております。

○佐藤昭夫君 ほとんどのものが解消をすると言ふ。にもかかわらず、これは連日のように最近新聞に報道されていきますから周知の問題であります、三井銀行については達成が困難だと。単に困難だということじゃない、むしろ最近、三井銀行

については開き直りともいふべき、こんな銀行局長通達で守れるものかという態度に出ている。

たとえば、「金融財政事情」という雑誌が出ておりますが、七十九年九月二十四日号の草場敏郎さんの、三井銀行の専務取締役であります、この方の論文のようなものが載つておりますけれども、そこを見ましても、むしろ電力や商社については融資規制の適用を除外すべきだ、要するにあの銀行局長通達、これをもう一遍もとへ戻すべきだ、こういう論が張られておる。これは非常に重大な問題ではないかというふうに思つておるわけですが、こうした点について一体大蔵省はどういう見解なのか、未達成の三井銀行に対して今後どういう指導措置をとっていくのか、この点についてお尋ねします。

○政府委員(米里忍君) 三井銀行の三井物産に対する融資でございますが、この通達を發しました当初、自己資本の約八〇%という数字でございましたが、努力を続けまして五十四年九月末現在で約四〇%、ここまでは下がつてきておるわけでございます。しかし、普通銀行の場合には自己資本の二〇%というのが規制基準でございまして、それにはまだ達していないという状態でございまして、三井銀行がさらに一層の努力を重ねまして、この大口融資の解消を図るということを、私どもとしては強く期待しておるわけでございます。

なお、ことしの三月末に超過を解消できるかどうかという点につきましては、三井銀行からは、まだ解消できないという話は私どもは聞いておりません。もし伝えられますように、解消できないという点でございまして、これは明らかに通達違反ということになります。各金融機関が非常な努力を重ねられまして三月末までで解消するという形になっておりますのに、もし通達違反というところが出るとすれば、それはきわめて遺憾であるというふうに考えております。今後どういふふうに取り扱うのかということ

は、先ほど申しましたように、まだ解消できないということをおもは三井銀行からは聞いておりませんので、強く解消することを期待いたしますとともに、もしできなかったということになりましたら、それはその時点におきまして適切な取り扱いをしたい、かように考えております。

○佐藤昭夫君 これは多くの新聞が報道しておりますが、二月の五日に開かれた全国銀行協会連合会の会長会見の席上で三井銀行側が、二〇多額の達成は困難であるということを表明されているという報道もありますし、いま答弁をされているというように、そういう話は聞いていないという簡単な問題であらうかというふうに思うわけでありまうけれども、ただいまの答弁で、もしそういうようなことになれば明らかに通達違反であるということと厳正なる対処を、措置をとっていくんだというところでありますね。

○政府委員(米里君) 解消をされました他の金融機関とのバランスという問題もございまして、十分の場合には適切な措置を考えていきたいと考えております。

○佐藤昭夫君 大蔵省が特例として認めております東京電力でありますけれども、ここについて、いま問題になっております電力料金の値上げ申請にかかわって、昭和五十五年の一月出されております「需給計画ならびに施設計画」の中を見ますと、今後とも資金調達には「民間借入れに依存せざるを得ない」ということで「引続き、大口融資規制の緩和措置を前提として、金融機関からの調達に努め」というふうに、正式に提出をされております東京電力の「需給計画ならびに施設計画」の中の二十四ページのところに書いてあるわけでありまして、いわばこの大口融資規制通達に対して、極力その方向に向かって努力をしていくという姿勢が全く見られない。

エネルギー関係の公益事業だということで、電力に対してこのような特例を認めるということでは、今後ますます拡大をしていくおそれというものが十分にあるわけですね。そうした点で、

金融制度調査会の答申や、また五年前の通達の精神、そういった点から見ても、この大口融資規制の今日とてきておる措置というのは最低限の措置でありまして、そういう公益性を理由にして特例を設けることについては、今後大蔵省として、は、そういう特例は極力縮小をするというのが、当然今日までとられてきた精神だろうと。

ところが、いまこういう東京電力のような、これまで開き直り姿勢の一例だろうと思えますけれども、こういうことが大手を振って通っていきまうことになるんじゃないかという危惧を私は強く持つわけですね。こうした点で、いま東電の通達をどういう態度に対して、これまた、厳正な対処をしていただく必要があると思えますけれども、その点どうでしょうか。

○政府委員(米里君) 電力業につきましては、私も一般的に電力業に対してこの大口融資規制の例外を認めているというものではございせん。電力でただいま例外措置を講じておりますのは、東京電力だけでございまして。

で、東京電力につきましても申請がありました場合には、各期ごとに事業計画、資金計画を個別にチェックいたしまして、真にやむを得ない事情があるかどうかというのを慎重に検討しておりますわけでございます。東京電力の場合、御承知のように、いわゆる電力供給計画というものの主要な地位を占めております関係から、どうしても巨額の追加資金が将来の電力需給のバランスを達成するために必要であるというようにございまして、資金調達面ではこれまでいろいろ努力を重ねております。社債につきましても、過去最高の社債というものを五十四年度におきましては発行する、四千二百億という五十四年度の社債発行額を予定しております。

それから、間接金融につきましても極力調達源を多様化するという努力をいたしまして、最近に至りまして東京銀行あるいは農中あたりからの新規借入れを行っております。あるいはまた、生

保、担保からも借り入れ増加をしておるというようなことで、できるだけ東京電力も努力をし、私もそのように指導してまいっております。ただ、どうしても五十四年度末には限度超過という銀行が出てしまおうという状況にございまして、これをまた認めませんと、電力事業の公益性、いわゆる必要な設備投資というものを続けることができなくなる、したがって今後の国民生活にも大きな影響があるというような非常にむずかしい問題がございまして、やむなく五十四年度におきましては例外措置を講ぜざるを得ないというようなことになるわけでございます。

いまお話しした五十五年度以降につきましては、またその時点におきまして事業計画、資金計画上どういう対応策がベストであるかということをおもは個別に当たってまいらうということ、五十五年度以降は大蔵省の融資規制の例外扱いをするかどうかというものは、そのときの時点のまた判断にならうかと思っております。

○理事(細川護国君) 時間が来ておりますから、よろしく。

○佐藤昭夫君 もう最後ですけれども、五十五年度以降は今後検討する問題だというふうに言われておるわけですが、現に五十五年三月末段階で、東電については目標達成をしないというところが明らかだということでありまして、そういう場合に年限を切って、いつまでに東電についてこのへ到達をさせるんだという主導目標を持っているからという問題が一つです。

それからもう一つは、こういう目標到達をしていくに当たって、系列金融機関からの肩がわり融資によって、形式上は一銀行からの融資規制にはなっているけれども、しかし、依然として系列銀行総体的に、全体として見れば融資比率が非常に高いという状況が多くの部分で残っているという点でありますから、系列銀行総体として規制をしていくという、さらに大蔵省の主導を積極的に進めさせてもらう必要があるだろうというふう

わります。

○政府委員(米里君) 御承知のように、現在、銀行法の全文改正という作業を進めております。そういう意味で、いろいろ今後の大口融資規制のあり方につきまして、各種の角度から検討してまいりたいと考えております。

○市川房枝君 まず、大蔵大臣にお伺いしたいことは、一月三十日に行われた本会議で、国務大臣の演説に關する代表質問というので、二院クラブ代表の青島幸男氏の、政治家個人に対しての政治献金の税法上における扱いについての大臣の答弁について伺いたいと思っております。

大臣は、あのとき第一に、政治家個人に対して税制上の特別な義務を付することは一般国民と差別することが問題であるとおっしゃっております。それから第二番目には、税法上守秘義務を課されている税務署への届け出にするとガラス張りにはならないということをおっしゃっております。そこで引き続き政治資金規正法の領域の問題として検討していくべき課題だろうと思うと、こうおっしゃっております。これらについて、私としてはちょっと納得のできない点がありますので、ここでいま一度、これの説明を大臣からお願いしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 先生おっしゃいますのは、政治家の政治姿勢として、すべて政治資金等ガラス張りであるべきだと、こういう御趣旨だと思っております。私は、政治論としてのその御意見には、くみすべき点がたくさんあると、かねて考えております。

たとえば、資産の公開でございまして、か、そういう問題も一つの方法でございましょう。ただ、それを税制面でとらえるということになりますと、それじゃ税制面で政治家はそういう明細を届け出なきゃならぬ。そうすると、それがさらに裁判官はどうだとか、あるいは一般公務員はどうだとかというように感じになって、税制そのものというものは国民全体に対してあるものでございまして、そこで差別問題の一つの突破口を開

くということに対して、税制の上から適当でないではないかというお答えを一つしたわけでございます。

それから二番目のお答えは、いまも御指摘がございましたとおり、税務署には税務上の守秘義務というものがあつたわけでございます。したがって、そこへ仮にもし明細を出したとしても、それがガラス張りにはならないわけですが、本人が自主的に、私はこのような申告をしましたと報道機関なりで公表しない限りにおいては、それは、守秘義務のまた例外規定をつくるわけにはいかぬということでありまして、税制の面からそれをとらえるのは適当でないではないか。したがって、やはりこれはモラルの問題もございまして、政治資金規正法の範疇の中で、これは御案内のように、自治省なり都道府県選挙管理委員会へそれぞれ報告が義務づけられておるわけでございますから、その中であるいは明細を付すとかいうような問題は考えられるべきものであつて、税制上で考えることについては適当だとは言えないではないかという趣旨で申し上げたわけでありまして、

したがって、モラルの問題として、また政治家はそういう身ぎれいにしておるべきである、かねての御主張のようにガラス張りであるべきであると、そういう問題は問題として、私もお互い政治家として、国会の場等で議論をして進めていかなきゃならぬ課題だというふうに私も考えております。

○市川房枝君 大臣の御趣旨はわかりました。それについていろいろ意見はありますけれども、時間の制限がありますので、簡単にこれは私の意見として申し上げたいんですが、一般国民と差別になるとおっしゃる。いまもやっぱりおっしゃったんですが、そういうことをおっしゃるのなら、現在の政治家個人に対してのいわゆる政治献金というものの収入は、どんなにたくさんもあつても届け出の必要がないと、こうなつておられますね。政治活動に支出して余りがあつたらそれには課税

するけれども、余りがなかつたら全然届けなくともいいと、こういうことになっておる。

だから、結局、これは一般の国民と非常な差別といひますか優遇なんであつて、これは私は国民はその点納税をしてないということであつて、差別とおっしゃるのなら、それこそこれもちゃんと届け出をさせるということ、私は大蔵省、税制の方で考えていただいてもいいんじゃないかというのを申し上げたいし、それからガラス張りの問題を、それは公表するかどうかという問題になつてきますけれども、私はいま申し上げたように、残りがあつてもなくても、これだけ収入があつたんだという届け出といひますか、あるいはその収入をどう使つたんだといひますか、それだから残りがもうないんだという届け出は少なくとも税務署に私はすべきだと。

それでない、と、やっぱりいま言いましたように、これは政治家に対する非常な優遇である、特別扱いなんだというので私は国民が納得しない。いや、そこからこの間のグラマン事件のような五億四個人への政治献金をもらったんだと、けれども何ら届け出をしてないし税金も払っていないというふうな事件が起つてくるので、それに対して国民は非常な不安を持つておるわけなんです。そういう点をひとつ考えていただいて、また適当な機会に伺いたいと思ひますから、それをひとつ伺ひたい。

それから、政治資金規正法の問題だということでありまして、それはもう言えると思うんですが、これは別の問題として、税制は税制として、さつき私が申し上げましたようなことについての大臣のちよつとお考えを伺ひたい。

○国務大臣(竹下登君) これはせつかくの御提案でございますが、ガラス張りをどこでチェックするのが一番適当な場所かという、私は、すでに報告が義務づけられておる政治資金規正法の範疇の中で解決した方がより可能性というものが強いというふうにご考へておるわけですが、

税制というものは国民に対する平等、ただ税と

いうものは意識の中にはこれは自分の義務と考えると同時に、取られるという意識がございまして、ね。したがって、政治献金の場合、使つて残つたものだけが雑所得になるという、気持ちの上で非常に優遇されておる、こういう感じが国民が持つということ、これは私は全く理解できないわけじゃないのです。

しかし、それをどこで、どこ分野でその姿勢を出すかということになると、税というものの国民一般に対する公平の原則から考えた場合に、政治資金規正法の範疇の中でそのことは検討されるのがやはり一番正確で近道ではないだろうか、こういう意味で申し上げたわけでございますので、先生の平素お考えになつておる考え方、国民感情のとらまえ方、それを私は否定するものではございません。税制そのものの範疇の中で解決していく問題であるというふうに、お話ししておるわけでございます。

○市川房枝君 いまのお話伺ひましたが、本当は私は、雑所得と政治献金を考えるところにおかしなこと——雑所得というのはそれこそいろんな、私もから言へば、原稿料とか、あるいは講演料とかいふのはみんな税金を差し引かれてくるわけなんです、つまりその収入を得るために使つた費用を差し引いてその残りに課税するということなんです。ところが、政治献金の場合は、それを受けるために一体どんな働きをしたのか。何にもしてない。何にもしてないでもらつておるんじゃないのか。

普通の雑所得の考え方とちよつとこれは逆になつちやつておるんですが、雑と言うからいろんなものをそこに入れるのだと、こういう解釈もあるかもしれないけれども、だから、むしろ私は、政治献金を税の方で規定なさるのなら、一時所得ということになさればまだ所得としての考え方としてはいいと思ふんですが、しかし、いまの、これは税法では扱わないというところは、私はちよつと納得できない。莫大な収入があるんだから、それに対して全然課税をしないということではす

ね。

それからもう一つ、収入から政治活動に使つて残りがあつたら、こう言うんですが、一体、政治活動に本当に使つておるのかどうかということ、こういうものが政治活動でございまして、国税庁からは毎年文書が私どもに来ておるんですが、それでなくつて私用に使う、家を建てるとか借金を返すとか、あるいはいろんな私用に使つたのがそういう中に一体あるのかないのかというところは、国税庁の方では全然それはお考えになつていないのか、お調べになつていないのか。それは国税庁の方の答弁かもしれせんけれども、大臣からその点ちよつと伺ひたい。

○政府委員(高橋元君) 一時所得とすべきかどうかという問題でございますが、税法の解釈の問題でございますから、私からお答えをさせていただきます。

政治献金といったような政治資金収入は、一般的には個人とか法人、後援団体、政党、それぞれがその支持する政治家に負託した政治活動のための費用を提供する趣旨のものである。したがって、政治家としての地位にある限り、どなたが提供なさるか、その提供者は異なつたとしても、継続して入つてくる、収入する性質のものだといふふうに思ひます。それで、また半面で、政治資金の収入を受けられた政治家は、その資金を負託された政治活動のために費消しておられるというのが実情であるというふうに思ひます。

そこで、ただいまお示しがありましたように、一時所得ということになりますと、「継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労働その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない」とこれが所得税法上の定義でございます。

ただいま申し上げたようなことからしますと、一時所得ということでございまして、「継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労働その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない」とそれが一時所得でございますから、政治資金収入というものは一時所得にはならないと

いうふうに思いますし、無償性を有する贈与という規定からも外れてまいるというふうに思います。そこで、現在の所得税法の十分額というものを前提といたします限りでは、これは雑所得として課税をさせていただきますということが正当であろうと思います。

それから、雑所得の経費としてどのようなものがあるかということ、申告書の手引きのようなものに書いてございますように、大体七つぐらい例示してございまして、もっぱら政治活動のために使用した秘書、事務所職員の給料、手当、ただし国から支給されるものを除く。第二番目に、もっぱら政治活動のために使用した事務所の賃借料。第三に、もっぱら政治活動のために使用した通信費、旅費。それから第四に、国会報告、政見発表などの費用。第五に、もっぱら政治活動のために支出した委託調査費、図書費、会議費。第六に、政党の政治活動費用を賄うために経常的に負担する本部費、支部費。第七に、政治活動に関する交際費、接待費。かようなものが、政治資金にかかる雑所得の必要経費であるというふうに現在取り扱っておりますのでございます。

○市川房枝君 いまお答えいただいたことは、それは私よく承知して居る。私が伺ったのは、そういう政治活動として掲げてある事項のほかに、それを私生活に流用する場合が絶対にないのか、一体あるのか、そういうことを国税庁はお調べになっているのか、お考えになつて居るのか、そのことを伺ったわけですか。

○政府委員(高橋元君) 国税庁が参っておりますので、執行の段階で私どもの承知しております範囲で申し上げます。適正に雑所得としての収入金額及び必要経費の調査をさせていただきますというところであると承知しております。

〔理事細川護国院議員、委員長着席〕

○市川房枝君 もう時間がほとんどないかと思うんですが、これに関連して、自治省の政治資金担当の方にも来ていただいていると思うんですが、いま大蔵大臣にお願いしました一月三十日の本会

議での青島氏の政治家個人に対する政治資金についての質問に対して、後藤田自治大臣も答弁をしておられます。それで、後藤田大臣に直接伺うのが本当かもしれませぬけれども、きょうは担当の方の方に伺いますが、後藤田自治相は、内閣から事務的に検討するよう指示があったので、いま与党との間で検討しているところでありまして、こうありましたが、どれくらい進んでおりますかどう

か。 ついでに答弁していただくことがもう一つ、いまの改正になった新しい政治資金規正法は、五年たったら再検討するというところに法で規定されておりますが、これはその五年目ですが、自治省ではどんな準備をしておいでになるかどうか。

それからもう一つ、あの改正になった政治資金規正法で、たとえば企業あるいは労働組合の寄付限度額というものは規定されております。それで、それ以上寄付したらそれは違反になるということになります。一体その違反——ほかに違反のことはありますか、少くとも、少なくともいま申し上げた寄付限度額に対する違反というものを調べに参つて居るか、お調べになつた数字がありましたら伺いたい。これはもしきょう伺えませんでしたら、後でお調べいただいております。お願ひいたします。

○説明員(緒方信一郎君) まず最初に、規正法の見直しの状況でございますが、政治資金規正法の見直しにつきましては、昨年九月に出されました航空機騒音問題等防止対策に関する協会の提言の趣旨に沿ひまして、政治家個人の政治資金の明朗化を図るという方向で、現在鋭意検討を行つておるところでございます。一方、自民党におきましても、選挙制度調査会で大変御熱心に御審議をいただいておりますところでございますので、十分連絡を密にしながら検討を急いでまいりたい、かように考えておるところでございます。

それから、五年後の見直しの問題でございますが、現在検討しておりますのは、ただいまお答え

をしましたとおり、航空機騒音問題等防止対策に関する協会の提言の趣旨に沿ひました緊急の課題として、当面取り上げるべきものについて行つていこうものであるわけでございまして。現在、五年までまだ若干時間があるわけでございまして、五年後の見直しにつきましては、今後の課題として引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。ただ、現在取り組んでおります課題というものが、政治資金規正法全般にわたります見直しの中でも大変大きな問題の一つであるというふうには考えておるところでございます。

それから、限度額違反の実態を調べたことがあるかということでございますが、いわゆる個別制限と言われます百五十万円を超えるものについては調べたことがございますので、これはまた後ほど御報告いたしたいと思います。

給養規制につきましては、これは私どもの方では、公表されたところではわかりませんので、調べる方法もないということでございますので、御了解いただきたいと思います。

○市川房枝君 ちょっと一言だけ。 調べる方法がないとおっしゃつたけれども、私にはあつた方法の規制がある、規定がある以上は、やっぱ行政当局としてはお調べになると。それは全般がもしむずかしいけれども、あるものを限つて調べていただきたい。

それから、お調べになる場合にちよつと申し上げたいことは、いわゆる地方の政党支部といひますか、あるいは政治団体なんか企業なんか寄付しております。そういうものも計算しなければ総額が出てきません。だから、それもあわせて、部分的にでもいひから、ひとつちゃんと調べたい。いや、お調べいただくべき義務が自治省としてはあると思ひますが、お願ひをいたします。

ありがとうございます。

○説明員(緒方信一郎君) お言葉を返すようでございますけれども、給養規制と申しましたのは、一つのある会社なら会社が総額幾らまで寄付でき

るかという、そういう制限のことでございますけれども、いわゆる寄付者の側から幾ら寄付をしたかという報告を受ける制度になっておりませんので、もしもいたした方から公表されたものを、全部ただいま申し上げたように調べまして、わかるものについてはわかるわけでございまして、けれども、必ずしも全部が全部公表されるものではない。たとえば百五十万円以下のものではございません。あるいは個人にいつておりますものとかいいますのが現在公表されませんので、結局、私どもの方では手がかりが乏しいところはない、こういうことでございまして。わかりましたかと思ひます。

○野末陳平君 先ほど公定歩合の質問が出ておりましたが、お答えの方はほぼ出尽くしたように思ひますので、それに絡めまして私は国債のことについて二、三聞いておきたいと思ひます。

国債の個人消化ですが、いまどのくらいの比率で推移しているかという、ここ数年の動きですね、それを最初にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(渡辺善一君) 最近数年の個人消化の比率を申し上げます。

五十年が六・八%、五十一年が一七・二%、五十二年が二六・六%、五十三年度二一・九%でございます。

○野末陳平君 五十四年は。

○政府委員(渡辺善一君) 五十四年度はまだ完全に実績が出ておりませんが、推計見込みによりますと、大体一四%強ぐらいということでございます。

○野末陳平君 推定で言いますと、かなり下がつて居るようですが、この辺どういふふうに判断されて居るんですか。

○政府委員(渡辺善一君) 先ほど申し上げましたように、金融情勢が非常にやはり国債の消化に影響を及ぼしておるわけでございまして、大体金融が緩和に向かう局面におきましては、個人消化も

含めまして国債の消化環境から言えば非常にいい成績を上げておられるということでございます。

御案内のように、五十四年度に入りましてから金融は引き締めの局面に入っておりますので、全体として国債、公社債全般の消化環境が悪くなつてきておる、こういうことじゃなかろうかと思ひます。

○野末陳平君 それは投資家心理から言えば当然だろうと思うのですが、ただ、政府としては、国債の発行を抑えなければならぬと言いつつも、どうしてもこれを出さざるを得ない。出す以上は、やはり売らなさいかぬということになりまして、個人消化の点ですが、これからまだ個人消化を促進させるといいますか、個人に買つてもらうという努力を続けるつもりなのか、その辺、一段と力を入れようとなさっているのか、あるいは実勢に任せておるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○政府委員(渡辺喜一君) 個人消化というのは、何と申しましても国債消化にとっては一つの大きな柱でございます。特にこういう国債の大量発行下におきましては、国債消化の円滑化、安定化という観点から、私どもは個人消化というのは大変重要である、今後ともできるだけその促進には努めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○野末陳平君 そうしますと、個人消化をなお促進したいという点で考えると、先日来の国債の暴落が非常に好ましくないのは、これはだれが見ても当然なんです、たとえば六分一厘が八十一円台をつけたというの、これは言い方によつては国の信用がた落ちというか、まるでたき売られておるようなものですね。異常なことだとばかりは思ふんです。ですから、特に六・一に限らずですが、昨今の債券市場全体の崩壊をどういふふうに分析なさつたのか、その辺についてお考えを聞きたいのですが。

○政府委員(渡辺喜一君) 最近、特にことしに入りましてからの国債の市況というのは、一月中は

ほぼ安定しておつたわけでございますが、二月に入りましてから公定歩合の引き上げの予測等が出てまいりまして、金利の先高感というふうなことから軟化をしまつたわけでございます。公定歩合が二月の十九日から引き上げになつたわけでございますが、その後はさらに急激に国債市況が悪くなつた。本来ならば、公定歩合が決着を見た後というのは大体落ち着きを取り戻すというのが通常でございますが、今回はむしろ公定歩合引き上げ決着後、急激に市況が悪くなつた。こういうことでございまして、私ももといたしましては、それが本場に市場の実勢金利であるかどうかという点につきましては、かなり疑問を持ったのは事実でございます。

と申しますのは、その公定歩合引き上げ後に急激に、しかも一日ごとに市況が悪くなつていくというふうな状況でございまして、ある意味では、そこになかなか行き過ぎもあつたかというふうな感じを持ったわけでございます。

いずれにいたしましても、かなり心理的な原因、要因によつて債券市況というものが影響されておるといふことでございまして、私ももといたしましては、市況の安定という点のためにそういう面についても十分配慮をしていく必要がある、こういうふうな点でございまして、次第でございます。

○野末陳平君 いまのお答えの中の心理的な要因による行き過ぎ、この辺はどういうふうな分析でされるかわからないんですけれども、投資家の心理、特に個人消化ということを考えている以上、個人に与える影響はこれは非常に大きいと思ひますね。

ですから、当然何らかの市況安定のための手を打たなきゃならぬし、ほんのちよつと当局も手を打たれたようですが、ぼくはここのとこころの値崩れが非常に国債不信ですね、国債を持つても決して有利じゃないぞ、あるいは国債を持つても損をしそうで、これはいい商品でないというふうな国債離れが今後一般と個人においても——機関投資家の場合はまた別の考えを持つてしまうけれど

も、個人においてこれは非常に進むと。ですから、個人消化をなお一段と大きな柱として進めたいという立場から言うならば、個人消化はますますむずかしくなるという懸念があるんですが、どうなんでしょう。そうすると、やはり簡単な手を打つだけじゃ済まないと思ひますね。

○政府委員(渡辺喜一君) おっしゃるとおりでございますので、私ももといたしましては、何といつても市況をできるだけ安定させるということが必要ではないかと考えるわけでございます。

基本的には、国債の発行量が多いというところに問題があるわけでございまして、今年度の国債発行量につきましても、補正予算で一兆二千二百億の減額をいたしたわけでございまして。来年度の予算につきましても、当初ベースで前年度比一兆円の減額を図るというふうなことで、これからできるだけ発行量の圧縮には努めてまいりたいと思ひますが、それでもなおかつかなりの量の発行ということがこれから続くわけでございまして、その消化ということを考えました場合には、何といつてもこの市況をできるだけ安定させていくということに配慮をしていかなければいけないと思ひます。

したがしまして、市場のニーズ、そういうものに十分の配慮をする。たとえば発行の銘柄につきましても、できるだけ市場のニーズに合ったような銘柄、そういうものの発行に努力をしていくということ、銘柄の多様化にも努めてまいつたわけでございまして、それから公社債金融等につきましても、できるだけこれを拡充していく、あるいは個人の場合につきましては、従来から税制上の優遇措置というふうなことも講じられておるわけでございまして、何とかしてこの市況をできるだけ安定して、国債の円滑な消化ということに努めてまいりたいと考えておるわけでございまして。

○野末陳平君 非常にむずかしいと思ひますので、ぼくもこれから国債を個人に買つてもらうにはどうしたらいいのかなというふうな考えをすれば、いい方法ないわけですね。やはり資産選択としてはどうも国債はよくないというのが、ほぼ定着しているようにも思ふんです。

で、市況安定とおっしゃるけれども、低迷のままの安定で、決して高められたことでもないでしょう。それから、ニーズに合わせて商品も多様化と。事実、ここ数年は多様化していますが、しかし、中心はやはり十年物の長期ですからね。ですから、どうも簡単なことでは少なくともこの個人消化という点は進まないんだらうと思ふんですよ。

そこで、いろんな問題が生じてくるので、時間の関係で余りできませんが、大蔵省が今後どんな広告を出されるか知りませんが、証券会社の広告なども、ぼくはちよつと疑問に思つたりしているんですね。でもこれはいま言いませんが、ひとつ大臣にちよつとお聞きしたいんです。

今度の三月債は一応八分ですね。この十年の国債を、特別マル優でも何でもいいんですが、大臣だつたらどうでしょう、お買いになりますか。これは非常に大事なところだと思ふんです。要するに、買う気にならないような、ぼくだつたら、はっきり言つて買う気になれませんね、いろいろの事情があります。しかし、買う気にならないものを、個人消化を促進するというのでいろいろな広告を出して買わせようと、その結果が必ずしも期待にたえないような債券市場の現実ですね。この辺考えた場合に、非常にこれはむずかしいと思ふんです。ですからお聞きするので、八分の国債、大臣はどうですか、余裕があつたら買ひますか。

○国務大臣(竹下登君) 三月債の八分にする際に、いろいろ省内で議論をいたしました。私自身が国債購入に意欲を持っておるかという、これは国務大臣として閣議で決めて、何ぼか毎月買わされておるという表現はおかしいのですが、お買い上げしておるのです。しかし私自身、投資家でございますので、そういう意味で国債というものをながめたことはいままでありません。で、途端の御質問に対しての心境を申し述べると

どの自信はありません。

しかし、諸般の情勢から、六・一國債ですね、大変な問題のあります。その後の推移からして、私は三月債六千億でございましたが、これは消化できるだろうということで、そういう条件にしたわけです。しかし、重ねて御質問をなさるうちにその感觸がつかめますように、やっぱり基本的には、國債発行額が多過ぎるというところに問題があると思うのです。

したがって、素直な心境で申し上げますと、一兆円としては減額しましたと言いつながら、売れないからやめたのではないかと、こういうふうにならねばならぬ。なるほどそれもそうかなという自己反省をするぐらいな状態でありまして、いろいろな工夫をしまして、これらもこの市場のニーズに合うような発行条件等を考えていきたいというふうに思っています。

○野末陳平君 三月債の売れ行きを見てからでないと、いろいろなことは言えませんが、控えますけれども、いずれにせよ、どうも國債発行の条件について、もうちょっと弾力的に取り組まないといけないのだめだろう。

やはり発行姿勢が、少し全体の金利体系のバランスの上に立つて、新聞用語で言うところ、常に硬直化しているということになりますか、何といたって、ばくはもう少し個人消化を考へるならば、やはり買いたい人の、あるいは買おうとしている人のニーズにこたえるように、発行条件は弾力化しないうえに、これに踏み切るかどうかです。問題は、そこら辺を大臣にお聞きしておきたいのです。

それで、これは三月債が売れば問題なくなるかもしれないんですが、しかし、今後のこともありますから、國債の場合に、買手手い条件を示すという魅力ある商品ということが一つですね。それからもう一つは、このところのいい教訓だと思ふんですが、値崩れを簡単にするようじやだめです。やはり持っていて損をしないぞ

と、途中で換金しようというふうな必要があったときでも安心してできるというふうな、損しないという安心感。本来、これを言っていたんです。ね、発行するとき国は、それから広告もそうなんですね。大蔵省の広告、証券会社の広告も、それを何となくにおわせたような売り方をしてきたんですよ。でも、それが全然裏切りになつたでしよう。

ですから、条件の弾力化ということで、いままでどおり硬直してむずかしいとおっしゃるのか、それともやはりそういうことも当然考へなきやならぬときに来ているんだということなのか。その辺だけを、はっきり大臣にお考えをお聞きしておきたいんですがね。

○政府委員(渡辺喜一君) 私ども國債の発行条件につきましては、決して硬直化した態度をとってきたつもりはございません。現に今年度においては、すでに去年の三月、四月、それから七月、またつい最近と、こういうふうな頻りに発行条件の改定を行つてきておるわけです。

ただ、改定時期におけるそのときの市況というもの、これはもちろん条件改定の際に十分参考にしなければいけないわけですが、そののみによつて条件を決めるというわけにはなかなかまいらぬ。國債というのは、発行したらばそれから、たとえ十年債なら十年という長い期間の金利がそこで決まるわけでございますので、ごく最近の短い期間の金利動向によつて、今後十年の金利を決めるというわけにはなかなかまいらぬわけでございます。やはり基調的なものといえますが、そういうものを十分勘案していかねばいけません。

それからまた、他の公社債に与える影響あるいは他の公社債金利の現状、こういうものも十分勘案していかなければいけないということでございます。それからまた、その國債金利によつて各種金利が影響を受けるわけでございますから、そういうものが金融、経済全般にどういふ影響を及ぼしていくかというふうなことも、やはりこれは國

の決める金利でございますから、十分勘案しなければいけないわけでございます。そういうものもろの要素を十分総合的に勘案して発行条件は決めていく。ただし、発行条件の改定については、これはできるだけ弾力的にやつていくと、こういう考え方でございます。

○委員(世耕政隆君) 大蔵大臣の所信に対する質疑は終了いたしました。

○委員(世耕政隆君) これより請願の審査を行います。

第六一号筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願外百六件を議題といたします。

本日までに本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事會において協議いたしました結果を御報告いたします。

第八八号預貯金の利子引上げに関する請願は、議院の會議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと、第六一号筑波研究学園都市移転跡地の利用に関する請願外百五件は、後日改めて審査することに意見が一致いたしました。

以上御報告いたしましたとおり決定することに御異議ございませんか。

○委員(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

○委員(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(世耕政隆君) 日本専売公社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

下大蔵大臣。○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました日本専売公社法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現下の厳しい財政事情にかんがみ、小売定価が昭和五十年末以来据え置かれてきた結果、製造原価の上昇に伴い、売り上げに占める専売納付金の比率が相当の低下を見ている製造たばこについて、その小売定価を改定することとし、所要の改正を行うこととしたものであります。

また、現行の専売納付金制度のあり方等につきましては、従来から種々の議論があり、制度の改正の必要を生じております。このため、昭和五十二年十二月の専売事業審議會の答申を踏まえ、製造たばこの価格形成方式の明確化、財政収入の安定的確保と日本専売公社の自主性の向上、その経営の効率化を図る見地から所要の改正を行うこととしたのであります。

製造たばこの小売定価の改定等による専売納付金の増収額は、昭和五十四年度予算におきましても重要な財源となつております。また、現行の専売納付金制度に対しては、最近、諸外国からの批判が強まっております。制度改正の速やかな実現がぜひとも必要であります。

このような状況にかんがみ、ここに日本専売公社法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

第一に、製造たばこの小売定価を改定するため、製造たばこ定価法において法定されている種類ごと、等級別の最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり十円ないし三十円、パイプたばこについては十本当たり十円ないし十二円、葉巻きたばこについては一本当たり十円ないし四十円、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、専売納付金制度の改正につきましては、現在、日本専売公社法において、専売納付金

の類は、日本専売公社の純利益から内部留保の額を控除した額と定められておりますが、これを製造たばこの種類ごと、等級別に定じ、小売定価に売り渡し数量を乗じた額に法律で定める率を乗じて得た額から、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を差し引いた金額とすることとし、これにより、財政収入の安定的確保を図るとともに、小売定価に占める国及び地方の財政収入となる金額の割合を明らかにすることとしております。

なお、法律で定める率は、製造たばこの種類ごと、等級別に定じ、三一・〇％ないし五六・五％と定めることとしております。

第三に、専売納付金制度を改正することに伴って、日本専売公社の経営がその企業努力だけでは吸収し得ない原価の上昇によつて圧迫されるおそれが生ずることとなることにかんがみ、現行の最高価格法定制を基本的に維持しつつ、たばこ事業において損失が生じた場合または生ずることが確実であると認められる場合で、たばこ事業の健全に於ける合理的な経営を維持するために必要と認められる場合に限り、大蔵大臣は、あらかじめ専売事業審議会の議を経た上、法律で定める最高価格に一・三を乗じた額を限度として、物価等変動率の範囲内において、製造たばこの種類ごと、等級別に暫定的な最高価格を定めることができることとしております。

このほか、専売納付金制度の改正に関連し、輸入製造たばこの価格決定方式を明確化するため、関税定率法において、日本専売公社が輸入する製造たばこを無条件免税の対象から除くとともに、製造たばこに係る関税率を改定する等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその内容を申し上げます。

なお、この法律案は、第九十回国会におきまして衆議院で継続審査となり、今国会で同院において法律番号を修正して可決の上、参議院に送付されたものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 本案に対する質疑は午後二時一十分まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本専売公社法等の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片岡勝治君 それでは、まず先陣を承って、今回提案されております俗に言われるたばこ値上げ法案、あるいは法定緩和措置のこの法律案に関連して、質問を申し上げます。

まず、その前提条件といたしまして、最近の経済情勢、私たち国民の側から見ても大変心配をするわけでありまして、当初、政府が予定をいたしましたゆるゆる経済見通し等も、昨今の国際的な、あるいは国内的な情勢からすれば、これは大幅修正をしなければならぬのではなからうかとさえ感ずるわけでありまして、特に、こうした物価高が心配される中で、軒並み公共料金の値上げが行われる、再び狂乱物価時代が到来するのではないかと心配するのは、ほとんど大部分の国民だろうと思うわけでありまして、この点につきまして、まず大蔵大臣から今日の経済情勢、特に物価問題を中心とした見通しなど、お聞かせをいたしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) この私の所信表明をお読みいただきまして、景気、物価面にらみの中、当面は物価に重点を置かざるを得ないというように表現をいたしてきておりますが、本日、きょうの時点で仮に所信表明を申し上げるといたしましたならば、当面はということではなくして、まさに今日は物価問題が最重点になってきておると認識いたしております、このような答えをしなければならぬような環境であると思うのであります。

いま経済見通し等についての御意見を交えての御質疑でございましたが、消費者物価が、最初は四・九と申しておりましたのが、五十四年度の実質見込みが四・七でござるものじゃないかということが一つ言えると思うのであります。ただこの問題は、三月が七・七で抑え込まれたときに、初めて四・七というものが守れるということに相なるわけでありまして、

それで、二月というものがあれだけの上昇をいたしましたのは、まさにこれは季節商品とでも申しますが、野菜の高騰等ということが言われておりますが、野菜等の問題が、われわれが施策を施した効果がどれだけ出てくるかということ、四・七が守れるかどうかという大変瀬戸際ではないかというふうに思っています。そうしてまた、卸売物価につきましては、当初見通しを大きく変更して一二・一ということになっております。これは恐らく三月が二・一、幾らということになれば、当初が三・四というふうなときがござりますので、やっとなり得るものではないかというふうに考えておるところであります。

ただ、幸いにいたしまして、一方で、いわゆる経済というものは堅調に推移しておるといふことは言えると思うのでございます。たとえて申しますならば、きょう入りしました数字で申し上げてみますと、一月の失業率が前年同月二・〇六でござりまするが一・八七という、いわゆる雇用情勢も厳しいながら緩やかな改善基調を維持しておるといふことが、この失業率等から見れば言えるではないかというふうに思うところでござります。したがって、確かに景気というものもいささかという事態になるかは別といたしまして、いまのところ着実な拡大が続いて、雇用情勢も厳しいながらも緩やかな改善基調を維持しておると言えるわけでございますが、先ほど来の御指摘のように、物価問題が最初に申し上げました数字に示される

とおりでござりますので、これが五十五年度どう影響してくるかということについて、日銀当局におかれましては、四回にわたる公定歩合の引き上げを、先般異例の措置として国会開会中にこのことが行われたわけでござりますので、当面はこれらの推移を見守りながら、弾力的な対応策をやっていかなければならぬ。で、特に季節商品、野菜等につきましては、先般も、予備費等の支出をいたすことによりまして、緊急に産地に対して春野菜を早目に出荷してもらうための奨励措置を行うとかいような措置は行つておるわけでござります。

で、一昨日行いましたところの円の安定対策というものは、これはやはり経済の基調を自衛的に維持していくという言葉の中には、当然、物価問題もこの中へ入つておるわけでござりますので、まさに総合的に知恵を凝らして、そして国会の場等でいろいろ議論を寄せていただくことを参考にさせていただきながら、物価問題に対して積極的に見通しを立てておりますところの、消費者物価で五十五年度は何か六・四という数字で抑えていきたいというふうに、精いっぱいこれから努力しなければならぬ課題であるというふうに考えております。

○片岡勝治君 日銀が発表したこの一月の卸売物価が総平均指数で一二四・〇、前年同月より一九・三％上昇、こういう数字になっており、さらに二月の卸売物価は前月比上昇率で一月を上回るという数字が予測をされているわけですね。このことが、直ちになだれのように、消費者物価に今日時点で影響されておられませんけれども、やがて必然的に消費者物価にあらわれるということでは、ある程度覚悟しなきゃならぬと思うわけですね。

消費者物価を見てもまいりまして、昨秋ごろから物価の指数が上がりまして、九月まではほぼ三％台であったのが、十月には四％、十二月が五・八％、一月に六・六％、月がかわることになったんアップしているわけでありまして、二月の

東京都の区部では七割台になってきた、こういうことが報道をされているわけであります。

そういったしますと、もちろん私たちは悲観的な事態が出ることを望むわけではありませんけれども、しかし、このような事態を静かに考えてみると、やっぱりある程度われわれとしては覚悟しなければならぬような事態にきているのではないかと。政府も決してこの情勢を楽観視しているとは、私も思いません。思いませんが、しかし、どうも情勢を楽観的に見ている、そういうような心配といえますか、指摘ができるわけでありまして、そういう点で、こうした大変激しい卸売物価指数の上昇、これがやがて消費者物価に波及してくるわけでありまして、この長期的な見通しというものは大変困難でありますけれども、つまり五十五年の経済見通しというものは、当初政府が考えておいたような見通しと比べて一体どうなのか。

それは一つの目標ということではありますけれども、この政府の経済見通しについて、今日時点ではこれを修正するとか訂正するというようなことはないと、そういう考えは持たなくていいのだというふうにお考えなのかどうか。それとも、この際、この見直しが必要なのではないかと私たちは考えるわけですが、この将来見通しについて、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いま片岡委員御指摘のとおり、卸売物価で見ますと、これはまさに外的要因でありまして言ってしまうとそれまででございますが、当初見通しにおきましては一・六と言っておいたものが、いま実績見込みでも一・二・一と言っているわけでございますから、これは大変な、まあ言ってみれば見込み違いと言われればそのとおりでございます。

で、御指摘のありました二月の東京都区部ではございますけれども、上旬が二〇・二、中旬が二一・一と、こういうことになっております。四月・六月三・六、七・九が一〇・五、十一・十二が一六・一ということになりますと、当然一・三

が平均しましても二〇%あるいは二一%といううなことになるのじゃないかという感じがいたすことは事実であります。

一方、消費者物価は、当初が四・九でありましたのが、四・一六の三・二、七・九の三・五といううなもので支えられまして、東京都区部で七・六と言われているのが七・七で仮に三月がおさまるといたしますと、恐らく専門的な数字は、はじき方は私詳しく存じませんが、総務長官の発表では四・七におさまるだろうと、恐らく四拾五入で四・七四といううなことを頭に置いて言ったかなというふうには私承っておりましてけれども、そういう感じがいたします。

したがって、卸売物価が一・二・一で仮におさまたといたしまして、これが五十五年の政府見通しの中で原油価格の上昇というものが急激に今後ともたらされるという、五十四年度ほどの状態にはなからうかと思ひますので、いま九・三を卸売物価では見込んでおりますので、消費者物価では六・四を見込んでおられるわけでございますが、卸売物価上昇の影響が漸次及びつてございしますものの、いまのところ安定的に推移しております。

一方、昨日の措置等が、きょうのところは二百四十七円台といううなことで動いておるようでございますが、円安傾向がこの卸売物価に大きな作用をしたというものの、今後安定的に推移していったとしますならば、私はこれは目標として、いま直ちに片岡先生もうギブアップしましたという性格のものではなく、やはりこれを努力目標として、五十五年の経済運営をやっているかきやならぬというふうにお考えおとるころであります。

○片岡勝治君 こうした先行き大変心配な情勢の中で、軒並み公共料金の引き上げが現に行われつつあり、あるいは国会に提案され、あるいは政府の認可としていま審査中のものも相当あるわけがあります。これらがそれぞれ消費者物価を押し上げる要因になることは、これは否定できない事実であります。それに加えて、いま私が申し上げま

したように、私どもの予測しなかった卸売物価の引き上げとか、あるいは最近急激な円安傾向、こういうようなものが、これにさらに大きく影響をされてくるのではないかと。つまり、当初政府が考えておいた公共料金の値上げ、引き上げ、そういうものが消費者物価を押し上げてくるわけでありまして、さらにその加速要因として卸売物価とある、あるいは円安とか、そういうものがあるのではないかと、こういう感じがするわけですが、この関係はいかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 卸売物価の上昇の原因は、これは何としても一次産品、特に原油価格の上昇ということが一番大きなウェイトを占めておりますが、さらに円安傾向がこれに拍車をかけておること、これも事実である、これは片岡委員と私の認識もほぼ一致しておるところであると思ひます。

したがって、いまの御意見を交えての御質問と申すのは、いわゆるこの予算関連公共料金というもので、これが消費者物価への影響度を年度平均寄与度という表現でございしますが、これにつきましては、確かに全部で約〇・八%程度といううな計算をしておるところでございます。

さらには詳しくは、たとえば国立大学授業料等につきまして申しますならば五十三年度改定の学年進行分も見込んでございします、非常にその点は詳しく精査しておるところでございますが、この〇・八%程度というもの、この今年度の上昇率の六・四%の見通しに対する〇・八%というところであるわけでございます。したがって、このほかにご覧いただけますが、これは言わずもがなのことでございしますが、電気、ガスの料金改定の問題があるわけでございます。

これらが消費者物価に波及をします大きな要素になるわけでございますけれども、これから私どもとしては総合的な中でこれに対応していかなければならぬのは、いまおっしゃった円安傾向に対して、午前中日銀総裁も、大體通貨当局者としては、いまの二百五十円という線を超したら

まさに異常であるといううな表現は、平素よほどのことではないと使わないわけでございますが、あえて今日の円安傾向は行き過ぎであるということを、日銀当局からも言葉としてきょうお答えがあったとおりでございますので、これらについては、本日に総合的にこの対応策を、これはその時点において対応していくだけの心構えを絶えず持つていなきやならぬ課題であるというふうな、理解をいたしておるところであります。

○片岡勝治君 まあ、公共料金の引き上げにはいろいろ理由もありましようし、また、ある時期においてはやらざるを得ないという内部的な要因も出てくるわけでありまして、しかし、これは民間企業と違って、国会なり政府なりの恣意的な行為によつてこれをストップできるし、あるいは引き上げを決めることもできるわけでありまして。そういうことからすると、私はいまこの時点で公共料金を引き上げるといふことは、率直に言うて時期としては一番悪い時期ではないのかといううなことを感ずるわけですね。

それじゃ、いい時期がいつかということになれば、これは大変むずかしいわけでありましてけれども、しかし、今日の経済情勢を考えたときに、あるいは国民の心情的な傾向を見たときに、こういうときには大変苦しいけれども、何らかの便法措置を講じて公共料金の引き上げについてこれを抑制していく、そういうことによつて国民のいわばインフレ的な機運、そういうものを冷やしていくといううな政治的配慮が必要ではないかと感ずるわけですが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) いまの御意見は、それなりに私はもつともな御意見だと思ひます。ただ、今日いわゆる予算関連でいふ影響がすでに出ている、わずかでございしますけれども、米の政府売り渡し価格が二月から行われまして、これが〇・〇八%程度CPIへの影響がございします。そうして、この予定されておりますものの中でも国立大学の授業料、これが〇・〇一、そうして国

鉄運賃が〇・〇八、郵便料金が〇・〇四と、そういうことになりました。〇・二一％にこれらのものであります。そして、いま御審議いただいておりますたばこ定価が、これが〇・三三影響度を持つておる。そして、健保法改正によりますところの初診時の一部負担でございますとか、あるいは入院時の一部負担でございますとか、そういったものを考慮いたしますと、これが〇・二四、そういうことになるわけであります。

したがって、国会の論議の中におきましても、まず、いま私が申し述べましたようなものは、他の御売物価から経済のマーケットメカニズムによって変わってくる消費者物価への影響というものでなく、政府自身の対応でこれは抑え切ることのできる範疇に属するものではないかという御意見、まさにそのとおりでございます。

ただ、そこで問題になりますのは、仮にこれを抑えたといえますと、仮に当分の間値上げはしないというような方針を決定するもの、これは大変勇気の要ることであろうと思ふのでありますけれども、そもそも公共料金は経営の徹底的合理化を前提としつつも、受益者負担の原則というものに立って、物価、国民生活の動向に十分に配慮しながら厳正に取り扱ってきたところでございまして、そうして、公共料金を合理的なコストと著しくかけ離れたままにこれを放置したといいたしますと、単に財政負担の増大という問題のみでなくして、費用負担の公平を欠くということから、結局はある時期に、いまも御指摘がありました、いづれかの時期は別として、今度は一時期に大幅な引き上げを行わざるを得なくなるというような、将来の物価行政を混乱させる要因にもまたなり得るわけのものです。

したがって、いまは抑えるのも勇気が要るのでございまして、あえて値上げをこのようにして国会の場で審議をお願いするということにも、また、将来の物価体系から申しますならば大いに勇気の要ることであつて、いまその勇気を持つてお願いをしておるといふふうに、御理解をいただければ幸いでありまして、

〇片岡勝治君　そういう勇気を余り派手にすると、これは国民の方は大変心配をするわけですが、特に今回のたばこについては、その値上げの理由について確かに、なるほどそうかというような点もないではありません。

ただ、私たちが大変心配するのは、国鉄もそうでした。大幅値上げと同時に、国会のいわば審議権といえますか、そういう国会の私どもの権能というものを取り上げた。今回のたばこもそうです。たばこは二一％の値上げじゃない、これから国会はもう物を言うなと、もちろん三〇％という制限はありますけれども、今度はもう大蔵大臣の判こ一つで三〇％以下ならどんなに上げることもできますよ、こういう法律案なものですからね。

いま大臣はいみじくも言つたけれど、大変勇気のある提案ですよ、これは。われわれ国会の側からすると、これは大変困つたことだ。一体、公共料金というのはもう軒並み、今度は漏れ承ると郵便料金もそうらしい。一体、国会のいままで私どもが慎重審議をして、賛否はいずれにいたしましても、真剣に討議をして、これでよからうという結論を出してきた、そういうものが軒並み今度はないと思つておられます。大臣、あと何が残つていられると思つておられますか、われわれ国会で決める公共料金というのは、重要な国鉄、たばこ、郵便料金、あとはもう余りありません。電報ですか。これも、やがて取り上げられるんじゃないかと私たちは心配するわけですよ。

つまり、いま国民が、われわれが心配するのは、その公共料金の値上げそのものももちろん何とかこれを抑制してもらいたい、そういう強い願望を持つておられますけれども、それにも増して、なぜ国会の権限を一つ一つ削奪して政府の権限に移していかなければならないのか、なぜ国会を通じて国民の声を聞くそのルートを閉ざさなければならぬのか、しかも、この時期になぜそれをやらなければならぬのかということについて、私

たちはとても了解できないんです。

百歩譲つて、どうしても二〇％値上げしなきゃもうつとつちゃうんだということなら、それなりの私は理解はできるんです。しかし、それにあわせてこれからはもうだめですよ、国会は三〇％以下なら口をはさむことはできないんですというようなことを同時に出すということについて、一体政府は、大蔵省は何を考へておるのか。そんなところに勇気を出してもらつたのでは私たちが大変困る、そういう気持ちで非常に強いわけなんです。大臣も次官も国会議員ですから、みずからの権限をもし取り上げられるという立場にお立ちになれば、これは困つたことだ、そういうふうにお感じになると思ふんですが、ひとつ大臣の国会議員としてのお気持ちをお披露いただきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君)　いわゆる財政民主主義といふものの考え方の基本に立つた場合に、たとえ少し制限を付したとはいへ、国会の審議の外に置くということに対する政治家としての考え方を申し述べると、こういうことであらうと思ふのであります。

私も、もとより同じ国会に席を持つ者でありまして、財政民主主義といふものがいまの時代に最も適合しておるというものであるといふことは、よく承知しております。そこで、私もいままでいろいろな部署部署におつて思ひましたのは、非常に極端な例でございまして、高速自動車道の料金改定といふようなものは、あれは大臣限りの決裁事項になつておるのであります。これはまさに受益者負担の原則だからだと思ふのでございまして、そういういたしますと、私も建設大臣をしておりましたときにも、間タイジーになりがちだといふ感じは事実持つて、それでそれをチェックしてやらうところとして、まあ経済企画庁といふところでチェックしてもらふという慣習をつけただけでございまして。ただ、また別の角度から申しますと、非常に対応がスピーディーにできるといふことは、確かに言えるではないかという感じ

を持ったことも事実であります。

したがって、国会へかけたらすべてがスローモーションになつてしまふという意味であつて申し上げるわけじゃないと思ふけれども、その辺の国会の審議権、財政民主主義と行政の効率化といふものの調和点といふものがどこに見出せるとしたら、一定の基準内における執行権にゆだねるというその制限といふものが、ちょうどその調和点に当たるものではないか、ちやうどその調和点を持ちながら大蔵大臣になつて、初めてたばこのことは、実はたばこを吸つた経験は、いまでも吸つておりますけれども、法律のことはさつぱりわからなかつた私として、レクチャーを受けながら、率直な感じとして、財政民主主義と執行の効率化のその調和点のものが、制限つけられた一つの緩和策ではないか、こういうことを私なりに感じているということを、素直に申し上げたいわけでありまして。

○片岡勝治君　財政法第三条ですか、独占的な事業については一定の制限を設けることになつております。つまり料金を国会で決めろと、こういうことになつておるわけでありまして。いろいろ政府のやつております事業、企業等を見て、私はこの専売が一番独占的な事業の一つだろつたといふふうに考えるわけですよ。それからもう一つは、公共性といふものを考えろと、こういうことがありますが、独占性、公共性。しかもたばこは、もうずばり言えば、百円のたばこを買えば今度の法律でも五十五円、平均五五五、半分は税金だ。こんな公共性の物品といふのはないんです。物品税は取られても一％とか五％。半分が税金だ、そういう物品といふのはほかにないわけでありまして。いま大臣がたばこに火をつけますけれども、その半分は税金ですからね。こんな公共的な性格の物品はない。それをも国会の権限から外して行政権に移す、一体あと何が残るんだろつたといふことを心配すると、いまのこういう公共料金に対する政治姿勢、行政姿勢といふものはやつぱり国民の側に背を向けたそういう政治姿勢だと、こ

う認識は、私はあながち誤りでないと思うんですよ、こういうふうに軒並みどんどんどんやってこられると。

今度郵便料金がそうだ、そのうち電話がそうなるかもしれない。国会議員さん、頼みますよなんて国民の側から言われたって、冗談じゃない、われわれにはもう権限がないんだと、こういうことになったのは、私たちは国民に対して責任を負いかねる。そういう点では、大変大げさに言う、議会制民主主義の危機ということはちょっとオーバーかもしれないけれども、そういうふうにはいえ私は感ずるんですよ。一体どこまでいくんだろう、これで終わりののか。

これは大蔵大臣に対しての質問ではないのかもしらぬけれども、そろそろこの辺でストップしてもらいたいと、率直に私は感じているんですがね。これからは続々片っ端から、みんなこういう方式で取り上げるんですか、大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登) 原則的なお話を申し上げますならば、まさに公共料金というものは、徹底した経営の合理化を前提として、やはり受益者負担の原則のもとに物価とか国民生活を勘案して厳正に対処していくべきものでございますので、私もイージーなそういう値上げというようなことを軽々にすべきものでないということは、よく存じております。

そういうことがあったればこそ、五十四年度予算の財源として見込んでおいた、いま御審議いただいております法律も、そういうある種の世論の背景の中に今日までおこなってきたという現実、私どももこれははたしにしてみても認識しなければならぬところであるというふうに思っております。

ただ、値下げするものがあるかということになりますと、最近、政府部内で議論しておりますので一つございいますのは、いわゆる電電公社の電話料金の、これも夜間と遠隔の地帯とかいう制限はつくようございいますけれども、値下げというような方向の検討もさしていただいておりますものもあるわけございいますので、何でもかんでも上げればいいというような安易な姿勢で、国民の皆様方に対して政権を預かっていくべきものではないと。

それだからこそ、国会というものがそれなりの調和した機能を現実の問題として生かして、いままここで審議していただいております状況そのものが、私はまさに国民世論の大体動向がかくあつて、そして、いよいよここで片岡先生に審議していただけるようになったということも、また国民世論の動向にこたえたあり方ではないかな、こういう期待と願望を込めてお答えいたしましたわけでございます。

○片岡勝治君 そういうお答えを聴いて答弁と、こう言うんですよ。国会の権限を取り上げてしまふという問題について、これは見解の相違になって、いつまでやっても結論の出ないことになってしまふんですが、もう一つこれに関連して心配するのは、地方団体においても同じようなことがありますね。

水道料金とか下水道料金とか、あるいは地方交通、やっぱり国がこういうふうな模範を示す、模範ということにはならぬけれども、国だってやっているじゃないか、今度は地方の知事や市長の方でも、これは知事、市長の権限にしたらいいじゃないかという声が生まれてきますよ。そういう点についてはどうなんですか。これは大蔵大臣の所管かどうかわかりませんが、いま、そういう空気がなしとしないんですよ。国だってやっているじゃないか、金庫番の大家である大蔵省が率先垂範しているじゃないかということになれば、これはこういつた空気が地方にまでどんどんどんどん浸透していく。これはやっぱり地方議会の権限というものが縮小される、果たしてそういう傾向が民主的だと言えるかどうか、大蔵省は心配するんですが、もし大蔵大臣として、地方団体のこの種の問題についての見解があれば、お伺いいたしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登) 地方自治体に対して、あ

えて政府としての干渉がましい私の見解を申し述べたわけにはまいらないかと思うのでございいますけれども、全般的にこうした問題は、経済学とは心理学であると言われるごとく、一つの大蔵省なら大蔵省なりが行う行為が、非常にイージーな形でそれぞれのつかさ、つかさに伝播しがちな傾向を持つものであるということは、私も理解できるところであります。

したがって、国として地方自治体に対して指導、協力を要請しておりますのは、やはり安易な形でもよろしの公共料金に手をつけるようなことはできるだけ厳正にやるべきであるということと、地方財政計画等をつくる場合にも、そのような姿勢を貫きながら、知事会とかいうようなところとも折衝しておるといふふうに、私はこれを見ているところでございいます。

ただ、本当にそういう御質問があつて、私どもが心構えを述べるのが、また、別の意味において地方にもこれが当然のこととして知られて、そしてある種の緊張感ができてくることは、私は幸いなことではないかというふうに考えております。

○片岡勝治君 これに関連して、さらに具体的な今度の法律案について質問したいと思っておりますが、厚生省の方にも来ていただいておりますので、先にそちらの方をやりたいと思っております。

たばこと健康の問題につきましては、最近、特に大変重大な課題になってまいりました。私自身も大変ヘビースモーカーでございまして、最近、思うところあつてたばこをやめたわけであり、私の平均年齢の分まではもう吸っちゃったぐらゐの量だったと思うわけでありまして、そういう意味では相当政府にも貢献できた一人でありまして、大変たばこの好きな一人であつたわけでありまして、この点をまずあらかじめ申し上げておいて、たばこと健康の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

これは日本の公害問題に対する政治姿勢、行政

姿勢というのは、率直に言つて大変消極的であつた、これは自他ともに許すところだろうと思うわけでありまして、いろんな人体に影響がある物質の制限等についても、ほとんどアメリカとか、ヨーロッパとか、そういうところで問題になった、それを受けて日本の厚生省なり政府がこれを制限をする、この使用を禁止する、大変受動的な政策であつたと思うわけでありまして、この政治姿勢、行政姿勢は、たばこと健康の問題についても私ははっきり言えると思うんですよ。

たばこが直ちに人体に大変重大な危険を与える、のんだらがんになるなんということを私は言っているわけではございません。大蔵大臣も大蔵たばこがお好きのようでありますけれども、きわめて健康のようでありますから、しかし、だからと言って、それではいまままでのような、大蔵省というよりも公社の姿勢でいいかどうか、厚生省の姿勢でいいかどうかというところ、これまで大変大きな疑惑を感ずるんです。これから、あるその点を指摘しながら、見解をお伺いしたいと思うんですよ。

まず、たばこについては、WHOの勧告が数たび行われたわけでありまして、こういうものが出ないと、日本の政治というものは反応しないわけですね。もしこれがなければ、黙して語らず、幸いにしてWHOがたばこと健康の問題について勧告をし注意をしてくれたものだから、これによりやうく対応をしたとは言えませんが、特に公社は、ですから、このWHOの勧告について、一体政府は、厚生省は、あるいは専売公社は、基本的にどのような受けとめ方をしているのか、あんなものは大したものじゃないと言ふのか、それともこれは重大な勧告だと、どのようにこれを受けとめているのか、その基本的な姿勢というものを、まずお伺いしたいと思ひます。

○説明員(大池真澄) 御説明申し上げます。ただいま御指摘ございましたように、WHOにおきましては、一九七〇年に事務局局長報告によりまして、たばこの人体への影響について報告があつたわけでございますが、その後も一九七四年、

最近また七八年と専門委員会報告が提出されておりました、身体的な影響の面について、広範な内外の研究結果の集約的な内容が紹介されておるところでございます。

一番最近、WHOから日本政府の方へ申し出てきておりますことは、一九八〇年が世界保健デーのテーマとして、喫煙と健康の問題を取り上げておる、これについて政府がその趣旨に沿ったキャンペーンをするようにというようなことを勧告してきております。

そこで、厚生省におきましても、関係機関、諸団体と連携をとりまして、四月、中央の会合を持つことにして、現在企画が進められておるところでございます。

そのほか、先ほど御指摘ございましたWHOの勧告の中で対応でございますけれども、私どもの所管に係ります問題としては、主として一般国民に対する健康教育と申しましうか、衛生教育あるいは啓発活動というようなことでございします。この点につきましては、昭和三十三年、児童の喫煙禁止の問題につきましては児童家庭局長通知をもつて、また、喫煙の健康に及ぼす害につきましては公衆衛生局長通知をもつて、広く全国の各関係機関に衛生教育の問題を呼びかけておるところでございます。

○説明員(小幡琢也君) お答え申し上げます。

専売公社といたしましては、昭和四十五年以来のたびたびのWHOの喫煙と健康に関する勧告につきまして、厚生省から連絡を受けております。そういったしまして、この勧告を拝見いたしました。公社といたしまして深刻に受けとめていろいろございします。すなわち、四十五年にこの勧告を受けましてから、早速、専売事業審議会にその対応につきまして諮問をいたしましたわけでございします。その諮問に対する答申が四十六年三月に出されまして、その答申の趣旨に従いまして、いろいろと対応策を講じているわけでございします。どのような施策を行ってきたかということをお申し上げますと、まず第一に、昭和四十七年の七月

以降、紙巻きたばこの包装に、例の注意表示でございしますか、「健康のため吸いすぎに注意しましょう」と、こういった表示をいたしております。それからニコチン、タール量の揭示ということ、これはニコチン、タール量、銘柄ごとの測定は昭和四十二年以来いたしておりますけれども、これを機会に、販売店の店頭で銘柄別のニコチン、タール量の揭示を行って、消費者の選択の便に供しているわけでございします。それからなお、健康面に配慮しましたたばこの吸い方についてのPR、サービス、そういうようなこと、あるいは情報提供等をいたしております。

なお、公社といたしまして、この健康問題、非常に大事な問題でございします。実は公社といたしまして、昭和三十三年以来専門の学者に研究を委託して、三十二年以来ずっと勉強しておるわけでございします。従来は、主として肺がんや喫煙との関係ということに主力が置かれていたわけでございしますが、これを契機といたしまして、肺がん以外にも、たとえば心臓病などの循環器系疾患あるいは肺気腫や慢性気管支炎などの呼吸器系疾患あるいは喫煙習慣の諸とか、あるいはニコチン等の薬理作用でありますとか、さらに最近では、妊婦とか胎児への影響あるいは受動喫煙、いわゆる吸わない人への影響、こういったことにつきましても幅広く研究を拡充してまいっているわけでございします。

それからもう一つは、このWHOの提言などによりまして、低ニコチン、低タール製品の効用というものがかなり示唆されております関係もございします。そういうことから消費者の皆様の関心がそこに向いているということでございします。で、積極的に低ニコチン、低タール製品の研究開発を行いまして、具体的にそういう商品の導入を図ってまいっているわけでございします。

それからもう一つは、未成年者の喫煙防止の問題、これはすでに明治三十三年以来、未成年者喫煙禁止法という法律によって未成年者の喫煙が禁止されておりますが、この防止のPRをこれを

機会に強化する、こういった措置を講じているわけでございします。

以上、いろいろ配慮いたしました。何とかこういった問題につきまして、適切な対応を図っていきたく考えている次第でございします。

○片岡勝治君 厚生省の方のお答えによると、中央で何か研究会ですか、会合をして研究している、検討しているというような、私の聞き違いですか、この点、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(大池真澄君) 失礼しました。

シンポジウムのような形の会合を中央で開催いたしました。広く一般の方々に喫煙の健康に及ぼす問題点につきまして、正しい知識を御理解いただくという趣旨の会合を開くことを予定いたしました。現在企画が進められている段階でございします。

○片岡勝治君 日本の公害に対する対応が大変鈍感であるということとは先ほど申し上げましたけれども、厚生省のいまのお話を聞きました。なるほどこれはひどいなあと感ずるんです。というのは、このWHOの勧告があったのは一九七五年です。いろいろなありますけれども、そういう勧告があつて、いまのお話を聞くと、シンポジウムを予定して、これからひとつというやうなことですから。果たして国民の健康を守るという立場に立つ厚生省として、恐らく皆さんもそう感ずるんでしようが、いかにもこれは感度が鈍いのではないですか。率直に申し上げてそう感ずるので

す。

なるほど厚生省の方から、「児童の喫煙禁止に関する啓発指導の強化について」という文書が出ております。それから「喫煙の健康に及ぼす害について」、これが昭和三十三年、二つの通知が出ておるわけですね。内容は、WHOの勧告に基づいておるわけですね。これは結構なことでありまして、こういう一片の通知だけで、あと一体何をしたいか、私なりに厚生省と地方との関係を調べてみた

ところが、ほとんど皆無ですね。それから、いまお聞きのように、これからシンポジウムをやつて関係者に啓発をしていきたい、こういうことになっておるわけでありまして、いかにも厚生省としての対応が鈍い、率直にこの点は申し上げておきたいと思ひます。

それから、公社の方におきましても、この専売事業審議会の答申、これはどういふ内容を答申されているのですか。これは後で答申の文書をいただきますか。

○政府委員(名本公洲君) 専売事業審議会は、昭和四十六年の三月に答申いたしましたのでございします。この答申につきましては、後ほどコピーいたしましたお手元に差し上げたいと思ひます。

この審議会は、御承知のように、大蔵大臣の諮問機関として法律上定められておるものでございまして、答申におきまして述べておりますことは、紙巻きたばこの包装への表示の問題、それから研究体制の強化の問題、さらに、いわゆる低ニコチン、低タール、ニコチン、タールに絡みましても健康問題が議論されております状況でございします。そのほか、そういう関連での新製品の開発について十分力を尽くすようにというやうなことで、それからまた、未成年者の喫煙防止対策について、公社といたしまして十分留意をしなければならぬというやうな内容のことが、大まかに申しまして、以上のようなことが答申の内容になつておりました。これに従いまして、自後公社の方の対策も講じられてきておるといふ実情でございします。

○片岡勝治君 いま専売公社の方のお答えの中に、昭和三十三年から研究している、つまりたばこと健康のかかわりについて研究をしている、こういうことがありました。この問題につきましても、衆参の委員会を通じてあらゆる角度から検討、質疑がなされているわけでありまして、その中で明らかにされていることは、専売公社が研究をしているそのほとんどが委託でやつておるやうです。ところが、その研究結果が出ますと、これ

は専売公社では発表しないということのようですね。事実そういうことのようにした、私が調べても、これはどういう理由でしょうか。

○説明員(小幡琢也君) 公社が研究を委託いたしました、その研究の成果を発表するかどうかという問題でございまして、従来は、何分この問題は非常に長年月を要する研究課題でございまして、ほとんどがまだ結論が出ていない、研究途上にあるということもございまして、そういった中途の段階におきまして、それを区切って発表するうまい方法があればいいわけですが、先生方もそれはなかなかむずかしい、しかも専門的、部分的でかえって無用の混乱を招くのではないかとその言葉の端をとらえて極端に誤解されるおそれもあるということで、むしろまだ公表は控えた方がいいのじゃないか。そのかわり委託を受けた研究者自身が、論文なり、あるいは学会の発表あるいは専門の医学誌でございまして、専門の雑誌に発表する、そういった形で対処してきたというのが実態でございまして。

しかし、先般来この国会でもいろいろ御指摘がありましたように、何分三十二年からずいぶんたっておりますし、やはりこの辺でいままでもう研究をやっているか、その成果がどういふものであるかということ、できればわかりやすく発表したい方はいないかというふうな御意見に従いまして、公社としてはいまこれを発表するということ、公表するという方向で、何かいい方法がないかということ、実は委託をしまして先生方と相談しながら検討している段階でございまして。

○片岡勝治君 ここにも専売公社の私は姿勢がよくない、そういうことを指摘せざるを得ないんです。三十二年からですから、委託というものはそんなに長い期間の研究テーマを出して、お金を出して研究していただいているんですか。たとえば、三十二年からことしはもう五十五年でしょう。今後二十年間というテーマでどこぞの大学、そういう非常に長期的な研究テーマ、研究体制で委託

託しているんじゃないでしょう。最近の公社の出されたあれによりますと、非常に限定したテーマです。そう長期、十年も二十年もというようなことでなくて、ある非常に限定されたテーマで委託をされておる、こういうことですから、いまのお答えはちょっと私は腑に落ちないんです。ついでに、どういうテーマでその研究委託をしているのか、いつごろその結果が出たのか、委託費、どこへ委託をしたのか。全部そこで答えするのは大変でしょうから、代表的なものをちょっと読み上げていただけませんか。

○説明員(小幡琢也君) 昭和三十三年以来委託しました件数は累計で四十七件、それから委託した相手方は三十の機関、それから委託金額の総額は九億二千五百万円、これは昭和五十四年度まででございまして。

それで、内容はこういうものかとまず申し上げますと、大きく分けてまして喫煙とがん、特に肺がんとの関係ですが、これが実は五十四年度にずっと継続しておりますのが十件ばかりございまして。こういったものをたえて申し上げますと、継続のテーマとして、喫煙と肺がんとの関連に関する研究という、これまた相手は日本肺病学会でございまして、非常にこれは大きなテーマでございまして、肺病学会の方でそういったテーマをいろいろ手分けをして分担しているということになっております。あるいは喫煙と肺がんに関する物理化学的研究というものが、これは労働省の産業医学総合研究所に委託いたしております。余り細かいのはなんでもございまして、あるいは喫煙の影響に関する人体病理学的研究、東京大学、あるいはたばこタール中の芳香族多核炭化水素の代謝に関する研究、これは癌研究会癌研究所、こういったものが喫煙とがんとの関係のテーマでございまして。

それから、喫煙と心臓血管系という大きいテーマ、その中の継続課題といたしましては、喫煙の循環機能に及ぼす影響に関する研究、あるいは喫煙及びニコチンの自律神経系及び末梢血管への影響に関する研究、それぞれ浜松医大とか京都大学

に委託しておりますが、こういったのが五件ばかりでございます。

それから、喫煙と呼吸器系という大きい分類では、継続が喫煙と肺疾患に関する臨床医学的研究、順天堂大学、あるいは喫煙の肺機能に及ぼす影響に関する臨床的研究、そういったものが三件ばかりでございます。

それから、喫煙の生理、薬理という分類、これはたばこ煙中ガス成分の生体作用に関する研究とか喫煙の生体に及ぼす影響に関する研究、いろいろ四件ばかりでございます。

それから、喫煙と妊娠、胎児という分類では、喫煙の妊娠母体に及ぼす影響に関する研究、神戸大学、あるいは受動喫煙といたしましては、喫煙に伴う室内空気汚染に関する研究、その他三件ばかりでございます。

そういったものでございまして、非常に研究テーマが大きい問題でございまして、特にがんはそう簡単に結論が出るものではないと、私も私ども何とか早く出してくれと言いましても、むしろ医学の専門家の方々は、そんなものではない、研究というものは大変なものであるということ、ずっと継続しているわけではございまして、私どもはその中からいろいろ研究の反省というものを先生方のグループに集まっていたいただきまして、それで足りないところをこういうふうに補足したいというのじゃないかというふうに、年々常に見直して研究を継続している、そういうような状況でございまして。

○片岡勝治君 専売公社が研究所なり大学なりに委託をする、その研究成果があれば、当然その報告を受けるわけでしょう、専売公社として、それは当然だろうと思うんです。委託者にお金を出していただくわけですから、それで、いろいろむずかしい問題で、その成果をそのまま発表するといふところから発表しないのだというところなんです。それが、それなら、なぜ研究者が雑誌に発表するんですか。それだったら、やっぱり専売公社がある大学に、あるいは研究所に委託したその断片的な

成果であつても、それは国民の前に発表すべきじゃないですか、開かれた民主的な行政府としてです。それはもう当然の義務だと思うんです。

もちろん、それを読んでわれわれが判断できるようなものではないと思うんです。非常に学術的なもの、あるいは研究途上のものである。しかし人によっては、うん、こういう資料が出たのか、これはひとつ参考になりまして、そういうことで、たばこ健康の問題が広く国民の中に、あるいは学者、研究者のグループの中に浸透して、真剣に検討していく、そういうことになるんじゃないですか。そういうものを、率直に言って怠っていると思うんです。

これはこの前の国会の衆議院における答弁ですね。これはいつだったか、こういう答弁をいたしますね、総裁は、つまりこの問題について質問されて、「五十二年にはお話しのように、一億一千五百万円で二十八のテーマについて研究委託をいたしております、そのうちもう完了したものもあるわけですが、それが完了したのだから発表してはどうかという御意見、まことにありがたい御意見でございまして、外部に委託してやりましたものであります、公社がその内容を発表すると、その研究自体がかなり基礎的なもの、あるいは部分的なものが多いとございまして、その発表の仕方いかんによっては、公社がたばこを売りたいために余り健康に害がないような宣伝をするのはけしからぬとか、あるいは逆に、どうもたばこを吸うことに問題がありそうだというふうに誤解される心配がございまして。したがって公社といたしましては、従来から公社としては発表しない、その研究をされた委託研究者自身が学会等におきましてこれを発表することにしておりますと、こういう答弁をされているんです。

つまり、いままでも公社が、国民の健康とたばこの関係について莫大なお金を出して研究委託をしている。これを公社として発表しない理由は、これなんです。それで、これは総裁が答弁

しているんですからね。つまり、たばこ健康の問題についてある研究成果が出た。これは大丈夫だ、安全だ、そういう成果が出たときに公社は発表するかという、これはしない。なぜかという、たばこをどんだん吸いなさいという宣伝になるからではない。たばこは国民の健康に害がある、そういう研究成果がある研究所から出てきた。これを公社が発表するか、しない。なぜか。これはたばこが売れなくなるからです。そうでしょう。これは総裁が答弁しているんです。

ですから、公社におけるたばこ健康の問題の対応の仕方というのは、もう本質的にそういうものを私は持っている。したがって、三十二年からいまのお答えによれば九億二千五百万円、九億円のお金をかけて、しかしその成果は一切公社としては発表しませんよ。こんなことを国民が納得しますか。しかも、総裁がそういう答弁をして、どっちの結果が出てみないから発表できないんだ、こんなことが許されますか。私は国民の一人として、大変憤りを感ずるんですよ。

○説明員(泉美之松君) お話のように、前の国会——大分前でありましたけれども、その際、そういったお答えを申し上げたことがあるわけでございますが、その後、衆議院の大蔵委員会などにおきまして、もしそういう委託研究の成果が出ておるのなら、それを発表すべきではないかという御意見もございました。ただ、その成果と申しまして、大変部分的なものが多くございまして、たとえば健康の問題の中でも肺がんの問題あるいは心臓病の問題、呼吸器病の問題等について結論が出ておるといっていただけ、ある程度の成果がわかっておるわけでございます。

それで、それを公表するかどうかの問題につきましては、そのときにはいま申し上げたような理由でお断り申し上げておったのでありますけれども、お話のように、九億も金をかけて委託研究した成果が出てまいりますれば、それを公表しないということは適当でございせんので、先ほど小

幡総務理事からお答えいたしましたように、ただ、その研究成果は大変医学の専門用語を使っておりますので、それをそのまま発表したのではなかなかわかりにくいということから、それをもっとわかりやすい表現に直してもらってそれを発表したらどうかということ、いまその発表のやり方について、委託申し上げておる研究者の方々と相談いたしておるところでございます。できるだけ早く発表したいと、このように思っております。

○片岡勝治君 私が先ほど申し上げましたこの総裁の答弁は、これは去年のたばこ審議のときの衆議院における答弁だと思ふんです。それは、いまのお答えとちよつと内容が違いますよ。この答弁は訂正しますか。

○説明員(泉美之松君) 先ほど申し上げましたように、この前お答えいたしました当時は、その研究成果を発表することによって公社の態度についていろいろ誤解を生じては困るという考えがあったからでございますけれども、その後いろいろ検討いたしました結果、せっかく相当の金をかけて委託研究したものでございますから、その成果が出てまいりますれば、それについて国民の方々に適当であるというふうに考えを改めたのでございまして、この点は、前の国会の答弁を訂正させていただきます。

○片岡勝治君 私は、そうしたいわば学術論文です。それ、そういうものをやさしく直すというのには、これは公社なんかとてもできませんよ、これはね。これはそのまますばり発表したらいいんですよ。すでに研究者は発表するわけでしょう、学会で。それはやらしているわけでしょう。それは公社が許しているわけでしょう。発表してもいいから、当然委託者に対して許可を求めてまいりますからね。

○説明員(小幡琢也君) 研究の委託を受けた方が論文で発表されておりますのは、その一部でございまして、やはり特定の方が積極的にこれはこう

いう形で出そうということでもとめられたものでございまして、それ以外の大多数の方は、この段階ではまだ外へ出すことは待つてほしいと、これは委託契約の中にもそういう公社限りで発表できないという条項もございまして、従来はそういうことであつたわけでございますが、これは何分まだ初期あるいは中期の段階でございまして、このように昭和三十三年以来大分年月がたつてまいりますと、かなり内容も整備されてきておりますので、いまの段階におきましては、諸先生方に御相談いたしました結果、研究報告は毎年出てまいりますけれども、それをそのまま出してもよろしいということに先般なりました、これからはそういうものをそのまま出すのが一つと、それから、それは非常にわかりにくいものでございまして、ただいま総裁からお答え申し上げましたように、ひとつわかりやすいものを並行して出したらどうかということ、現在準備いたしているわけでございます。

○片岡勝治君 喫煙と健康に関する研究協議会なるものがあるようですね。これはどういう性格の協議会で構成はどういうメンバーなのか、今日まで何をやってきたのか。

○説明員(小幡琢也君) 喫煙と健康に関する研究運営協議会というものが昭和四十八年にできまして、委託研究者の方々を主体に全部で九名から成る委員で構成しているわけでございます。

その協議会の目的でございますが、それは喫煙と健康に関する研究の充実、それから適正な管理運営を期するために公社に置くのだと、そういうことで——失礼いたしました、協議会の委員は十人以内の委員をもつて組織すると。そういうようなことでございまして。

それで、どういった事項について調査、協議をするかと申し上げますと、一つは、毎年度の委託研究計画というものを審査して決まらして課題を選考いたします。それからもう一つは、毎年度の委託研究費の配分計画というものの審査をいたします。それから、毎年度の研究報告の審査とか評

価をいたします。そういうようなこと。それに喫煙と健康に関する世界各國の情報もございまして、内外情報の分析とか評価とか、そういうことをいたしているわけでございます。これは、特に先ほどのWHOの勧告に基づきます専売事業審議会の答申をいたしまして、それを契機といたしまして、研究体制を一層強化するという一環といたしまして設けたわけでございます。

○片岡勝治君 財団法人たばこ総合研究センターというのは、これは公社の俗に言う外郭団体になつていふところですか、この構成、性格、あるいはどういふことをやっているのか。

○説明員(小幡琢也君) たばこ総合研究センターというのは四十七年の九月に発足したものでございまして、最初には人格なき社団でございましてけれども、五十五年五月から財団法人に改組されております。それでこれは関連事業、たとえば日本フイルター工業会の加盟会社とか、あるいは配送事業協会の加盟会社とか、あるいは香料の会社とか、あるいは専売弘済会というものが出捐してできているわけでございます。それで、公社は実はこれには出捐しておりませんが、会員になっております。ただ、こういった財団法人の認可をしたのは専売公社でございまして。

〔委員長退席、理事中村太郎君着席〕

それで、何をやるかと申しますと、たばこの心理的、社会的効用であるとか、あるいは喫煙行動と人間のかかわり合いなどを解明いたしまして、広くたばこ産業、情緒産業のあり方について研究を深めると、こういうような目的を持っているわけでございます。

それから、公社といたしましては、こういった性格の法人に対しまして、この総合センターに対しまして委託費を出しまして、それで先ほどのたとえば人間はなぜたばこを吸うとか、こういった社会的、心理的な研究テーマなどの研究をお願いしている、そういうような実情でござい

○片岡勝治君 これは役員はどうなつています

か。公社から送っているというようなことがあるんじゃないですか。

○説明員(小橋琢也君) 役員は、学識経験者及び公社関連企業の代表者などでございます。

○片岡勝治君 このたびは総合研究センターに、昭和五十二年、喫煙の場所的制限に関する研究というのを委託しておりますね、公社は。

○説明員(小橋琢也君) 公社は委託テーマがいろいろございまして、そういった内容のものを委託したこともございます。

○片岡勝治君 これは幾らで委託いたしましたか、予算。

○説明員(小橋琢也君) 恐縮ですが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○片岡勝治君 年度、何年度予算で幾らと。

○説明員(小橋琢也君) 失礼いたしました。その場所的制限の研究は、実は委託研究ではございまして、たばこ総合研究センターの自主的研究のテーマでございます。実は、センターの活動としては、自主的に行うものと公社から委託を受けて行うものと二つございまして、自主的研究の方でございまして、その内容は承知しております。

○片岡勝治君 本当ですか、それは。いや疑っちゃ悪いんですけども、私の入手した資料によると、そうではないことになっているんですが、これはひとつ確かめてください。

委託したという別にして、ここで研究されたものがございましてね。これを公社では極秘扱いにしているそうなんですけれども、これはどういう理由でしょうか。

○説明員(小橋琢也君) たばこ総合研究センターの研究いたしました内容につきまして、全部が全部これは外に発表できるものばかりとは限っていないわけでございます。といいますのは、やはり一応試行的に研究するという部分もございまして、特に先生御指摘の研究テーマにつきましては、これは聞いてみますと、やはりあれをつくりまし

たときの設定条件が、どうも極端な場合を想定しておりますので、あれをそのまま外へ出しますと、非常に誤解を与えるおそれがあるということと、そういうものはやはりまだ内部の一つの研究の仮の段階であるということとで部外秘と、こういう扱いをしている、こういうふう聞いております。

○片岡勝治君 それじゃ、いまのお答えを聞いてみると、まるで専売公社は知らないようなそぶりのお答えだけれども、そんなことはないんでしょう。ちゃんと手に入っているんでしょう。そうするとまた答弁が——これは私、きょう初めての質問じゃないんですよ。いままでだつてこの問題は取り上げられたのだけれども、公社は非常にかたくなにそれは発表できない、マル秘だという答弁をしているんですよ。知らないなんておとぼけにならないでください。

○説明員(小橋琢也君) その研究の成果は公社としては受け取っておりますし、承知しております。ただ、これを外へ出すのはどうかということと、何でも出せばいいというものじゃございませんで、やはりこれは部外秘として扱いたいということとでお出しできないということを、たしか大分前に御要望があったときにお答えしたという記憶があります。

○片岡勝治君 これも総裁の答弁によれば、委託調査をお願いいたしましたし、はっきり答弁しているんですよ。うそなら見せましょうか、書いてあるんですよ。秘密のものがなぜそれでは外に漏れるんですか。だれが漏らしたんですか、これは。

「タバコロジー」という本、皆さん関係者ですから全部お読みになったと思うんですけども、これは毎日新聞社から出ております。毎日新聞社社会部長の森さんね。この十九ページ、お読みでしょう。

日本専売公社の外郭団体、財団法人たばこ総合研究センターが、一九七七年三月に出版したマル秘資料、「喫煙の場所的制限に関する研究」

には、いち早く一九七五年十月に、さまざまな生活空間における空気汚染の状況を東京で調べた結果が載っている。汚染の目安として一酸化炭素の濃度が測定されたが、デパートの休憩所、喫茶店、酒場、タクシー、新幹線、応接室などでタバコの煙による次のような高い値が記録されている。紫煙汚染は専売公社も認めざるを得ないのである。

一覧表が載っているんですよ。これを資料出してください。外交とか防衛なら、ばくは極秘文書もあると思うんですよ。これが極秘文書なんです。しかも、本に載っているじゃないですか。首かしげたってだめですよ。出しなさい。そんなものが出せないというなら、審議にちよつと協力できませんよ。

○説明員(小橋琢也君) 御提出したいと思ひます。御提出いたします。

○片岡勝治君 いますぐにありますか。取り寄せてください。

○説明員(小橋琢也君) それでは、取り寄せて御提出いたします。

○片岡勝治君 先ほど答弁があいまいだったんですけれども、これは公社が委託したんでしょう。その点、何も隠すことはないんですから、正直に言ってください。

○説明員(小橋琢也君) 別に隠しているわけじゃございませんが、ただ、いま電話で照会中でございまして、しばらくお待ちください。

○片岡勝治君 それでは、いまの資料の提出をお約束いただきましたので、その資料に基づいて若干質問をしたいと思ひますが、それは保留しておきたいと思ひます。

もう一つ、最近、嫌煙権という、たばこをきらく権利ですか、そういう運動が盛り上がりつつあります。そういう団体もできました。運動が進められておるようでありまして、これに對しての総裁のひとつ見解を、この際承りたいと思ひますが。

○説明員(泉美之松君) 特に昭和五十三年の春で

ろから、いわゆる嫌煙権問題というものがマスコミによって喧伝されてまいりまして、各地にその嫌煙権を守る会といったような趣旨の会ができております。

このそれぞれの地域でやっておられる運動の内容は必ずしも同じではございませんけれども、その主な点は、たばこを吸わない、いわゆる非喫煙者の方がたばこを吸う人が隣におつて、その煙を受動的に吸うことによって害をこうむることになるから、そういうたばこを吸わない人の権利を守ってほしいと、こういうことが内容になっておりまして、各種の運動をなさつておられるようでございます。

私どもとしましては、もちろん非喫煙者がそういう立場にあることは十分承知いたしておりますので、たばこを吸う人に対しまして、そのたばこを吸うことによってたばこを吸わない人に迷惑をかけるようなことのないようにしてまいりたい。これはまあ社会的な儀礼としまして、隣に座つたばこを吸うときには、たばこを吸つてもいいですかということを、了解を得て吸うのが本来の姿であらうかと思ひますので、そういうふうな宣伝をいたしておるところでございます。

ただ、いわゆる喫煙権というものが憲法上の権利として認められるべき性質のものかどうかという点については憲法論議をいたしますと、これはなかなかむずかしい問題があるかと思ひますが、私どもとしましては、要するに世の中にたばこを吸う人、これは日本全国で約三千万人おられるわけでありまして、そういう人とそれからたばこを吸わない人がおられるわけでございますので、その両者がお互いにけんかを合はうということではなくして、お互いにお互いの立場を尊重し合つて仲よくやっていくことが大切なのではないか。そういう意味で、たばこを吸う人も、その吸い方について十分注意していただくというふうに、指導を徹底するようにいたしておる次第でございます。

○片岡勝治君 いまここで嫌煙権そのものを論議

しようとは思いませんが、この煙草運動が起りましたときに、総裁がコメントをされているわけですね。つまり、煙草運動の組織が発足をいたしましたアピールを出した。病院、保健所等では禁煙場所を設けるべきである、あるいは国鉄、私鉄等の駅あるいは車両では禁煙の場所なり車をつくるべきである、そういうようなアピールを出した。

このとき、総裁はこのアピールに答えて、こういうことを言っているんです。日本専売「公社」はたばこをつくって売るのが仕事。吸い方がどうか、国民の健康を守るのは、厚生省の役目だと思う。煙草の動きが欧米で高まり、日本でも出てきたことは知っているが、だから私もどうするという問題ではない。いや、そんなことを言った覚えはないと言っている、毎日新聞に言ってお取り消しになった方がいいですね。こういうことをおっしゃっているわけですね。

私は先ほどから、専売公社のたばこと健康にかかわる問題についての政治姿勢が非常に消極的であるという事例をずっと出してきたわけですね。それはやっぱりいまの総裁のこのコメント一つ取り上げてみても、つまりおれの方はたばこをつくって売っているんだ、だからたばこが害があるとか吸い方がどうかというのはおれの方の仕事ではないんだ、おっしゃるとおりなんです。私はそういう点で、専売公社に多少同情しているんです。そうでしょう。自分でつくっているたばこは害がありまふやんというの、口が腐つても言えないでしょう。そういうお立場では、私はそう思うんです。

だから、いい資料が、研究物が出てきて公社では発表しない、これが原則だ、二十年もそういうことを言ってきた。あるいは先ほど私が資料を要求した。これも、私が黙ってれば出てこないですね、ずっとそれは国会にいままで出さなかったわけですから、今度は出すようですね、つまり公社はいま総裁のこのコメント、つまり公社は国民の健康を守るという立場じゃないん

だ、それは厚生省でやればいいじゃないか、これは私は、専売公社の持っている基本的な性格がそういう政治姿勢にしていると思うんですよ。

そこで私は政府に、大蔵大臣に、いまずと私が質問してきた事柄はおわかりだと思ふんですが、専売公社というのとはたばこを売っているところなんですよ。そこでたばこ健康の問題について研究しない、何億の金を出している、九億の金を出した。いい研究が確かにあると思うんですが、私は素人だから、それを見てわかりません。わかりませんが、いい研究は確かにあるでしょう。しかし、それは一切発表しない。気持ちとしてはわかるでしょう、専売公社というのはたばこを売っているんですから。だから、つまりたばこは国民の健康を守る研究、それは公社から離した方がいいんです。公社にそれをやらせるというのは残酷物語なんです、これは。そうでしょう。

だから、公社でやらしておけば総裁のコメントのようになり、いまのようなせつかくの成果も一切秘蔵だ、発表しない。もつとがって言えば、国民に仮に健康上大きな支障があるようなそういうものがあれば、これはもう掘りつづされる危険性がある。あるいはあえてそういう研究テーマを出さないということも、大変うがった、疑いを持つた見方であると思うんです。失礼なんですけれども、いままでの公社の政治姿勢、あるいは行政姿勢を見ると疑わざるを得ない。しかし、私はやっぱり公社はそれはもう限界がある。限界があるから、たばこ健康に関する研究というのは専売公社から一切切り離した方がいいんです。そうでなければ、これはうまくいきませんよ。これはいままでの歴史が、十年、二十年の専売公社の研究の態度というその歴史が明らかにしていると思います。

そこで大臣、どうですか、この際、国民の健康を守るという研究については、公社にやらせることは残酷だ、これから切り離して厚生省、当面厚生省でしよう、直接いきなり大学というわけにいかぬと思うんですね。これこそ大臣の勇氣ある

答弁を私は求めますよ、ここで。

○説明員(泉美之松君) あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

私に對して、先ほど「タバコジョー」の方から、私が煙草運動について申し上げたことについての御言及がなされたわけですね。それは煙草運動が起きた当初、どういふことをなさるか、はつきりわからなかつた点もありまして、専売公社はたばこをつくっているんだから、そのたばこを売ることが仕事なんだというようにことを申し上げたわけですが、しかし、たばこを売ると同時に、たばこをどういふふう吸ってもらうかということもこれは大切なことでございまして、その後スモーククリーン運動を起しまして、たばこを吸うときには吸いがらを街路に捨てないようにと、あるいは大ぜいの人の中で吸うとか、あるいは吸ったばこを吸うについてはそれぞれ禁煙時間というふうなものを設けるとかいうようなことについて、いろいろ各方面と相談申し上げて今日に来ておるわけでございます。そういう意味では、当初申し上げた点から私どもの態度も違つてきておるということを、御理解いただきたいと存じます。

○國務大臣(竹下登君) 私もいま片岡さんのお話を聞きながら、たばこの量が平素ならもう五本ぐらい吸つてなきやならぬのが、三本になつておりまして、これはやっぱり話を聞きながら、そういうある種の心理的影響を私が受けた証拠じゃないかなと、まあこれは現実の問題でございまして。

さて、いまの御質問に對するお答えといたしましては、私は専売公社、すなわちたばこを製造しておるものが自分の製造しておる商品に對して、これが害があるかないかを研究するというのも、私はやっぱりなさなければならぬ一つの責務だろつと思ふのであります。が、一般的に、いわゆる医学上の研究としては、これはいまおっしゃつたように厚生省というふうな感じが私にもいたしたわけでありまして、そういう一般的なたばこの健

康に及ぼす害ということについて、従来、厚生省にどのような予算がついておるのか、袋の予算——袋の予算と申しますが、一般的な研究費の中であつても、それが使われておるのかということについては、私の知識がございませんので、にわかにお答えするだけのそれこそ勇氣がございせんけれども、御質問の趣旨は私にも理解できるような気がいたしますので、少しく勉強させていただきます。

○片岡勝治君 私もおつて非常にたばこが好きだつたし、いまでも大変いいにおいがする。そういうたばこですから、やっぱり慎重に對処して、どういふ健康に影響があるのか。たとへば吸い方によつて、これは公社の方のお話にも載つていますが、けれども、深く吸わない方がいいとか、ゆつくり吸いなさいとか。ですから、そういうようなことは非常に大切だと思ふんです。当面、しかし、そういうことを公社が言へば、やっぱり公社は売りたいというのを言っているんだというふうな誤解をされるわけですね。つまり、研究の成果がどつちに出ても、公社はなかなか発表し得ない。いい結果が出れば、さつき言つたように、これはやっぱり大いにたばこを売りたいからああいうまいことを言っているんだと。仮に悪い結果が出れば、なかなか公社として発表しにくい。ですから、私は研究というものは公社から切り離して客観的な立場のものが研究をして、その都度国民に知らしていき、そういうことが私はいひと思ふんですね。いま大蔵大臣はお金のこと、予算のことがありましたけれども、率直に言つて、たばこのみが約一兆円ですか、国に金を出しているわけですね。ですから、その中から國が専売公社から納付金としてもらうわけですよ、一兆円。一兆円はどこから出てくるかと言へば、こうして皆さんが毎日たばこを吸っている中から出ていくわけですから、その一部分を、一億でも二億でも、これはあるいは事によるとたばこを吸つていの方々の健康に影響するかもしれぬ。せつかく國に對して財政寄与している人たちの健康に害があ

つては大変だから、一兆円の中から一部研究費に回すという事は、これはまた非常に理論的にすつきりしているんじゃないですか。これは国民も納得すると思うんですよ。

ですから、公社の納付金の中から一部健康とたばこの関係について研究費をもう天引き、五千万でも一億でも毎年投入をする、そういうことをやうていくことによって、私はたばこのみに關しては政府を大いに信頼していくと思ふんですね。ですから、まあこれはいますぐお答えと言つてもいゝるんな機構、制度むずかしいと思ふんですが、大臣、ひとつこれも御検討の素材にしていただけませんか。

○國務大臣(竹下登君) 特定な財源を特定なものに使うという考へ方ではなく、いま御指摘の、たばこ健康の問題について、製造者は商品として自分の商品に対しての研究をする、別途、健康管理の面から別のところでの研究が行われると。そういう一つの思想は私も理解できますので、勉強させていただきます。

○片岡勝治君 私、専売公社大いに研究はしてもらいたいと思ふんです。それは健康上の問題じゃなくて、たとえばこれもタールの少ない、ニコチンの少ない、ソフトな——マイルドっていうんですか、そういう点について、少しでも国民の間の心配をかけるようなたばこをさらに研究をして、逆に健康にいいというように、全くニコチンとかタールとは関係ないようなそういうものでも研究をするという、そういう意味では私はほしどしやうてもらいたいと思ふんです。

ただ、いま言つたような健康にかかわる問題は、むしろ切り離した方が公社としてやういひのではありませんか。まあ大臣の方も検討されるようでありまして、ひとつ十分御検討をいただきたいと、このように考へるわけでありまして。

それから、たばこに書いてあります「健康のため吸いすぎに注意しましょう」という標語ですね。これもないよりはましでありますけれども、これはあんまり注意標語にはならないような気が

するんですね。焼き芋の袋に、食べ過ぎに注意しましょうとか何か同じような感覚なんですよ。やっぱりもうちょっとたばこについては、警告的なそういう標語にもう一步進んだらいいか、でしようかというふうに感じるので、この点はどうか。

○説明員(小橋琢也君) 御承知のように、日本の「健康のため吸いすぎに注意しましょう」ということでございまして、外国の例を見ましてもその表示文言はいろいろございまして。やはりそれぞれの国の事情と申しますか、社会的な習慣なり風土、こういつたものでお国柄を反映してまいらる特異になつてゐると思ひます。非常に有害であると断定してゐる国々もありまして、また健康に害があるかもしれないと、こういった表現をしてゐる国々もありまして、また日本とかカナダ、韓国のように、吸い過ぎに注意をするという、そういった注意表示になつてゐる国々もありまして、また西ドイツとかイタリア、オーストリアのように、全然そういう表示をしてゐない国々もあると、そういうふうになつてゐると思ひます。

それで、日本の場合は、これは昭和四十七年七月からこういつた注意表示になつてゐるわけでございますが、その当時、相当まあ審議会に諮つたりいたしまして検討いたした結果、日本の実情としてはやはりこの注意表示が一番適當ではなからうかということ、このように決めたわけでございます。ただ、もうちょっとと違ふ適當な言葉があればそれにかなつたらいひではないかという御意見もいろいろ伺つておりますので、その辺も検討はいたしておりますけれども、何分アメリカのやうに害があると断定するやうな書き方をするといふことは、こういう嗜好品につきましては日本ではやはり問題があるのではないかと。

現に、この健康と喫煙問題に關する研究におきましても、まだ研究経過からいひましても、一概に有害であると決めつけるわけにはいかないといふやうな段階でございまして、やはり現在定着しておりますこの注意表示で、もうしばらく様子

を見るのがいいのではないかと、かように考へてゐるわけでございます。

○片岡勝治君 たばこ健康にかかわる問題については以上で終わりたいと思ひますので、厚生省の方は結構ですから。

○理事(中村太郎君) 厚生省、御苦労さまでした。

○片岡勝治君 それでは、ちよつと冒頭の質問に返るやうなかつこうになるかもしれないけれども、今回の改正によつて二つの要素がありますね。一つは、たばこの定価そのものを値上げする。値上げ率約二一%。もう一つは、納付金率を法定をして五五%平均これを納付する、そのための法定緩和といふやうな、まあもちろん関連がありますけれども。

そこで、まず法定緩和の問題について二、三お伺ひをしたんですが、今度は公社の経営の安定のためにたばこの値段を二分をいたしまして、五五%は国、四五%が原価といひますか経費、経営のための費用といふことになりまふね。それで、その部分について経営が赤字になる——まあそのほかいろいろな要素がありますけれども、赤字になつた場合には、三〇%、三割を限度として、今度は国会の承認を経ないで大臣の認可によつて値上げすることができると、こういうことになつておりますね。この三〇%という理論的根拠はどこから来た数字でしようか。

○政府委員(名本公洲君) 法定制の緩和をお願いするに当たりまして、無制限にこれを行政府の方にお任せ願ふといふことは、財政法の精神から申しまして適當ではないといふことから、一定の限度をそこに設けるべきであるといふやうに、私どもとして考へたわけでございます。

それが、金額的に申しますと、法定されております価格の三割を限度とするといふことになつたわけでございますが、この限度の三割といふ数字を出しましたものは、今回定価の改定を御承認いただくといひまして、今後たばこの製造原価が恐らく毎年のやうに、種々合理化努力を重ね

まして上がつていくことと思ひますが、それがまず比較的安定をいたしております当時の状況から見まして、たとえばはばば五%くらいずつ原価が毎年上昇してまいるといふやうなことを想定いたしてみますと、専売公社の経営におきまして赤字が発生して、定価の改定をお願いしなければならぬといふ考へられます時期までに、はばば三割程度の原価の上昇が見込まれるといふやうに計算されるわけでございます。

次回におきまして、御提案申し上げております法律によりまして定価の改定が行われます際には、原価の上昇をばばば償ふことが出来る程度の範囲まではその定価の改定幅をお認めいただきたいといふことで、三割という限度を設けさせていた

だいてゐるわけでございます。

○片岡勝治君 私は、もう少し何か別な根拠があるのではないかと思ふんですが、そういうものとあれですか、つまり公社経営の赤字、そういうものを埋め合ふ、赤字を解消する、そのためのたばこの価格、これについてはもう国会の承認を全部経ないで行政権でこれを対処していく、こういう考へ方になるわけですね。私の考へが間違つていれば訂正していただきたいのですが、私は、つまり国会の承認を経ないで今度は大臣の認定ということになつて上げることが出来るんだから、これを五割にしたらじやちよつと高過ぎる、五割、十割じゃ高過ぎる、といつて一割じや余り効果がない、常識的に三割程度は勘弁してもらへるのではないかと、つまり国会の権限との關係でこの値上げの率といふものが常識的に考へられたのではないかと初めは推測したわけですね。

ところが、いまの答弁のやうになりますと、これはちよつと非常に性格が違つてまいりますね、性格が。私の最初申し上げた考へは全く入つていないのですか。つまり、国会の権限と行政権で処理できるその上げ幅といふのは、一体どの辺が適當なかどうか。もしいまだの理論で言へば、こういうことは極端な例だけれども、赤字になる場合には五〇%ぐらいの値上げをしなきゃならぬとい



ますけれども、一つの体系といたしましては、論理的な矛盾は存在いたさないものというふうに考えております。

なお、平均しまして五五・五％、一級品で五六・五％と申しますのは、納付金の率としまして一種の税率に相当するものでございますので、これにつきましては軽々に動かすべきものではないというふうには考えておりませんで、国家財政収入を上げるために措置をいたします場合には、この納付金率につきまして改定を加えてまいりたいとございまして、今回の法定制の緩和措置によりまして行い定価改定は、あくまでも公社の経営内容の改善、赤字に転落いたしました経営を改善するというこの目的のために行うものでございまして、財政収入を上げる、増収を図るというところを、財政収入を上げておるものではないわけでございます。

○片岡勝治君　そうは言ったって、現実には納付金の方にそのまま連動するんでしょう。たとえば百円のたばこが百三十円になった。まあ計算を簡単にするために半としまして五十五円は政府へ納付金だと、五十円がいろいろな経費だ。この部分が赤字になった。ここの部分が赤字になったから三割上げまして五十五円と。そうしたら三、五、十五——十五円上げますということじゃないんでしょ。こつちまでかかっちゃうんでしょ、三〇％というのは全部に。ところが、あなたの方の説明を見れば、もうたばこ事業の健全な能率的な運営を維持管理して、赤字をなくして、赤字が出れば埋める、こればかりですよ。

しかし、今度の改正案というのはそうじゃない。ずばり言えば、公社が赤字になってもらった方が国はもうかるんですよ。皮肉ですね、これは。赤字でなければ、ずっとこの単価が百円のたばこは五十五円しかもらえない。公社が再来年赤字になる。ほくほくしているのは大蔵省ですよ、これは。パーセンテージが上がる、自動的に税収が入る、これは重大なことなんです。これは重大なこと。

専売事業審議会の答申の中で、こういう表現を使っております。つまり、今回の改正の下敷きになった答申なんです。一、現行専売納付金制度については、次のような問題点を指摘することができ、製造たばこの小売定価の最高価格が製造たばこの定価法によつて法定され、弾力的な改定が困難なこともあつて、製造コストの上昇があれば益金率が低下して、専売納付金にシワ寄せされ、いわば意図せざる実質的減税が生じ、安定的に財政収入を確保することができない。これはこのとおりなんです。間違いないんですよ。

しかし、この裏側になつたら大変です。つまり公社経営が赤字になつた。三〇％——これはいけません。二八％値上げになつた。どういう現象が出るかといへば、いわば意図せざる実質的増税が生じということになるんですよ。これは。そうでしょう。したがって、公社経営の赤字解消のためのいわゆる法定緩和というだけじゃないんですよ、これは。意図せざる増税措置がその中に含まれていて、そういうことまで国会の権限を奪つて行政権にゆだねるということ、これは許されないと。思いますよ、この点も。これは公社の答弁じゃなく、大蔵大臣に答えたいじゃないですか。

○政府委員(名本公洲君)　ただいま先生御指摘いただきましたように、納付金の率を従価制、従価方式で定めておりますので、たばこの定価改定が起きますならば、反射的に専売納付金の額はふえてまいるわけでございます。従来の方式でございまして、専売事業審議会の答申にもございまして、たばこの、いわゆる専売公社の手に残りました利益から国庫に納付するということになるものでございまして、原価が上昇してまいりますと、おのずから国庫に納付いたします部分は、一本のたばこについて例をとって申しますと、一本のたばこがしよつております国庫への納付すべきお金の負担の率というものは、年々低下して行くというところに相なるわけでございます。

ことにいたしたわけでございまして、今後におきましては、年々その率が低下するということがなくなるというところでございます。これは昭和五十二年の税制調査会におきまして、御承知のように「適切な負担水準を維持する」ということが税制調査会の答申におきまして指摘されておるところでございまして、この答申の趣旨に沿ひまして維持していくということが、今回の制度改正によりましてビルトインされたということに相なるわけでございます。

負担率が原価の上昇によりまして低減していったものを回復するというところでございまして、実質的にそれが増税というお言葉で御表現になるならば、そのとおりかと思ひますけれども、私も下しては、従来方式でございまして、今回の定価改定の部分につきましてそのとおりでございしますが、低下いたしましたものを回復していただくというものが、今回お願いしていただきた定価改定の中身になるわけでございまして、納付金率を法定いたしますことによりまして、そういう意味におきまして、先生のおっしゃるような意味において増税部分がある、財政収入の確保が図れるということとは事実であり、またそれも、今回納付金率を法定をいたすにつきて、ねら

いといた一つの目的でもあるわけでございまして。○片岡勝治君　だから、公社側がいままでずうつと言つてきた要素、それはわかるんですよ、私も。それにプラスアルファがあるわけですから、これが問題だ。それは答申案に書いてあるとおり、予期せざる減税が出てきちゃうから、それは改めなさいということと五五％にするんだ。ですから、五五％でずうつといふ限り、こつちも売り上げの五五％、まあ詳しい計算は略して、入るわけでしょう。来年も五五％入る。再来年も入る。いままでは公社の費用が膨張すればこつちへ食い込むわけですから、率としましたら五三になることもある、四五になったかもしれない。だから、それを食いとめた。一線を引いたんですよ。それは、私

はそれなりに一つの意義がある。こつち側の公社の方はなかなか大変だと思ふ、率直に言つて。大変だろけれど、四五％でやらないということになる。

ところが、公社は赤字になつた。そこで三〇％上げた場合どういふ現象が出るかと言へば、こつちにも連動するんですよ。おれはそんなつもりじゃないと言つたって、買った人はちゃんとその納付金まで納めるわけだ。消費者にしてみれば、予期せざる増税を強要されたことになるんですよ、これは。つまり、この答申のちやうど裏側の現象が出てくる。こういうつまり予期せざる増税という問題、これはやっぱりわれわれ国会の審議権にゆだねるべきではないか。これさえも取り上げるということ、私は理解できない。

公社だけの部分なら、これは百歩譲つて、まあまあ仕方がないだろうということも言つてもいいと思ふんですよ。そうじゃなく、こつちの部分までも増税される、予期せざる増税が消費者に、有無も言わずに取り上げるという、そういう措置が含まれるわけですよ、今度の措置が。だから分離して、こつちの部分だけ、公社経営の方だけ大臣の認定にすると、これならまあまあそれもう一つの考え方だ。予期せざる増税が含まれるようなそういうことを行政権にゆだねる、いままでのたばこの売上高と納付金との関係からすれば、まさに革命的な変革なんです。そういうこととまでこの国会の権限を奪われるということについて、私はやっぱり理解できないんですよ。これは社会党だからじゃない、心ある人はみんなそう思つていらっしゃるんじゃないですか。どうですか、これは。これは公社の答弁じゃなく、やっぱり政府の答弁、大臣の答弁をひとつお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君)　私も、最初いわゆる財政民主主義のためからしての法定主義と、それから行政の効率化の調和点がどの辺に求められるかというふうな議論をいたしておりますが、その三〇％というものについての内容については、

公社から、また事務局からお話し申し上げたとおりであると思つておりますが、基本的には、いわば税相当分というものを法定するわけでございますから、たとえて申しますならば、先般来問題になっておりました、予算審議の過程で問題になっておりました電気、ガス税をあらためてみれば、これは率が〇・五%と決まっておりますから、まさに従価税、価格が上がればその税収がふえるという性格のものであります。増収になる性格のものであります。

それから一方、電源開発促進税、これを考えてみますと、これは一キロワット当たり幾らというように法定されておるものでございまして、その金額そのものを法律で上げなければ増収にはならない性格のものでございます。

それからまた、やはり議論されておりました自動車重量税、これは量に対しての税率でございまして、増収要因にはならないというものでございまして、このたびの納付金を税の性格から見れば、価格に従うという意味におきまして従価税の性格を持つものであると。その限りにおいては、法定されるものは五五・五%でございまして、そうして従価税に属するものは、やはり従価税の持つ税体系の中で理解をしていただかなければならない課題ではなからうかというふうに思ひます。

○片岡勝治君 他の電気、ガス税等について私も承知しているわけでありましても、税率が非常に低いですね、〇・五%というような金額です。税率を考へてみれば、たばこ納付金の一個のたばこに占める割合というものは非常に大きいわけですね。そういうふうには、たばこを消費している人にしてみれば、莫大な、つまり価格の半分はすでに納付金として国家に納めておられるわけですから、私は電気とかガスというものと比べて、あれやっているじゃないか、あつちもやっていると、あれや、こつちもということにはならぬと思ふんですね、これは。やっぱりそれだけ大きな負担をしている、そういう点については、温かい

配慮があつて私はしかるべきだと思ふんです。

特に、今回口を酸っぱくして言っていることは、公社経営の赤字克服だ、そればかりですよ、ずっと速記録を見たつて。いや、同時に、国の財政も太るんだというふうなことは余り説明しないですね。だから、先ほど申し上げました極端なことを言えば、公社が赤字になつて、大蔵大臣、もうかるのはあなた。あなた個人の金じゃないんですけれどもね。そうでしょう。そういう皮肉な現象が出るのですよ。しかも、赤字がふえればふえるほど、三〇%に近くなればなるほど。そして、次にまた基準価格を改定して、それから一、二年たつて赤字になる、また国がもうかる、こういうシステムなんです。今回のこれは、ですから、公社経営を健全化させるその意図は私も理解するけれども、そういう赤字を期待する、そのことが国家財政に利益をもたらすというふうなことは私は大きな矛盾だらうと、そういうことがこれから別な矛盾として私は出てくるような気がするんです。

この点は、ひとつもう一度検討をと言つたつて、もうあなた方はやる気がないかしらぬけれども、そういう矛盾があるということとはこれは大変な問題だと思ふのです。四苦八苦して、赤字を本当はつくりたくないのだけれども、国の方の顔色を見て無理に赤字をつくる——なんということはないと思ひますよ。ないと思ひますけれども、これはしかし、そういう意図が働くんですよ、やっぱり立場、立場で。大蔵省、もう少し納付金何とかならないか。あ、いい方法がありますよ、それは赤字にすればいいと。法律にありますから。いや、なるのですよ、それは数字的には。算術的にはそういうことになる。

しかし、そんな非常識なこととは私はないと思ひます。ないと思ひますけれども、しかし、国民の側からすれば、公社が赤字になつたとよ、二八%埋めなければだめだ。あ、あれはあれだ、大蔵省の方の財政がということになる。専売公社には大蔵省からの天下りはないのでしょね。よく

はないと思ふのですが、そういう人事があつたらこれは大変ですよ。すぐ疑われる。ですから、この問題については大変な問題が隠れている、含まれているということ、大臣も公社の方もしか胸に置いておかなければ、国民に大きな疑惑を持たせる結果になると思ひます。特に、こういうふうな物価高でどんどん公共料金上がる、物価が上がる、そういう時期でありますから、私は、そういう点について十分慎重に配慮していかなければならぬ、この点をこの際、厳しく皆さんに申し上げておきたいと思つております。

それから、先ほどちょっと触れましたが、独占性の程度あるいは公共性の度合い、そういうことによつて財政法第三条の適用というものを考える。必ずしも個々の価格を法律で、つまり国会の議決を経なくてもいいではないか、そういうふうな政府は解釈されて今回のような措置をとつたと思ふのです。私は、専売というのにはこれにまさる独占事業はない。独占度については他の公共的事业、公社、公団を通じて最高の部類に属する。それから、公共性についても、先ほど申し上げましたように、消費者にとつて約半分は国のために金を出す。これにまさる公共性はない。だとすれば、これはやっぱり国会の議決を得る、つまり、財政法第三条からいいたしましても、大臣の認可というふうなことでなくて、国会の議決を得るということがこれは当然じゃないかと思ふのですが、財政法第三条の解釈について、今度の法律案との関係はどう理解したらいいのか。

○政府委員(名本公洲君) 先生御指摘のように、財政法三条におきまして、独占度の高いものにつきまして、あるいは言うならば、国民が国のサービス以外のものを受けられないものにつきまして、その料金、価格等につきまして、法律または国会の議決に基づいて定めるといふふうに定めてございまして。その中で、たばこの独占性につきましてはまさに一〇〇%独占になつておるわけでございまして、独占性はきわめて高いものの部類に属するわけでございまして。

そこで、今回法定制につきまして緩和をお願いいたしておりますゆえんのは、今回の納付金の率の法定によりまして、専売公社の経営体質に從來とはさま変わりな変化を起すことに相なるわけでございまして。一方、専売公社そのものは、もとのいわゆる特別会計でやつておりました専売局とは違ひまして、企業体として効率的にかつ健全に経営を行つていくという責務を、専売公社法に書いてございすけれども、そういう責務を負つておるわけでございす。その責務を果たさせるというこのために、納付金率の法定に伴う体質の変化に應じまして、若干の言うならば経営手腕が発揮できる部分を、財政法三条でお認め願える範囲におきまして、今回の改正をお願いをいたしておるというのでございす。

○片岡勝治君 今度の改正案に対する公社側の評価というものは、大変高いようです。私も、ある部分についてはそう感じます。しかし、先ほど触れましたように、納付金部分と経営部分とを分離した、それによつて公社の自立性、独立性、そういうものがある程度確立されたことは、私も事実だろつと思ふのです。

しかし、どうですか、たばこ事業そのものについて将来展望を考へてみたときに、私は公社にとつてこれは非常に重大な選択をしたなと思ふのです。恐らく、数年とはいかないかしらぬけれども、十年、二十年になつたときに——二十年じやない、十年未満のうちに専売公社というのは重大な危機に私は立たされると思ふ。というのは、先ほど触れましたように、たばこをのむ人口というものが日本は非常にまだ高いわけでありまして。しかし、アメリカの男子はすでに急速に減つて四〇%、日本の場合は七〇%、私細い点はわかりませんが、恐らくヨーロッパ諸国と比べても日本は最高の部類になつておるだらう。ヨーロッパへ行つても、私の経験では、道歩きながら吸つておる人はほとんど皆無になつておるんですね。つまり、たばこをのむということとはだんだん減つてくる。恐らく今度の値上げでがっくり減るのじ

やないですか、おどかすわけじゃありませんけれども。これは相当減りますね。だから、今度の法改正によって公社は大変高く自立性あるいは責任性、いろいろ評価されておりますが、これを機会に一步一歩重大な経営の危機に入っていくということ、私はきょうここで申し上げておきたいと思うのですが、これはどうですか。つまり、たばこの消費の展望ですね。

○説明員(泉美之松君) たいだいま御指摘をいたしましたように、わが国の場合には、成年男子の喫煙率は一時に比べて大分落ちてまいりましたが、それでも七三・一％ぐらいでございます。諸外国に比べては大変高い率でございます。ただ、成年女性が喫煙率が一五％台でございますので、両者平均いたしますと四三・三％程度でございます。諸外国とそれほど大きな開きはないわけでございます。しかし、御承知のように、わが国の場合には今後六十五歳以上の老齢化人口が、顕著にふえていくことが見通されるわけでございます。

そういう点からいたしますと、喫煙人口はどんどん減っていく心配があるわけでございます。たばこの今後の消費という点からいたしますと、なかなか消費が伸びない、伸び悩むということが予測されるわけでございます。そういう意味では、今回の法改正によりまして納付金率の法定をされまして、公社としましては、いままでのように利益があったら利益の中から納めればよいというものではなくなりまして、利益があるなしにかかわらず、売り上げの一定率を地方消費税と国に對する納付金と両方で納めなければいけないことになります。公社の経営にとりましては、大変厳しい状態になることは御指摘のとおりでございます。私ももといたしましては、そういう点で、今回の法改正をお願いすることは大変な選択であるということ、十分承知いたしております。

ただ、しかし、いままで指摘されました国民に對しては、かかる税金相当分を明示すべきではないか、それから公社経営の責任を明確にすべきではないか、おどかすわけじゃありませんけれども、これは相当減りますね。だから、今度の法改正によって公社は大変高く自立性あるいは責任性、いろいろ評価されておりますが、これを機会に一步一歩重大な経営の危機に入っていくということ、私はきょうここで申し上げておきたいと思うのですが、これはどうですか。つまり、たばこの消費の展望ですね。

きではないか、そういったいろんな点からいたしますと、やはり納付金率の法定化ということをお願いせざるを得ないということ、今回のような改正をお願いしておるわけでございます。御指摘の点は重々含みまして、今後の経営に当たりましては万全を期してまいりたい、このように考えております。

○多田省吾君 私、昨年も三時間ばかりこの法案について質問をしたわけでございます。その際、製造たばこの定価二一％値上げ、また定価法の改定、あるいは関税率の改定、あるいは葉たばこの耕作の問題等につきまして種々質問したわけでございますが、重要な点につきましては後に質問いたしますが、私は最初に、やはりいま重要な問題になっております喫煙と健康について質問したいと思っております。

専売公社は、ここ十年余り、毎年外部の大学研究所に喫煙と健康をテーマに委託調査を行っていたわけでございますけれども、研究報告を公表していないのは何ゆえでございますか。

○説明員(小幡琢也君) お答え申し上げます。先ほど片岡先生の御質問にお答え申し上げましたが、従来、研究項目なり成果自体につきまして、何分研究途上でございますので、それとて、一つは、非常にわかりにくい、専門的であるという点で、実は公表を控えてきたわけでございます。が、先ほど御答弁申し上げましたように、これから態度を変えまして、発表するという方向で検討をさせていただきます。

○多田省吾君 それではその発表の時期、また、発表の内容はどのようなになりますか。

○説明員(小幡琢也君) 現在考えておりますのは、毎年度研究報告の概要が出てまいります。その報告自体、これは二冊に分かれておりますが、それが一つ、それからもう一つは、昨年、昭和三十一年以来、研究を委託いたしましたこれまでの取りまとめをいたしまして、研究の経過と展望と、こういう小冊子をつくりましたので、それを

発表する。それからもう一つは、できましたら、それをさらにわかりやすく一般の方に御理解いただくように、何とかまとめたというところで、現在委託をお願いしました先生方と御相談してつくっていく現在の状況でございます。

○多田省吾君 本年は、世界保健機構いわゆるWHOでは、一九八〇年の活動目標をたばこ病制圧作戦にしまして、加盟各国へ真剣な対応を求めているわけでございますが、いま態度を変えて発表する方向だと、発表の内容につきましても三つばかりお挙げになったわけでございますが、わかりやすく御理解いただくようにすること、ちよつと時間がかりそうなのをおおしやっているわけでございます。しかし私は、やはり重要性にかんがみまして、発表を早めるように努力する、こういうことが非常に大事ではないか、これによってわが国のやはり対応もいろいろ評価されるわけでございますから、そのようにした方がよいと思っております。発表時期はどのように考えておりますか。

○説明員(小幡琢也君) 御指摘の、わかりやすく取りまとめましたものにつきましては、現在、鋭意準備中でございますので、できるだけ速やかに発表できるように急ぐということで、御理解いただきたいと思っております。

○多田省吾君 それじゃ第一番目の、毎年度研究成果の概要、それから二番目の、昭和三十一年以来報告があったものを取りまとめましたもの、この二つのものはすぐにでも発表できると思うのですが、これは具体的にいつごろ発表の御予定ですか。

○説明員(小幡琢也君) 直ちに発表できるように、準備をすでにしております。

○多田省吾君 そうしますと、これは四月四日以前に発表なさるというお考えはあるんですか。

○説明員(小幡琢也君) 研究報告とそれから小冊子、経過と展望につきましては、四月四日以前に発表できる予定でございます。

○多田省吾君 そうしますと、さらにわかりやすく御理解いただくための国民向けの発表、これは若干おくれるわけですが、これはやはりおくれると言っても本年じゅうには発表すると、こういうことですね。ただ四月四日には間に合わない、こういうことですか。

○説明員(小幡琢也君) 本年じゅう、できるだけ速やかに発表したいと思っております。

○多田省吾君 いわゆる表示の問題ですが、アメリカとかスウェーデンというものは非常に有害と示すことで、危険ということ、非常に厳しい表示をたばこにやっていると、非常に厳しさを示しているわけでございます。私は、日本のたばこは外国のたばこが、タールとかニコチンとか有害ガスとかそういうものが出る割合、あるいは品質については全く異なると思いません。どうして日本だけこのように表示がなまぬるいと言われるのか、その辺、ひとつお答えいただきたいと思っております。

○説明員(小幡琢也君) これも先ほど片岡先生の御質問にお答え申し上げましたように、外国の有害表示、注意表示、さまざまございまして、これはやはりそれぞれの国の事情、社会的な習慣なり規制の仕方を反映してまちまちだと思っておりますので、外国のたばこは日本のたばこが品質面で異なるということではございません。

ちよつと補足いたしますが、日本の注意表示がなまぬるいではないかという御指摘でございます。が、日本と同じような注意表示をしておりますのがカナダそれから韓国、この辺が同じような注意表示でございますし、また、西ドイツとかオーストリア、イタリアのように全然表示をしていない国もございまして。

○多田省吾君 先ほど申しましたように、スウェーデンなんかでは一九七七年の一月一日から、箱の裏面に警告文が順次十六種類も印刷されておりました。タール、ニコチン、そして一酸化炭素の含有量が表示されております。

画のもとに国民の健康という観点からこのように表示になったと聞いておりますが、この場合、たばこの公社のみならず健康福祉省といったところも、すなわち政府が一体となって取り組んでいるところにその特徴があると思えます。私は、やはり専売公社だけがこれと取り組み、また、表示を決定しているという点になりますと、このようになまぬるいと言われるような表示になりがちでございまして。私は、厚生省もはつきりそれに参加して、スウェーデンと似たような体制をとってこれに当たるということが必要ではないかと思えますが、厚生省のお考えはどうでしょうか。

○説明員(大池真澄君) お答えいたします。

喫煙と健康の問題は、国民の健康を守る上で重要な問題であるわけでございまして、厚生省といたしましては、今後とも健康教育を通じての積極的な啓発普及を図る一環として、ただいま御指摘のような関係省庁、専売公社との連携も十分となるように努力をしております。

○多田省吾君 厚生省にお尋ねしたいのですけれども、いままでどうなんですか。いままでは全部専売公社任せですか、それともある程度若干参加しているのか、あるいは警告等を行っているのか、その辺のいままでの状況をお知らせ願いたい。

○説明員(大池真澄君) 随時必要な情報交換、意見交換を行っているという理解しております。

○多田省吾君 まあ、随時情報交換、意見交換と言いますと、余りいままでは厚生省の意見が取り入れられていないというように私は考えるのでございまして。やはりこういったたばこの有害性を証明するデータなり、そういうものをばつきり厚生省でも持っているければ警告もできないわけではございまして、そういった方面のやはり研究というものもこれから大いに必要だと思えますが、厚生省はどう考えておりますか。また、いままでの実績はどうでしょうか。

○説明員(大池真澄君) たばこの身体的な影響につきましても、すでに内外の研究がWHOその他

の専門委員会報告書等を取りまとめられておりまして、私どももいたしまして、そこに盛り込まれている内容については、そのような影響があるという観点に立って、いろいろ予防的な措置を講じているところでございまして。すなわち、長期の多量の喫煙というようなものが、典型的に申し上げますと肺がんとかその他の呼吸器性疾患あるいは虚血性の心疾患等各種の人体の病気に密接な関連があるという疫学的なデータは、国際的なのみならず、国内の研究におきましても数々出されておるというところでございまして。

その関連につきましてどのような実績という御質問でございまして、厚生省におきましてもそれぞれの疾病の研究、疾病予防の研究という面におきまして、積極的にこれまで取り組んできているところでございまして。

なお、補足して御説明申し上げますと、御案内のように、先ほど例示いたしましたような疾病一つ一つにつきましては非常に多数の原因、多数のメカニズムが絡んでおるものでございまして、たばこのみとその病気の原因あるいは関係の深い要因の研究というような形で、それぞれ研究が展開されております。がんの疫学的研究とか、あるいは循環器疾患の発生に関連する環境要因の研究でございまして、そういったことがこれまで展開されておるわけでございまして。

○多田省吾君 厚生省には、また後でまとめてお聞きしたいと思えます。

専売公社の方にお尋ねしたいんですが、国立がんセンター研究所の平山疫学部長の語では、こういう話をしております。専売公社に聞くと、低ニコチン、低タールの安全たばこをつくる技術はあると言ふ、なのに、消費者が要求していないからと研究情報をマル秘扱いにして公開しない、こう言っておりますけれども、こういうことで低ニコチン、低タールのたばこを開発しないというのなら、私はほとんどないことだと言わざるを得ませんが、この点はいかがでございましょうか。

○説明員(小橋琢也君) 公社としましては、低ニコチン、低タールの開発をしていないということに決まっております。新聞に出ておりました、低ニコチン、低タールの安全たばこをつくる技術があると言っているというところでございまして、公社のこの取り組み方といたしましては、たばこの品種改良をやりまじたり、あるいは原料の加工処理でニコチン、タールを少なくするような技術の開発、あるいはシートたばこを開発いたしまして、それからフィルターに穴をあけて空気の流通をよくするという問題、それから巻紙について同じようにろ過率の高い紙をつくるか、そういった改良などをしまして、ニコチンやタールを少しでも少なくするような技術の開発に積極的に取り組んでおるわけでございまして。現に低ニコチン、低タールのたばこというものを、たとえばジャストとかマイルドセブン、あるいはパートナーというものをすでに導入いたしております。

○多田省吾君 いまおっしゃったように、専売公社では低ニコチン、低タールのたばこをいたしましてジャストを開発しております。これはわが国では低ニコチン、低タールのたばこと言えるものは、私はこのジャスト以外にはないように思っています。ジャストの場合は、五十三年、五十四年調査ともに、ニコチンは一本について〇・三ミリグラム、また、タールにつきましては同じく一本について八ミリグラムですか、このような調査結果を公表しているようでございまして。しかし一つには、世界的に見ますと、アメリカではタール一ミリグラム、ニコチン〇・一ミリグラムというところで、日本のロングピースの二十分の一というたばこもあるわけでございまして。ですから私は、日本でもつくろうと思えばジャスト以上のものはできるのではないかと考えますが、それをつくらない理由です。

それからもう一つは、専売公社から資料をもらったんですが、「主要国におけるニコチン・タールの推移(販売実績上位銘柄の加重平均値)」というところで、ニコチンにつきましては、日本は

一九七八年におきまして一本について一・〇六、アメリカは一・二五であるのに西ドイツは〇・六七、また、タールにつきましても同じく一九七八年に日本は一六・二、アメリカは一八・八、しかるに西ドイツは一三・一と、西ドイツの五つの銘柄の加重平均値というものが極端に低くなっているわけでございまして、これはニコチン、タールの測定の違いがあるのか、あるいは本当にこのように実際に西ドイツのものがニコチン、タール量が少ないのか、また、この測定はどこでやられたのか、その辺をひとつまとめてお答えいただきたいと思います。

○説明員(小橋琢也君) まず、最初の御質問でございまして、ジャスト以上の低ニコチン、低タールたばこの開発はできないかという問題でございまして、技術的には日本におきましてもニコチン〇・一とか、タール一ミリとかというような低タール、低ニコチン製品の開発はできるわけでございまして、問題は、やはりニコチン、タールがたばこにばかりではなしに、低くなりまして、たばことしてのうま味がなくなるといふ問題もございまして、うま味を加味した、それで軽い商品、こういうものををつくり上げることがなかなかむずかしいのが実情でございまして。しかしながら、ジャストより低い新しい製品につきましては、すでに開発をいたしまして、これは現在導入すべく検討中でございます。

それから、第二の御質問でございまして、日本は西ドイツよりもニコチン、タール量は平均いたしまして高いわけでございまして、アメリカよりも低い。それで、西ドイツはどうして低いのかというところでございまして、これは西ドイツは国民性といえますか、昔からどうも非常にこれが低い方の代表であるということになっております。それで、この測定方法が特に違うということではございません。大体各国とも同じような測定方法で一定の方法がございまして、それでやっております。

○多田省吾君 いまおっしゃった、ジャストより

も低ニコチン、低タールのたばこの開発を検討中であるといふことですが、ジャストの場合にはニコチンが〇・三ミリグラム、タールが八ミリグラム一本の中に含まれているわけですが、いま開発検討中のものはどの程度のものでございますか。

○説明員(小幡琢也君) 現在まだ開発中でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、目標としては、ニコチンが〇・二から〇・三、タールが五から六ぐらいまでで何とかしたいというふうに考えているわけでございます。

○多田省吾君 次に、アメリカのリダーズ・ダイジェストという雑誌の米国版の一九七七年の十月号、十二月号に、たばこの毒ガスという、独自に依頼した分析調査の報告がございます。それによりますと、アメリカのナウ、それからカールトンという超低タール、ニコチン銘柄以外は、フィリッパ付といえども一酸化炭素、それから青酸、それから窒素酸化物等のいわゆる毒ガスが発生するといふ、きわめてショッキングな報告が載っております。わが国のたばこにおいても事情は非常に似ておりますので、毒ガスの問題も当然あると思ひますけれども、専売公社といたしましてはどのような分析調査も行ったことがございますか、どうか。

○説明員(小幡琢也君) たばこの煙の中に一酸化炭素その他のガス成分が含まれているといふことは御案内のとおりでございますが、ただ、こういったものの体への影響問題につきましてはいろいろ研究しているわけでございますけれども、ともかく喫煙によって取り込まれますそういうものの成分というものは非常に微量でございますし、しかも、たばこの喫煙動作というものは非常に間欠的でもございますし、また、非常に空気によって希釈されるというようなこともございますので、一般の健康な人にとっては、そういった健康への影響はないのではないかと考えられるわけでございます。

御指摘のように、リダーズ・ダイジェストの調査を初めとして、国際的にもこういった一酸化炭素等に対する関心が出てきておりますので、公社の方でもこういったことに取り組みまして、このたばこの煙の中の一酸化炭素の測定法の検討ということも、現在行っているわけでございます。

○多田省吾君 たばこの公営問題、民営問題という問題があります。経営形態懇談会報告書にも述べられておりますけれども、専売を直ちに民営化するという問題点の中で、「健康問題の見地から今後たばこ事業に一層強く要請されるところである喫煙に関する各種の措置を十分講ずることができるといふことについて、検討しなければならぬ」といふようにございます。これは、ある意味で喫煙と健康という問題に關しましては、専売公社であればこれは強く推進できる。民営化すると、こういった喫煙と健康という問題にもなかなかメスが入りにくくなる。ですから、健康を強く考えた喫煙という方向に對しまして前向きに進むといふことが公営という利点である。すなわち、民営化反對のための専売公社の立場では、この喫煙と健康という問題が一つのよりどころに、また力強い根拠になっているわけでございます。

ところが、それにしましては、現実にはこういった措置が二、三西ドイツとか他国よりも進んでいる面があるといふことを弁解されますけれども、少なくともアメリカとかスウェーデンとか、そういう諸国から見れば非常におくれている。そういうしきと、これはみずから蓋穴を掘ることになるのではないか。それならいっそ、公営の価値がない、民営にしたって同じことだといふ論拠にならないか。そういう点から専売公社は、どのように健康と喫煙の問題について、公営対民営という立場からお考えになっているのか、その辺をひとつ明確にお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(小幡琢也君) 経営形態懇談会報告書にございます民営化問題の中で、この喫煙と健康問題というのが、一つ検討しなければならぬ問題

として指摘されているわけでございます。それから民営がいかに悪いといふことは毛頭言っているわけではないと思ひますが、これはやはり一つの問題点であるかと思つております。

公社としても、従来からこの健康問題に對しまして相当努力してきたつもりでございます。これは申し上げるまでもないことでございますけれども、広告の自主規制を昭和四十四年から五項目やっておりますし、また、先ほど来たたびたび御答弁しておりますように、医学的研究の拡充もやっておりますし、それから低ニコ、低タール製品の開発ということにも相当積極的に取り組んでおります。もう一つでございます。また、特に未成年者喫煙防止という問題につきましても協力をいたしております。それから、例の吸わない人に迷惑をかけないような配慮の呼びかけ運動、喫煙マナー向上のキャンペーン等をいろいろやっているわけでございます。このように、一つのこれから民営化を考へる場合の問題点ではないかと、かように思つております。

○多田省吾君 ちよつと立場を変えてお聞きいたしますが、専売公社で研究開発をされたものの権利、すなわち特許といふものはどこが管理し守つておられるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(小幡琢也君) 公社が研究開発をいろいろいたしておりますが、これは言うまでもなく、公社の試験研究機関でやっているわけでございます。したがつて、現場では、各試験研究機関におきましてその技術情報あるいは権利として特許化するような情報、いろいろ研究機関自体で管理しているわけでございますけれども、ある程度までまとまりますと、これは特許ないし実用新案を受けるという場合には本社に報告されまして、以後、特許の出願からそういった特許等の権利の保全等、ずっとそういった権利については本社の現在研究開発部に技術調査室というのがございますが、そこで一元的な集約管理を行っているわけでございます。

○多田省吾君 その管理あるいは特許の問題は、い

まお答えございましたけれども、その管理がどの範囲であるのかどうかということになります。過去のことでもあり、詳細については私はいふまでもないと思ひますが、公社で、すなわち中央研究所ですか、研究開発に携わつていた方によつて、これは大した問題ではないかと思ひます。これにしまして、研究開発に對する管理といふものがいささかずさんではないかと、このように思われるわけでございます。

公社としましては、大した価値はないんだと判断されるかもしれませんが、これからのいろいろな悪用されるおそれもあるわけでございます。ですから、その点、公社で研究開発されたものはすべて管理し、特許出願も公社がすべて行うといふようないわゆる管理体制といふものが必要だと私は思ひますけれども、公社はどのように考へておりますか。

○説明員(小幡琢也君) 先ほど申し上げましたように、特許の管理は最終的には一元的に本社で行つております。それで、特許の権利の保全につきましては社内ですべての業務が整備されておりますので、それによりまして、その侵害がされることのないよう管理に万全を期しているつもりでございます。

それで、公社の知らない間に、公社の権利のよ

うなものが外国で出願特許になったじやないかという御指摘でございますけれども、これにつきましましてはちよつと見解が異なりまして、私どもはこれは決して特許を盗まれたものではないと考へております。

御承知のように、特許といふものは、個人の自由な発想に基づいて生まれた技術を権利化するものでございまして、やっぱりたまたま公社の技術に類似の第三者の技術が出願されるということがありたいと思ひますが、これは異議申し立てなり審判請求で排除できますし、また、公社に必要でないものは別にそうする必要もございません。

で、実害がないのではないかと考えております。

○多田省吾君 じゃ、イギリスで、弟さんの名義でパテントになったと言われております二年前にございましたこの件につきましては、全然問題はないと、このようにおっしゃるわけですか。

○説明員(小幡琢也君) 御指摘の二年前のそのケースにつきましては、いろいろ調査いたしました結果、英国で特許を取りましたその権利の内容につきましては、公社としては、これはこう言つてはなんでも、余り効果を認めない、余り必要のないものと考えておまして、結局、実用化もできなかったというふうに聞いております。

○多田省吾君 もし、この種のことを続発するようなことがあつても問題はないと思われませんか、それとも多少問題だと思われませんか。

○説明員(小幡琢也君) 特許の管理につきましては、今後とも遺憾ないように万全を期したいと思つております。ただ、御指摘のような、本当に公社の技術が盗まれるということがあつてはならないと考えておまして、非常にその辺については注意いたしたいと思つております。

○多田省吾君 私は、やはり専売公社発足のときのテーマの一つが、安くてうまいたばこをつくる、いわゆる国民の利益のために発足したわけでございますから、こういった管理体制につきましても、私は国民の利益を守るといふ点に關しまして、あくまでも真剣に取り組んでいただきたいと、このように要望するわけでございます。

次に、私は、いままでWHOからさまざまの提言が行われました。本年は特に強いわけでございますが、このWHOのいままでの提言に對しまして、厚生省並びに専売公社はどのように取り組んでおりますか、また取り組んでいきますか。

○説明員(大池眞澄君) 喫煙は国民の嗜好、習慣と密接に関連いたしておりますので、一概に喫煙を禁止するといった方向ではなくて、喫煙の健康に及ぼす影響について十分国民に周知していただく、周知することによりましてこの問題の改善に

努力をしていく所存でございます。今後ともじみちな努力を重ねてまいりたいと考えております。先ほども御質問に答えましたけれども、健康教育、衛生教育、啓発活動というような各分野を通じて、積極的な活動を講じていく所存でございます。

なお、具体的な国立病院の規制の問題あるいは今回の世界保健デーにちなんでの行事としましては、別の部門の課長が参つております。

○説明員(小幡琢也君) 公社におきましても、WHOからたびたび出されております勧告の内容につきましても、深刻にこれを受けとめておるわけでございます。いろいろ具体的措置をいままで講じてきたわけでございますけれども、これからもう少したばこをさらに深めるといふことで、たとえば喫煙に関する医学的研究をさらに拡充を図るとか、あるいは先ほど来問題になっておりましたそういった研究の情報を発表するとかいたしたり、あるいは低ニコ、低タール製品の開発とか、未成年者の喫煙防止に対する協力あるいは喫煙マナー向上の呼びかけ運動などにつきまして、一層、今後努力していきたいと考えております。

○多田省吾君 本年の世界保健デー中央大会は、四月四日に東京で喫煙と健康をテーマに開かれるわけでございますが、主催するのはWHOの日本の窓口であります厚生省国際課でございます。本年の大会はどのような方針で行われますか、お聞きしたい。

○説明員(金田伸二君) お答えいたします。WHOは、憲章発効の日が四月七日でございますけれども、これを世界保健デーと定めておりまして、世界各国、加盟国が例年この日を世界保健デーとしてWHOの創設を記念するいろいろな行事を行つておるわけでございます。わが国におきましても、この世界保健デーに毎年テーマを決めまして、国民一人一人が健康がいかに大切であるかということについてこの日を契機に思いを新たにする、また、WHOが推進している事業につい

て認識を広めると、こういうことが世界保健デーの趣旨でございます。

そこで、本年はWHOは、喫煙が健康か選ぶのはあなた、こういう世界共通の標語を決めておまして、わが国でもこういう標語に従ひまして、世界保健デーの中央大会におきましてはシンポジウムを開催いたしまして、喫煙の健康に及ぼす影響について討議をしていただいて、この喫煙の健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及を図つてまいりたいと、かように考えております。

○多田省吾君 国際課長にもう一点お尋ねしますけれども、新聞報道によりますと、厚生省の国際課では大会を開いてたばこの害を叫ぶだけではないと、このように思ひます。また、WHOの本年の重点テーマが喫煙と健康であるということも、厚生省としまして都道府県に文書で流していないとも聞いております。また、地方自治体では愛知県等が積極的に取り組んでいるということも聞いておりますが、厚生省はやはりこの問題に對しましても、つとめて積極的に取り組むべきではないかと、このように思ひますが、いかがですか。

○説明員(金田伸二君) お答えいたします。ただいま御説明申し上げましたように、四月四日の中央大会におきまして、この喫煙と健康問題についてのシンポジウムを開催する、その討議等を通じて、喫煙の健康に及ぼす影響について正しい知識を広めるといふことで、積極的に取り組んでおるわけでございます。

それから、先生御指摘の、県に對する指導等が甘いのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、毎年私ども世界保健デーの実施要綱につきましても、三月に各都道府県に通知をいたしております。ことしも例年に準じまして、三月中旬に都道府県に実施要綱を通知する予定にいたしております。

なお、ことしの一月に東京におきまして都道府県衛生主管部長会議を開催し、また、二月には都道府県結核成人病主管部課長会議を開催したわけ

でございますけれども、その際に、ことしのこの保健デーのテーマにつきまして出席の部課長に説明すると同時に、各都道府県で積極的に取り組むように、指示をいたしておるところでございます。

○多田省吾君 先ほども申し上げたんですが、スウェーデンでは二十五カ年計画というもので着々とこの喫煙と健康の問題では総合政策を進めております。新聞報道によりますと、スウェーデンの計画に對して厚生省側では、そんな非常識な、十カ年はおろか五カ年計画ですら考えられない、このようにおっしゃっているというふうな報道もなされております。もしこういう発言が本當ならば、これはとんでもないことではないですか、改めてお伺いしますけれども、厚生省はこういうスウェーデンの二十五カ年計画というふうなものはどう考えておられるのか。

○説明員(大池眞澄君) ただいまの御指摘の中で、報道に関連する部分についてのことをまずお答え申し上げますと、どのような前後の關係のやりとりであるのか、ちょっと私どもは承知しておらないという実情でございます。

なお、スウェーデンの計画の点でございますが、私も現在世界保健デーにちなんでいろいろ都道府県を初めとする關係方面に、参考となる資料を配布すべく、そのいろいろな内外の資料の翻訳なり解説なりを専門家の先生方に調査研究の形でお願ひしている最中でございますが、現在そういったスウェーデンの問題につきましても、かなり情報が多められつつございます。その一端を拝見しておりますと、先生御指摘のようなかなり長期的な視野に立つて取り組んでおるといふことと、あるいは先ほどお話が出ておりましたけれども、パッケージ表示の問題につきましても、いろいろとアイデアをこらしておるというふうなことを資料としては私どもも承知しております。まあ、今後のいろいろな検討、研究の参考にしたいと思つております。

○多田省吾君 厚生省にお尋ねしますけれども、いま国鉄、私鉄では禁煙区間をふやしたり、あるいはその他のいろいろな処置によって混雑時の喫煙にある程度の効果を上げていくわけでございませう。これは通勤地獄の危険防止という観点からの処置もございませうけれども、間接的には禁煙の効果というものが非常に大きいわけでございまして、私は、厚生省は健康のため公的な場所での禁煙場所をふやすとかいろいろな施策が必要だと思ひますが、これを実施するお考えがあるかどうか、厚生省にお尋ねしたいと思います。

○説明員(大池真澄君) ただいま御指摘のように、わが国におきましては鉄道、航空機を初めとする交通機関あるいは国立病院・療養所、さらには保健所等における喫煙規制が逐次進められているわけでございしますが、これについては今後ともそれぞれ関係省庁、関係部門がございしますので、よく連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○多田省吾君 いまの御答弁をお聞きしますと、いままでは余り厳格にやっておられないというふうなふうにお聞きしたわけです。

で、わが国の、特に医学関係者の禁煙、節煙というものは、欧米に比べて格段の差があると聞いております。いま国立病院というお話も出ましたけれども、健康と深く関係している医学関係者の喫煙というものは、あくまでこれは個人の嗜好の問題であると同時に、患者と接触している場所におきましては当然禁煙、節煙を心がけることが大事だと思います。そういうことで、特に国立病院等では喫煙の場所制限を進めるとか、やはり病院関係においても特に厳格な注意が必要だと思ひますけれども、厚生省はこれをどのように考えておりますか、また、どのようにしようと思っておりますか。

○説明員(七野謙君) お答えいたします。

先生御指摘のように、病院はもっぱら健康に問題がある人が集まる施設で、喫煙によりまして悪影響も少なくないと思ひます。

このため、国立病院につきましては昭和五十三年四月に各病院に對しまして、喫煙場所の制限について課長通知を出してございませう。その指導の徹底を図ってまいりました結果、現在では喫煙室を設けるとか、または喫煙場所を指定している施設、これを見てもみますと、入院関係の施設につきましては一〇〇%、外来につきましては現在九六%は実施いたしてございませう。外来については四%の施設、これにつきましては、病院内の喫煙を自粛するよう、現在指導に当たっているわけでございませう。さらに、医療関係職員に對しましては、患者に接するような場所での喫煙は慎むよう、喫煙マナーにつきましても現在指導をしているところでございませう。

○多田省吾君 いま国立病院についての喫煙の場所制限とか、あるいは喫煙室の設定とかお話がございしましたが、それじゃ、国立病院以外のその他の公立病院とか、あるいは私立病院等における喫煙の場所制限に關しましては、大体どの程度であると調査されておりますか。

○説明員(七野謙君) お答えいたします。

いま先生の御指摘の点につきましては、公立病院はもちろんのこと、他の医療機関におきましても国立病院に準じまして配慮されることが望ましいというところでございませう。医療監視等の機会を通じて、これが普及、指導を行うようにな、各都道府県に現在指示しているところでございませう。

○多田省吾君 それでは、国立病院のようにまだ調査結果は出てないということなんでしょうか。

○説明員(七野謙君) 現在のところ、まだ調査結果は出てございませう。

○多田省吾君 厚生省にもう一点お尋ねいたしますけれども、いろいろいま御答弁なさっておりますが、国立がんセンターの平山氏等によりまして、たばこ病制圧に對する厚生省の態度は意識も非常に低くて意欲に乏しいと、こういう批評があるわけでございませう。国民の健康を守るべき厚生省は、今後真剣にこの問題に對して取り組まなければならないと思ひます。私は、専売公社は健康の問題には余り真剣ではないと思っております。

厚生省は、先ほど御答弁もございましたが、青少年の健康対策も含めまして、この喫煙と健康について強く前向きに取り組んでほしいと思ひますけれども、もう一度ひとつ厚生省の決意のほどをお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(大池真澄君) 喫煙と健康の問題につきましては、国民の健康にかかわる重大な問題であると心得まして私どもはもとより、関係機関、地方公共団体等とも十分連携をとりながら積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○多田省吾君 専売公社にWHO報告の中から一、二伺いたいと思ひます。

まず、その報告の中に、たばこによる税収は、たばこ病患者の医療費、休業、早死になどの社会的損失に見合うものではないことを各国政府はよく考えるべきだと、このように言っております。また、日本でも昨年の「健康保険」二月号という雑誌に、厚生省の国立公衆衛生院衛生行政学部社会保障室の前田信雄室長が発表しております。この分析によりまして、煙の代償として年に一兆一千億円の損失があるとしております。この分析も、私はWHO報告の内容をある程度裏づけるものと思ひますけれども、公社はこういうWHO報告あるいは厚生省の方の発表、分析というものをどのようにとらえておりますか。

○説明員(小幡琢也君) 御指摘の国立公衆衛生院の前田さんの発表論文は、公社においても拝見しております。ただ、これによりまして、その算出のデータがどうも疫学データが基礎になつていて、と思われるわけでございませう。たとえば喫煙者と非喫煙者に分けまして、喫煙者の死亡率が非喫煙者の死亡率の、たとえば二倍と言いますと一・六倍であるとか、そういう二倍率を出しまして、その倍率で一・六ですと超過分が六だということ、統計的な手法で人数をはじまして、たとえば四万二千人が喫煙に起因して死亡した人の数で

ある、それで、その一人当たりの一生の所得損失額が二千万円であると、こういうことで掛け合せて金額を出すとか、いろいろなやり方で、結局総額が一兆一千四百六億円と、こういう算定を出されておられるわけでございませうが、私どももいたしましては、これはやはり疫学的なデータでございまして、私どもも委託して研究しております研究の成果を見ましても、まだ病理学的には必ずしもそういうふうな簡単に、超過死亡率が幾らであるというふうな計算をするのはいかかというふうなふうな意見も持っているわけでございませう。

ただ、これは一つの研究データとして、あくまでも私どもはこれの一つの関心事として受けとめてまいりますが、ただ、たばこというのは、そういった経済的に割り切れるかと言ひますと、これは嗜好品でございませうので、精神面を含めた評価ということも考えられるわけでございませう。たとえば精神的な効用といたしまして、よく言われております、気持ちが落ちつくとか、気分転換になるとか、あるいは間がもてるとか、いろいろな効用もあるのじゃないか。ただし、それは金額ではとてもあらわせない。そういうことで、プラス、マイナスを簡単に数字や金額であらわすことが果たしてできるかどうかというふうな疑問を持っているわけでございませう。

(理事中村太郎君退席、委員長着席)

○多田省吾君 私は、この問題に關しましては、若干データが違ふとか、そう言つてけちをつけておさめるべき問題ではないと思ひます。やはり十分参考にして対策を考えるべきであると思ひます。火災につきましても、健康につきましても、あるいは非行犯罪とか青少年問題につきましても、いろいろなやばい損失というものがあつてございませう。

いま心理的な効用があるとか、あるいはプラスの面もあるんだというふうなことをおっしゃいますけれども、たとえば専売公社で出しておられる「たばこの話あれこれ」、これはちょっと古いものではありますけれども、昭和五十一年に改訂

版を發行しているわけですから、そんなに古いものでもないわけですね。そういったものの中には、たばこの効用として、喫煙の心理的効果を無視できないので研究を進めているというようなこともおっしゃっているわけですが、この心理的効果なるもの、どんな研究をしておられるのか、その状況をひとつお知らせいただきたいと思っています。

○説明員(小幡琢也君) 公社としましては、そういった必理の効用についての研究を始めましたのはごく最近でございます。人間の生活、人間はなぜたばこを吸うかと、そういった喫煙構造の研究というのをまずやるということで、現在、五十四年初めて開始いたしました。緒についたばかりでございます。しかし、この問題は非常に個人差もあります。また個人につきましても場所とか時間などの差異もございますので、学問的な研究としましては非常にむずかしいテーマではないかというふうに考えているわけでございます。

○多田省吾君 どうもはつきりした御答弁がないようでございますが、厚生省にお尋ねしたいと思っております。いわゆる日本においてたばこの象徴であります肺がんの死者数は年間二万人と、戦後二十倍以上の増加となっております。世界各国においても非常に重要な問題となっているわけですが、こうした影響があるからこそWHOが警告も出しているわけでございます。

いろいろな研究の結果を見ますと、特に二十万本、すなわち一日三十本で二十年間吸うところから大変肺がんの発生率が高くなっているとか、こういった研究発表結果も見られるようでございます。それで、わが国がたばこを吸っている割りに肺がんがまだ少ないと言われるのも、青少年に対するたばこ喫煙の禁止というのを強く打ち出しているの、そういう影響もあるかもしれないとか、またしかし、現在の日本の肺がんの発生率は二十年前のたばこの消費量に比例するものだろうから、これから大変だというような説もございまして、いろいろな研究がなされているわけでは

ございますが、厚生省におきましても真剣な対応策を検討して実施すべきではないかと思っております。この肺がんの問題に対してはどのように考えておられますか。

○説明員(大池眞澄君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のございましたように、肺がん死亡の増加につきましては世界的な趨勢でもございますが、わが国でも増加が顕著でございます。昭和二十五年と昭和五十三年を比較いたしますと、死亡者数で見ますと十六・六倍、ただその後、非常に人口が高齢化しておりますし、疾病構造も著しく変化しておりますので、死亡者数そのものの比較ではちよつと比較が問題でございます。これを年齢補正いたしました訂正死亡率で比較をいたしますと、男子の場合に七・五倍ほど死亡率の増が見られております。女子の場合ですと六・六倍、約七倍前後の増加は確かに生じております。

これが喫煙との関連につきましては、疫学的な考察からは相当強く指摘されているところでございますが、喫煙のみによる増加ということでは説明できないわけでございます。先ほど触れましたような疾病構造自体の変化、その他いろいろな要因が関連しておると考えられております。

なお喫煙につきましては、肺がんのみならず、吐血性心疾患を初めいろいろな病気の関連が指摘されておりますので、今後とも真剣に喫煙問題には取り組んでいく所存でございます。

○多田省吾君 大蔵大臣に最後にお尋ねしますけれども、健康に対して有害であるたばこを専売公社が売っている以上、やはり私はWHOの勧告もあり、当然また人道問題としても、たばこの有害であることをやはり明確にたばこに表示すべき段階に来ていると、このように思います。

ところで、専売公社ではそういうお考えがなかなかないようでございますし、日本では「健康のため吸いすぎに注意しましょう」といった、あいまいなきわめてなまぬるい表示に終わっております。いつも言われることでございますが、アメ

リカ等ではデザインジャー・ツー・ユア・ヘルスと、危険という言葉が入っているわけでございます。私は、本年がたばこ喫煙の有害性を追放しようという年に当たっているということもございまして、日本の表示を健康に有害という観点からもう少し明確にすべきである、このように思っています。まあ厚生省でも研究しているとか、あるいは専売公社でも研究しているとかおっしゃいますけれども、要は、やはり実行が大事だと思います。大蔵大臣はこの点どう思われますか。

○国務大臣(竹下登君) 多田さんと当局との問答を聞いておりました、私なりに感じさせられるところはありますが、一概にどういふ表示をすべきかということに、面然たるお答えをするだけの基礎的知識が私にはございません。したがって、そういう意見を参考にしながら検討をさせていただきます。

と同時に、いま一つ、専売公社は専売公社として製造者の立場からみずからがつくる商品についての研究をやっておるわけでありまして、厚生省におかれましては、それぞれの疾病、疾患等との包括的な中でたばこの有害の問題等を御研究なさっておるようでございますので、私といたしまして多田委員の御質問にお答えするいたしますならば、予算の調整権のある大蔵大臣といたしまして、今年のようなことを契機として、そのような形の今後予算等については十分配慮しなければならぬなど、こういう心境になっておりますことをもって、お答えにかえさせていただきます。

○多田省吾君 大臣の御答弁、最後のところがよくわからないんですが、予算等については研究すべきものがあると思うことは、具体的にどのようなことですか。

○国務大臣(竹下登君) 具体的に申し上げますと、製造者としてその商品の持つ有害性があるかないか、この研究は専売公社でやって、それなりの私には価値があると思うのであります。一方、厚生省におかれては、がんとかいろいろな疾患の中で、この有害性というものがたまたま研究の課題に出

ておることであるいろいろな御提言をいただいております。承ったわけでありまして、むしろ私は、厚生省にある研究開発費等の中でそのような工夫が厚生省の中で行われたならば、予算編成権という調整権とでも申しますか、そういう立場から御協力しなければならぬなど、こういう印象を強くしたということを、あえて申し上げたわけであり

○多田省吾君 私よくわかりませんが、やはり健康という立場から厚生省はもとと厳格に厳しく行うべきでありますし、また、製造者の立場で苦しいとおっしゃいますけれども、やはり一番大事なものは国民の健康でございます。大蔵大臣におかれましては、やはりもっと真剣な対処というものをお心から要望してやまないものでござい

次に私は、文部省に未成年喫煙に対しましてお聞きしたいのでございますが、喫煙年齢の若年化というものが世界的傾向でございますが、日本でも大きな問題になっておりますけれども、現状をどう把握しておりますか。

○説明員(菱村幸彦君) 中学生とか高校生の喫煙問題がいろいろ問題になりますけれども、事柄の性質上、大変その数は、捕捉しがたいわけでございます。警察庁の調べによりますと、昭和五十三年に喫煙で補導を受けた数が中学生が一万七千人、高校生が約十一万八千人となっております。

それから、これは五十二年の調査でございますが、東京都立の高校の十六校をサンプリング調査いたしましたところ、男子の二三％、女子の八％が喫煙しているという数字も上がっております。いずれにしても、御指摘のように喫煙者の低年齢化、それから女子生徒の喫煙化、喫煙率の上昇というようなことが目立っておりますし、この喫煙が子供たちの非行化と深くかかわっておりますので、私どもも大変憂慮しておりますところ

○多田省吾君 いま文部省からお答えがあったよ

うに、警察庁の五十三年度の調査によれば、全国で中学生が一万六千九百六人、高校生が十一万八千二百二十四人、喫煙で補導されたとされております。この警察庁の報告は補導された数でございますから、喫煙経験者はこれよりずっと多いわけでございます。また、文部省は、昭和五十二年の東京都内の十六校をサンプリングしましてアンケート調査を実施した結果、男子が二三%、女子が八%の喫煙経験者があるという結果が出たと、これは中学校でございますね。そうしますと、これは相当の状況でございます。

多くの医学者のおっしゃっていることは、総喫煙本数が多ければ多いほど、それから喫煙開始年齢が若ければ若いほど肺がんになる、死亡率が確実に高くなると警告しているわけです。喫煙本数では、二十万本を超えると肺がんが発生する率が急激に多くなるとか、あるいは喫煙開始年齢が若ければ若いほど、外国の例に見られるように肺がんによる死亡率が確実に高くなる、こういった医学者の多くの研究結果の発表があるわけでございます。こういう立場から、文部省はこういった傾向をごらんになって、中学生、高校生に対してどのような喫煙の指導をしてられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○説明員(豊村幸彦君) 先ほどの東京都立の高等学校でございます。これは男子が二三%、女子が八%という数字が出ております。

ただいまお尋ねの、学校教育の中でどのような指導をしているかということでございますが、まず教科の授業のことでは、理科の化学の時間とか、ないしは保健体育の保健の時間に、たばこの喫煙のもらし害の問題を扱っております。しかしながら、この喫煙問題は、教科指導以外のむしろ教科外活動、とりわけ特別活動の中などで指導しておりますが、たとえば高等学校で申しますと、ホームルームの時間に喫煙問題を取り上げまして子供たちに議論をさせ、教師が適切な指導をするというようにしております。いずれにしても、学校教育全体を通じて指導を

十分にする必要があります。教師と生徒ないしは生徒相互の好ましい人間関係を育成するという観点からも取り上げております。特に教師の問題が大切でございますので、私もとしましては、生徒指導に関します喫煙問題なども扱いました指導書を発行しました。それから生徒指導担当の教師の長期講座を開催したり、カウンセリング講座を開催したりして、教師がこういう喫煙問題について十分指導ができる体制をとるよう努力しているところでございます。

しかしながら、この喫煙問題は、学校教育だけでやるというのは大変むずかしい問題でございます。そこで、社会や家庭との協力による対処ということが重要なことになってまいりますので、文部省としましては、今後とも学校教育はもちろん、社会教育等の面でも努力してまいりたいというふうに考えております。

○多田省吾君 先ほどの東京都内の十六校の高校についてのお調べだったそうですが、これは昭和五十二年ですね。昭和五十一年の都内のある区教育委員会が中学校九校でアトラダムに抽出された二百七人についてアンケート調査をしたところ、喫煙の経験者が全体の三四%、もちろんこの中にはいたずらに吸った子供も多いわけですが、ちよくちよく吸うというものが全体の一三%もあつたと、このような中学生に関する調査結果も出てくるわけでございます。いまいろいろな教師に対する指導書とかを通じて文部省は指導なされていくというのを聞きましたけれども、たとえば中学校や高校の教科書には、たばこに関するデータあるいは健康によくないという言葉がどの程度書かれていくのか、お尋ねしたいと思っております。

○説明員(上野保之君) いまお尋ねの中学校の教科書の記述でございますが、中学校のこれは保健体育という教科書の中でございますが、その中で「健康な生活の設計」というような指導要領上という大きな項目になっておまして、具体的な教科書の見出しとしましては、「し好品と健康」との関係というように形で、中身としまして、「たば

こ」としまして、たばこに含まれているニコチンが健康に好ましくないこと、あるいは呼吸器や心臓などの循環系の病気にはよくないこと、さらに肺がんにかかりやすいことなど、こういうことが具体的に教科書の中で書かれております。

○多田省吾君 高校になりますと、もう全然書かれてないんですか。

○説明員(上野保之君) 高校になりますとも、少し書き方は違いますが、やはり保健体育の中でこういうニコチンなんか健康に与える、病気の等そういう健康に好ましくないものとしてそういう物質がいろいろ挙げてあります。そのほかに高校の場合は、特に教科指導ということじゃなくて、生徒指導といえますか、先ほど高校課長から話がございましたように、そういう実生活の指導という面で、特にそういう指導書等を作成して行っております。

○多田省吾君 最近小学生でも喫煙の例があるのと聞きますけれども、小学校の教科書には全然触れていないのですか。

○説明員(上野保之君) 小学校におきましてどの教科で指導するかということがございまして、それが、いわゆる健康に携わります保健体育でございますが、小学校には実はこれの教科書がございせん。それで、特にそういう取り出してたばこについては、これは小学生ですから、そういうことは中高生ほどその問題にならないということもあろうかと思いますが、特に教科書上はございせん。

○多田省吾君 いろいろいまお尋ねしたわけですが、やはり青少年の喫煙はとかく非行化問題と一緒にされがちでございます。確かに非行の問題も大事でございますが、やはり喫煙が青少年の健康に深いかかわりを持っているということで、文部省においてもしっかりした喫煙に対する教育を行うべきではないかと、このように強く思うものでございます。

また、別の観点から一つお尋ねしますけれども、三月一日のある新聞によりますと、発がん物質

が見つかったので近くマイルドセブンの発売が中止というふうなうわさが流れまして、地方のたばこ店にはゼブンスターと取りかえてほしいということで、マイルドセブンを大量に持参したというふうな話もあったそうでございます。また、マイルドセブンの空き箱を何千個か集めると豪華な景品と取りかえるというふうなうわさが流れたこともございます。こういったうわさの原因、また、その対策はどうしておられるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○説明員(立川武雄君) マイルドセブンにつきましては、昨年十二月ごろから先生御指摘のように、水銀あるいは発がん物質があるので早々に発売中止になりますというふうなうわさが東京周辺からございました。最近になりましたが各地の私どもの営業所等にも照会件数が数百件を超えたということがございます。私の方としてはそういう事実がございせんので、事実がないという旨を、二月二十九日でございますが、報道機関に発表をいたしました。その記事が三月一日に載ったということでございます。

それから、たばこの空き箱の件につきましては、大分昔からたばこの空き箱もそうでございますけれども、セロハンを包んでおりますオーブンシートというのがございまして、これを何百本か集めると、福祉施設等で車いす等がもらえるというふうなうわさが、もうこれは大分前から流布されておまして、私もといたしましてはそういう計画がございせんので、その都度、御照会の方には御説明をいたしておりますと同時に、ときどき報道関係に対しても説明をしているという状況でございます。ただ、原因につきましては調査をしておりますけれども、まだはつきりつかめておりません。

○多田省吾君 次は、私は専売公社職員の方の健康管理の問題について二、三お尋ねしておきたいと思っております。たばこ工場等の合理化に伴いまして二交代勤務

が実施され、公社の二交代工場につきましては定期健康診断を年二回実施する、あるいは循環器系の検診を三十歳以上の職員は年一回実施する等、いろいろ配慮しておられるわけでございますが、職員の方々の健康面の実情はどうであるのか、お尋ねしたいと思ひます。また、電電公社とか国鉄等の方々と比べまして、専売公社の職員の方々の健康管理というものがどういう効果があったのか、その辺もあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(石井忠順君) お答え申し上げます。

私どもは職員の健康管理、安全管理にはいろいろ配慮をいたしておるつもりでございます。具体的に申し上げますと、病院を二カ所持っております。そのほか、大きな事業所には診療所等を大体持つております。そういったことで、予防でありますとか、あるいは疾病の早期発見、そういったことに配慮いたしております。そのほか、定期健康診断等は当然でありますけれども、だんだん高齢化をいたしてきておりますので、そういった高齢職員には特別な成人病その他の診断等もいたしております。

また、お話しございましたように、最近、工場等で交代制勤務をとります工場がだんだんふえてきておりますので、そういったところにはまたそれに特別な措置をいろいろとておるところでございます。そういうことの効果であるかどうか、おかげさまで職員の病気で休みます件数等は、四、五年前の四十九年と昨年度とを比べますと、件数で申しますと、約六割ぐらゐに減っております。休みました日数を比べてみますと、四年ほど前、四十九年に對しまして五十三年が八五%と、一五%ほど減つておるわけでございます。

ただ、疾病の内容を見てまいりますと、循環器でありますとか、内分泌あるいは代謝系の疾患でありますとか、消化器の疾患でありますとか、そういったいわゆる成人病のようなタイプがだんだんふえてきております。これは先ほど申しました職員の高齢化が進んできている結果であらうかと

存じますけれども、今後先ほど来申し上げておりますようないろいろの健康管理対策を充実いたしまして、職員の健康管理に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○多田省吾君 もう一点お尋ねしておきますが、専売公社職員の方々の疾病で特に問題になるのは、非災害性疾患による労働災害認定申請における業務上の認定であるというふうに思ひますけれども、公社におかれましては、いまもお伺ひいたしましたように、さまざまな面で努力しておられることはよくわかりますけれども、この非災害性疾患の因果関係とその対応をどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(石井忠順君) お尋ねの非災害性疾患と申しますと、いわゆる俗に申します職業病ということであらうかと存じますが、たばこ工場等で作業に従事しております職員の一部の事業所で数年ほど前から、ごく一部の工場でございますけれども、やや集団的にそういう病気の申請が出てまいりました。

私どもとしては事前に工場等の作業内容でありますとか、あるいは機械に従事いたします人員でありますとか、そういったものにつきまして、労働組合とも十分協議をいたしておりまして、なるべくそういった非災害性の疾病等が起こらないように十分配慮をいたしておるつもりでございますけれども、たまたまそういった申請が出てまいりました場合には、これはいわゆる業務上のけがの場合と異なりまして、なかなか業務と疾病との因果関係と申しますか、相関関係と申しますか、そういったことの判定がむずかしいと思ひます。なかなかお医者さんによつても意見が違ふというようなことが、ケースが多いわけでございますので、これも労使で協議をいたしまして、専門的な医療機関に業務上の因果関係等を、鑑別診断と呼んでおりますが、鑑別をお願いいたしておるわけでございます。

私どもとしては、その鑑別診断をお願いいたしました医療機関の専門医の診断をいただくこと

同時に、そういった申請者の現実に従事をいたしております仕事の本身、作業実態等につきまして十分な調査を行いまして、そういったものを総合判断をいたしまして、労働省の認定基準に照らして業務上外ということの認定を行つておるところでございます。

それから、そういったこととときどき苦情等がある場合もあるわけでありまして、こういう非災害性疾患の疾病に關します苦情につきましては、一般の苦情処理とは別な、そのための苦情処理の労働協約といったようなものも労使間で結びまして、なるべく紛争のないように、また起こらないように配慮をいたしておるところでございます。

○多田省吾君 次に、去る二月十四日の参議院本会議におきまして、わが党の衆議院議員が質問したわけでございますが、専売病院の改善策につきまして大蔵大臣及び専売公社はその後どのように考へておられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(石井忠順君) 専売病院は、先ほど申しましたように東京と京都と二カ所持っておりますが、元來、これは職員あるいはその家族の治療、そういったいわゆる職域病院という性格を持つておりまして、一般の健康保険の方が御利用できないというたてまえになっておるわけでございます。そういったことで収支率等におきまして問題がございまして、私どもそれなりに、たとえば診療単価を引き上げることとありますとか、あるいは契約によりまして診療先を拡大するというような努力をいたしてまいりましたけれども、まだまだ収支率等は必ずしも問題のないという水準ではございません。

私どもとしては、今後も診療契約の拡大あるいは他の公社でない医療機関を使つております職員あるいは家族に、なるべく直営の医療機関を利用するようにと、そういったことの指導等もやつてまいる所存でございますけれども、何と申しましたも、地域住民の方々の利用ができるように、いわゆる一般開放と申しておりますけれども、健康

保険の指定病院になるようにということで、いま地元の医師会その他と御相談をいたしておるところでございますけれども、まだいろんな関係で指定を受けるところまで至っておりません。そういう実態でございます。

○政府委員(名本公洲君) この専売病院の問題につきましては、大蔵省といたしまして専売公社ともども種々検討をいたしておるところでございますが、その収支改善の方策といたしましては、とりあえずは、ただいま公社からもお答え申し上げましたような方向を推し進めていくということが、まず第一であらうと思ひます。

そのほか、私どもとしてさらに検討してまいらなければなりませんことは、現在のような経営状況、経理の仕方というものでいかうのかというふうなことも含めまして、制度的に何らかの収支改善策、収支改善の方向に向かうような手だてがとれないものかどうか、そういうような面についてさらさら検討を進めて、早急に結論を得て実施できるものは実施したい、かように考へております。

○多田省吾君 いま、さらに私が質問いたしましたのは、御存じのように、医療さばくと云われまして、特にこの大都市、東京近辺、埼玉県とか千葉県とか神奈川県、また、東京も含めて大都市で非常に医療施設が不足していると、こういう事態になつておるわけです。ところが、専売病院が三割の利用しかされてない、しかもその赤字を納付金で穴埋めして改善に対する努力が足りないのではないかと、そういう体質の改善ということとお尋ねしたわけでございますけれども、この改善の方向については、今後なお一層努力をお願いしたいと思ひます。

特に、もう一点質問しますが、会計検査院が五十三年度決算報告の中に、東京の専売病院におきまして、物品の不当な価格での売り込みに對して適切な処置を講じないため購入総額で約八百万円もの損害をしたというような報告があるわけでございます。どうしてこのような結果とな

ったのか、また、その後どのように改善されたのかを、お伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(石井忠順君) 病院等に限りず事務用品等の購入につきましては、内部手続がございまして、その手続に従ひまして購入調達をいたすようになっておるわけでございしますが、ただいま御指摘の件は、いわゆる団体の役職員というようなことで物品の購入を強要すると、俗に言う押し売りでございまして、そういうことの脅迫に負けましまして、結果として何がしかの物品の購入をせざるを得なかつた、そういった事態があつたわけでございします。事前にそういうことを防止できませんでしたが、私どもとしては大変遺憾であると存じております。深く反省をしておるわけでございします。

こういつたことが公になりました一昨年の夏以降は、病院も含めまして全支部局に對しまして嚴重な通達を出しまして、物品購買業務等が適正に行われるように、指導の徹底を図つておるところでございします。また、本件に關しましては、その後実態を調べて、直接担当いたしました職員あるいは若干の監督責任等を含めまして、昨年末に嚴重な処分等をいたしましたところでございします。今後におきましても、絶対、二度とこういうことのないように、指導を十分徹底してまいりたいと考えておるところでございします。

○多田省吾君 今回、改定案によりまして、専売納付金の法定化という方向で改革されるわけでございしますが、一つ心配があるのは、法定納付金率で計算金額が毎年五月三十一日までには国庫に納付されるということでございますが、当然コストの上昇があると内部留保が減少する、場合によっては赤字になる。この場合に、企業努力の強化、合理化促進ということが必要以上に言われて、労働者やたばこ耕作者や販売店、関連事業に働く人々の上に負担が降りかかってくるのではないかと、この点はどうか思われますか。

○説明員(後藤正君) お答え申し上げます。この

先生御指摘のように、このたび新たに納付金率の法定化とともに、専売公社が輸入するものについても関税の設定をいたしました。それが平均的に内国税水準としましては、地方税込みで五・五、関税率が約〇・六というふうになるわけでございます。

御指摘のように、公社は、したがつていままでは五千数百億というふうな益金でございまして、今後は税金が全部損金になりますので、公社の内部留保というものは、仮に定改をお認め願ひましても、来年度が大体七、八百億というものが公社の事業益金と、こういうふうになるわけでございします。

この事業益金も、経年とともにやはり原価が上がつてまいりますので、毎年減つてまいらるだらうと思ひますが、公社はそういう厳しい——当然、国民の企業でございしますので、やはり十分な経営改善努力をいたしまして、できるだけいわゆる内部留保、逆に言うならば、専売事業益金が上がるような積極的な努力あるいはコストの低減努力をいたしてまいりたいと思ひますけれども、いま御指摘のたばこは葉たばこの収納価格につきましては、たばこ専売法で、生産費を補償して適正な収益を上げるように収納価格は定めるといふことが法に書いてございしますし、葉たばこ収納価格を定めるときは、あらかじめ耕作審議会の議を経なければならぬというふうになっております。こういう現行法体系はいささかでも変えるつもりもございしません。

また、賃金問題につきましては、いままでわれわれ労使の間で自主交渉、自主解決ということとで、お互いが賃金について要求が出、それに対する私も回答をし、詰めてまいりましたが、残念ながら労使間で賃金問題の解決に至りませんで、いままでは公労委の調停、仲裁という手続を煩わして、国民の皆さんの御納得いただくような線

で、いままで賃金の改定が行われてきてゐるわけでございします。これも、私も自主解決への努力を今後とも続けてまいりたいと思ひますが、残念

ながらいまの体制、状況の中では、やはり公労委というものの手を煩わさざるを得ないと思ひます。こういう仕組みは、今度の納付金率の法定化といささかともかわり合ひはございしません。

ただ、公社といたしましては、そういうことはそれなりそれぞれのルールに従つてやりますが、お互いの関係集団と十分協議をいたしまして、何と言つてもやはり国民一般の皆さん、あるいは三千五百万の消費者の皆さんに、本当にたばこあるいは塩を買つていただいて、そうして公企体が成り立つてゐるわけでございしますので、そういう意味のいわば公社設立目的に照らした努力は今後も続けてまいりたい、このように考えておる次第でございします。

○多田省吾君 昭和五十四年の七月に、たばこの喫煙状態の調査を専売公社で行われたと聞いております。その資料も若干ちょうだいしてあります。その昭和五十四年全国たばこ喫煙者率調査によりまして、男女とも昨年よりも喫煙者率並びに喫煙者数が推計では減少しているように出ておりますが、その辺、ちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(立川武雄君) 昨年の夏に喫煙者率の調査をいたしまして、その結果によりまして、御指摘のように、男子の場合に七三・一%の方が喫煙をしてゐるということでございます。昨年の実績が七四・七%でございしますので、一・六%減つておるといふ調査結果でございします。女子につきましては一五・四%の方が喫煙をしておりまして、昨年の一六・二%でございしますので、〇・八%減つてゐるといふ調査結果でございします。

○多田省吾君 ですから、昨年の七月の調査結果を見ますと、男子の喫煙者率及び喫煙者数というもののだんだん漸減傾向にある。昭和四十九年は七八・八%、五十年は七六・二%、五十一年、五十二年は七五・一%、五十三年が七四・七%、さらに一・六%減少しまして五十四年度は七三・一%。それから、女子の方はちよつと上がり下がりがあつたようですが、昨年よりは減少し

てゐるわけですね。昭和五十三年五月の調査では三千五百三十三万人、昨年七月の調査では三千四百八十万人と、推計では減少しているようでございます。この原因はどの辺にあるかと考えておられますか。

○説明員(立川武雄君) 喫煙者率の調査は毎年行つておまして、約一万六千名の成人の男女の方を選びまして、とめ置きまして、訪問して回収するという調査をやつております。有効回収報告が約一万三千でございします。昨年——昨年と申しますか、五十四年の七月の調査と一昨年の調査では、男子におきまして一・六、女子で〇・八喫煙者が減つております。

この原因の推定でございしますけれども、たばこをやめたという方が毎年あります。ただ、やめましても、やめる期間が人によりましては二カ月とか半年とかという例がございしますけれども、昨年の調査では、おやめになつた方がわりあい長くやめることを続けているというふうな傾向がございします。

それから、もう一つ考えられますことは、五十年に四八%の定価の改定をお願いしたわけでございしますけれども、この年にも同じように六月でございしましたか調査をいたしておりますが、たばこの値段が上がるということで、心理的に禁煙をされたという方もふえてゐるのではないだろうかというところを推定しております。

○多田省吾君 最後に、私は大蔵大臣に二点お尋ねしておきたいと思ひます。

一点は、公共料金値上げ反対という立場から、今回の製造たばこ定価二一%平均の値上げというもの、やはり国民生活に大きな影響を及ぼすのではないかと考えられます。もう御存じのように、この前、東京二十三区の区部で昨年よりも二月度において七・六%も消費者物価が上昇したと、そういう結果も出ておりますし、これはある種の野菜の極端な値上がりによるもの、あるいは石油価格の高騰の影響というふうなこともございしますけれども、やはり私はこの三月、四月という

ことを考えれば、卸売物価の影響というものも相当多く出てくるのでございますし、消費者物価を本年昭和五十五年度六・四％に抑えるという政府見込みも、私は非常に厳しいものになってくると思われまふ。

そういう観点から、私はいま国民の一番関心事はこの物価問題であると思ひます。そういう観点から、政府が携わっているところの公共料金の値上げというものは極力抑えるべきものである、このように考えます。たばこもその一端といたしまして、私はこの製造たばこ平均二一％の定価引き上げというものは保留すべきものだというように思ふわけでございますが、その点を物価問題の観点からどう考えられるか、これが一点でございます。

もう一点は、やはりこの製造たばこ定価の法定制の緩和ということ、これは大変な問題であると思ひます。今回の改正で、定価の三〇％以内なら政府の裁量で自由に値上げできるわけでございまして、それは一つ、二つの歯どめはあるかもしれませんが、究極的には私は政府の裁量でできると思ひます。このように、この前は法定制の緩和で国鉄運賃が緩和されました、その国鉄運賃の値上げでも大蔵国民生活は窮乏に瀕しておるわけでございます。今度また、たばこ定価の法定制緩和ということになりますと、国会の議決で決定する公共料金がますます減少してまいります。特に、たばこの法定制緩和というものは、全く国民を無視したやり方でございます。政府は、社会的、経済的諸条件の変化に応じて適正な料金の改定を行う、このように言っておりますけれども、国民の合意はここで入り込む余地がない、形成されないままに料金が決定されてしまうということになります。

先ほども御答弁がありました財政法第三条との関連からも、政府は従来からあらゆる場合に、法律で直接的、具体的金額を定めることを要求しているものではないという答弁を繰り返してありますけれども、これは私は、財政法の精神を全く無視するものだと言わざるを得ないのでございませ

す。財政法第三条に全然関係ないという根拠を、明確に示していただきたいのです。そうしない、絶対にこれは納得できないことです。それから、やはり公共料金の原則の上からも、法定制の緩和はなすべきではないと思ひます。

大蔵大臣は、この二一％平均のたばこの定価の引き上げを中止すべきこと。それから、このたびのたばこ定価の法定制緩和を撤回すべきこと。この二点を私は強く要求いたしますが、御答弁を最後にお願ひしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) いま御指摘のように、この二月の東京都部で、まさに消費者物価が七・六というところであります。実績見込んでおります四・七％でおさめるためには、三月は七・七％以下に抑えなきゃならぬという厳しい情勢にあることは、御指摘のとおりであります。

しかし、一方、今回のこの値上げの問題につきましては、五十四年度予算の歳入としてこれが見込まれておるといふこと。そしていま一つは、公共料金の値上げは確かに物価抑制と矛盾する場合がございしますものの、公共料金であるだけに、経営の徹底した合理化を前提として受益者負担を原則としながら、物価、国民生活の動向に十分配慮して厳正に取り扱って査定してきたつもりであります。さらに、公共料金を、合理的なコストが著しくこれがかげ離れたまま放置しておりますと、単に財政負担の増大という角度からでなく、一時に、一挙にまた国民に負担をいたしたかきやならぬと、そういう情勢を考へてみますと、やはりこの公共料金の体系というものは、長い目の物価情勢等を考へながら、そのときどきにおいて適切な判定をしていかなければならぬ課題である、このように考へます。よって、これをいま撤回しと言われて、撤回いたしますと言ふほどの私には勇気がございせん。

次の、財政法第三条の精神からして、第三条の精神を著しくこれを否定しておる行為ではないかという御指摘でございます。御案内のように、第

三条というものは、これはまさにそれなりに、厳しい条件を付さなければならぬという立場に立つて解釈をいたしておるわけでございします。したがひまして、今度専売公社が選択されたいわゆる五五・五％というその比率の選択というものは、それだけに専売公社に対しては大変厳しい経営態度を、表現をきつていたしまして、強制するよきな仕組みになるわけでございします。その仕組みの中でのやむを得ざる事情、一・三倍というような範囲内において赤字が生じ、あるいは赤字が生ずることが確定になったという厳しい条件で、しかも、審議会にかける等の厳しい過程を経ましてというし、それがかかっておりますだけに、これは財政法第三条の趣旨を逸脱したものではないというふうに考へておるところであります。

ただ、本日質疑応答の中で私どもに啓発していただきまして御意見につきましては、十分参考とさせていただきますと思ひます。

○佐藤昭夫君 本日は、この法案についての第一回の質問でもございします、私は、まず総論的に幾つかの問題について御質問をいたしたいと思ひます。

まず、専売納付金制度について若干伺いたいと思ひますが、実は昨年の六月の五日、八十七国会の当委員会でも同じ質問をしたのでありますが、どうも明確な御答弁を得られないうまま終わつた感じがなっております。私は、たばこの売上高に一定率を掛ける算定方式は、一般に納付金という概念から逸脱したものではないかというのを昨年も指摘をしたものであります。これは、一体納付金というのとはどういふものなのかという点を質問をしたのであります。当時の監理官からは専売納付金の話については、一般に納付金とはどういふものかという点については、はっきりした説明がなされなかつたわけでは、再度、この点についてまず答弁を求めたいと思ひます。

○政府委員(名本公洲君) 納付金という言葉、一般的、抽象的な言葉の意味というところに相なりまして、納付という言葉が、国または地方公共団体

に対します税あるいはその他の収入をいわゆる納める行為が納付であるというふうに思ひます。したがひまして、納付金と言ひますと、そういう性質の金員ということであらうかと思ひます。

それで、一般的に、その特定の方法といたしまして、各法律におきまして、あるいはその他一般的に使われております納付金という形で、国営の企業あるいは公営の企業、政府関係機関等がその収益金のうちから国庫に納付する金額、これにつきましても、これを納付金というふうに言つておる場合もございします。そのほか、また、たとえば公社等がその所有しております固定資産につきまして、地方公共団体に固定資産税のかわりといったしまして納付するもの、これも納付金というふう

に言つております。

したがひまして、最初に申し上げましたように、納付金と言ひます場合には、国または地方公共団体に対して納付する金銭というのが一般的概念ではなからうか、かように考へます。

○佐藤昭夫君 昨年の質問の際の議事録を振り返つてみますと、こういう言い方がされておるわけですね。専売権の行使によつて得られる専売益を国庫に納めるという点では、現行法も今度の改正案もその性格においては相違はないというふうに言われておるわけでありまして、しかし、考へてみますと、売上高に一定率を掛けて会計処理上も損金として扱うこの形態、それから一方、剰余金の中から一定額納付する形態、これはやはり明確な違いがあるんじゃないかと。私は、納付金の概念からそれを一緒に一括してくるということについては、逸脱があるのではないかと、このことを昨年も指摘をしたのでありますけれども、重ねてその点をお尋ねしておきます。

○政府委員(名本公洲君) 昨年、先生から御質問がありました際に、私の記憶いたしておりますところでございますと、現在の専売納付金は、専売公社が得ました利益の処分として国庫に納付するものが納付金ということになっております。それで今回の制度改正によりまして、たばこにつきま

して、たばこの定価に一定率を乗じたものを専売納付金として国庫に納付することになります。したがって、その意味におきましては、益金処分として国庫に納付しておりましたものが、定価に對して一定率を乗じて得た金額を納付することに相なりますので、益金処分としての性格は持たなくなる、そういう意味においては、確かに先生の御指摘のとおりでございます。それが第一点。

それから第二点としまして、前回先生が御指摘のごさいましたのは、現在まではその中には塩について利益が出た場合も、その利益も専売納付金として当然入っているはずである、今後は入らない、それも相違することになるのではないかと、御指摘がございました。それを同じ納付金という言葉で言うのはいかがなものかという御指摘があったように記憶いたしておりますけれども、その点につきましては、前回もお答え申し上げましたように、塩につきましては、今後たばこと切り離しまして、独立採算のものとして納付金というものを生じないかっこうで、塩事業だけで収支、長期的に見て償っていくようにいたしますというところでございます。

今後は、専売公社法上の専売納付金と申します場合には、たばこに對します定価に一定率を乗じて得た金額ということになるわけでございまして、従来の塩専売から得た益金も含んだ専売納付金というものは、その意味においても確かに違つたものであることは事実であるというふうにお答えいたしたいと思います。

○佐藤昭夫君　そうすると、再度確かめるわけですけれども、財政専売の性格を公社が持つていて、剰余金からの納付であらうと、売上高に一定率を掛けた金額の納付であらうと専売納付金としては変わりがないと、こういう解釈をしているということですか。

○政府委員(名本公洲君)　そこで、専売納付金というものの性格でございます。財政専売でございますので、専売公社にたばこを製造販売する専売権を委任して執行してもらう。そこから上がって

くる国庫の収入という意味におきましては、これは性格的には変わらないものである。ただ、その経理上の考え方なり、そういうものとしては損金処分、利益処分という相違は出てまいりますけれども、専売という行為によって財政収入を上げることの結果、出てきた収入金であるという意味におきましては、本質的に相違は出てこないものであるというふうに考えております。

○佐藤昭夫君　そういう説明をされながら、納付金という呼称を使うそのことについて、どうも依然として釈然としないんですけれども、別の角度からお尋ねをしますが、地方公共団体の関係といえますか、専売公社が地方たばこ消費税を都道府県及び市町村へ納付する、この場合には消費税という呼称を使うという、このこととの関係はどうですか。

○政府委員(名本公洲君)　地方たばこ消費税、これは確かに地方税法に掲げてございます税として納めるものでございます。現在、御提案申し上げております納付金は、地方たばこ消費税を含めた率として計算するかっこうになっておりますけれども、現在の御提案申し上げております納付金は専売公社法の改正、専売公社法の中の一つの制度として仕組むわけでございまして、専売公社が専売権の行使を委託されておるそのことに直接かわりまして国庫に納付しなければならぬ金員であるというものでございまして、地方たばこ消費税は、地方公共団体がたばこの消費に對して専売公社を納税義務者として賦課する税金である。

そこに、性格的に相違があるわけでございますが、しかし、もともと実質的に見まして、従来から言われておりますように、専売納付金というものが地方たばこ消費税の部分を除きました国庫に入ります専売納付金というものが、実質的に国の言うならばたばこの消費に對する課税に相当するものであるという、そういう実質的性格におきましては、仮に消費税をつくりました場合のたばこ消費税と専売納付金というものは、実質的性格と

いう面から見ますと、非常に何と申しますか、等しいものであるということは事実でございます。ただ、その形式におきまして、いかなる形式で賦課すると、あるいは納付させるかというそういう面から見まして、税であるか、税としてではなく納付させるものであるかの相違が出てくることに相なるというふうに考えます。

○佐藤昭夫君　ただいまの答弁でも、納付金という言葉を使つて使用していくけれども、事実上、消費税的なそういう内容があるんだというふうに答弁をされていくわけですが、そうすると、法の統一性といえますか、法の整合性といふか、こういう点について依然として疑問が残るわけですね。これを逆から論ずるとすれば、専売公社が納付金という呼称を使わないようになるのは専売公社が民営になった場合、あるいは専売公社のままであつても財政専売の任務がなくなった場合、だから、たとえば今回の法に出てくる塩の場合、だから、たまたま今回の法に出てくる塩の場合、こういう場合に、その塩、納付金という呼称は変えるんだと、逆論すればこういう問題になるんですか。

○政府委員(名本公洲君)　専売制度と消費税制度というものは、これは関連があるようでございますけれども、世界の例を見ましても、その間には必ずしも専売制度であるから消費税であつてはならないということではございませんで、フランスのように専売国であり、かつたばこ消費税があるというところもあるわけでございまして、この二つはおのれの別のものでございましてよろしいというふうに考えます。

現在の専売制度、専売公社制度のもとにおきましても、国のたばこ消費税というものが制度的につくつてつくられないわけのものではございせん。が、今回御提案申し上げておきますのは、専売公社法の一途として専売公社に義務づけるものとして納付金という制度を考えておるわけでございまして、理論的に考えまして、消費税と専売公社というものが相矛盾する制度であるということではございせん。

○佐藤昭夫君　どうも依然としてすっきりいたしません。で、政府として責任を持つて今回のこの改正案を提案をする場合、さまざまる諸法律との統一性、整合性、ここをよく踏まえて法的にも疑問や矛盾を来さないような、統一性を保つた提案が責任を持つてなされるべきだというふうな考えをいたしました。依然としていまの説明では疑問が残るわけです。この問題ばかりやつていくわけにもまいりませんので、ちよつとその点を指摘をして、次の問題に移りたいと思ひます。

問題の、製造たばこの価格法定制の緩和の問題について幾つか質問をいたしますが、今回の改正案の第二条、ここで大蔵大臣に暫定最高価格の決定、改定を委任する定めをしていくわけでありまして、私はこの委任の要件をこの表現で果たして満たしているか否か、非常に疑問に思ふわけです。

そこで、まず質問をしますが、どういう要件の場合に大蔵大臣は暫定最高価格を決めることができるのか、この点はどうか。

○政府委員(名本公洲君)　今回の法律の改正案で明示しておりますとおり、条件といたしましては、専売公社の経営におきまして損失が生じたとき、または損失が生ずることが確実であると見込まれるときであつて、かつ専売公社の事業が健全にして能率的な運営が定価を改正するのでなければできないというような条件がある場合が、今回お願いいたしております制度が発動できる要件になるわけでございます。

あと暫定最高価格が定めることができる幅その他は、制度が発動できる要件そのものではございせん。要件としましては、ただいま申し上げた二つに相なるかと思ひます。

○佐藤昭夫君　そこで、いま言われたこの二つの要件のうち、最初の損金が生じた場合または損金を生ずることが十分察知される場合ですね、この問題は客観的に明確に数量的にも把握できるものだ。ところが、もう一つの要件である「公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営」というこの

表現は、非常に抽象的な表現だと思ふ。この一内容は何なのか、なぜこういう抽象的な表現を使うのか、その点についてはどうですか。

○政府委員(名本公洲君) 現在、法定制の緩和に関する規定がございますのはたばこの定価法でございますが、専売公社法の第一条に、専売公社と云うのはどういふようにいうことを目的としてやるのかということが規定してございまして、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当ること」を専売公社としては目的としてその経営を行つていくのだと、それが目的になっておるわけでございまして。今回の新しい第二条の「公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営」というのは、まさにその公社法の第一条に書いてございす公社の設立の目的、それを果たすことができるやうなという意味でここに入れておるわけでございまして、確かにこの表現は抽象的でございす。

その内容を個々具体的にについて見てまいりますと、「健全にして能率的な経営」と申しますのは、具体的に専売公社が葉たばこを収納し製造し販売するおのの営業活動につきまして、おののの営業活動が設立の目的に沿つて円滑に運営しているやうにすることとございまして、そのときそのとき、時代時代の変遷によりまして、その具体的な内容というものが変わつてくることもあろうかと思ひます。そういうその時代時代の具体的な社会的要請というものが踏まえながら、これに当たるかどうかということは、具体的にには専売事業審議会におきまして種々御検討を願ひ御判断をいただき、私どもの方でその結果を、御意見を尊重しながら決めていくということになるわけでございまして、この「たばこ事業の健全にして能率的」といふ言葉を、具体的に金額でお示し申し上げますとかさういふふうなことは、これは現実に専売事業審議会において御審議を願ひなければならぬやうな事態が発生したその時点におきましては、数字その他におきまして具体的に御審議の対象になるわけでございすす。

も、現在ただいまの時点で、その数字がいかなものであるかということをお示しすることは、これはできない状況であるというふうに御了解いただきたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 現行の専売公社法第一条のこの目的にうたつてある表現をそのまま使つたということとで説明されても、それは同じ内容のことを違つた言葉で言つてゐるだけの説明にすぎないので、私がこの「健全にして能率的な」云々といふこの表現は、具体的にどういふ物差しでこの判定がされるのかということについては、依然としてはっきりしないわけですね。

元来、このたばこ定価については、もう同僚委員からも多く出ておりますように、本来は財政法の第三条によつて、国会でその都度議決すべき事項として今日まで扱われてきた。それが今回、審議会で議論をするというその問題はありますけれども、暫定最高価格については大臣の決定権限にするという形になつてきておる。しかも、たとえばこの審議会に諮るといふ場合に、いづれともなくある審議会から、定価を上げようかというやういふ議論が起るはずではないだらうと思ひます。大蔵省なり、あるいは専売公社側から、いろいろ勘案をしたところ、定価改定をひとつ御検討をいただくべき状況になりましたという、言うなら発議というか、問題の提起というか、こういうことがまず出落になつて、それからどう判断すべきかという審議会の議論で進んでいくのだらうと思ひます。

そういう場合に、大蔵省なり公社側がいよいよ定価の改定を考へるべき時期に来ましたというその物差しが、法律では二つの要件を定めておる。一つは、赤字になつた場合またはこの赤字が十分察知される場合、それからもう一つの「健全にして能率的な経営」といふこの二つの物差しの二番目の方の物差しが、どういふ判断でいよいよ定価改定の時期に来ましたというところで問題提起がされるのかという内容が、依然としてははっきりしないのじゃないか。

そこをはつきりしないまま、審議会の議を経てということはありませんけれども、大臣の決定権限にゆだねていくということは、従来、国会の議決事項として扱われてきた問題が、結局は、形式上は大蔵大臣、大蔵省なり専売公社の恣意的判断にお任せくださいといふ、こういう虫のいい提案を国会にしても、一体それはどうなのか。いや、さういふことと云ふのだったら、「健全にして能率的な」、これはどういふ物差しで判断するのか。それを具体的に明示していただかせないと、とても納得できる問題ではありませぬといふことなので、そこをもう少し説明してください。

○政府委員(名本公洲君) まず、第一に申し上げておきたい点は、この「健全にして能率的な経営を維持」できるという点でございすす。これは公社経営におきまして赤字が出ただけではだめなんだという、そういう意味において、制限的な規定であるということとございすす。

それから、具体的にその中身はどのようなものがあるのかという点でございすす。これにつきましても、ただいまお答え申し上げましたやうに、具体的に金額的にこれこれしかじかというふうに申し上げることが、これは現在の時点においては不可能でございすす。

しかし、では具体的なその項目としてどういふふうなものがあるのかということとございすす。たとえば、専売公社は企業効率化、能率化を図つてまいりますために設備投資を行わなければならない。また、葉たばこを買い入れるための在庫投資というものも行わなければならない。そういうやうな投資を行うための資金繰り資金として、適切な内部留保というものも必要でございすす。

これは、国営の企業あるいは公共企業体におきましても、所要の内部留保を持ちながら経営をいたしておるわけでございすす。これは民間会社においてもさうでございすす。その内部に留保いたしまして適切な投資を行つてまいるための

資金がショートをする、そのために、適切な投資——在庫投資を含めまして施設投資ができないというやうな事態に相なるということでは、「健全にして能率的な経営」をやつていけるという状況にないわけでございすす。

そういうやうなことが発生して、定価の改定を行つて増収を圖らなければさういふことができない、さういふ状況維持することができないといふやうな事態になつた場合、具体的に一つの点で申し上げますと、さういふことが、今回、この「健全にして能率的な経営を維持する」といふことの問題でございすす。

その他、実際にこの条項を使ひしていただく時点におきまして具体的にどういふ問題が発生してまいりましか、現在予測しておるやうな、ただいま申し上げましたやうなものの以外のものが発生してくるかも知れません。そのときそのときの状況に応じて、具体的に、その時点におきまして、公社の経営が定価改定を行わなければならぬやうなやういふこと、定価の改定をやらないかといふこと、そういうことを検討の上、この条項を発動していただくということに相なるものと考へております。

○佐藤昭夫君 ただいまの説明で、「健全にして能率的な経営」といふこの意味は、第一の要件で定めおけるこの赤字になつた場合ということだけではだめですと云ふ意味、さういふ意味からこれが入つてきたんだといふことはこれはわかりました。ところが、くしくもあなたいまの答弁で言われた、たとえば一つの点で申し上げますと、さういふ言われた。さういふ言ひ方というのは、この国会の審議を皆さん方提案をされる上で、非常に不認識な態度じゃありませんか。またどんなことが出てくるかわかりませんよ、今後の考え方によつては。当然、二つの要件のうち、後の方の「公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営」とは、このことを判断する指標はこれこれでありますといふことを明確に当委員会に提示をして、

こういう内容でこの第二要件の適用、運用を図ってまいりますからひとつ御審議をお願いしたいという、こういうことで出されてしかるべき問題じゃありませんか。

そこで、さらにもう少し聞いてみるんですけれども、当然この審議会が定価改定について審議をする場合、どういふ基準に基づいて審議するのか。これは、先ほど来議論しています二つの要件に基づいて議論をやるわけですね。そこで、大蔵大臣はこの暫定最高価格の決定、改定について必ず審議会の議を経なければならぬ、というのか、それとも必要な場合には議を経るといふ、こういう運用でいくのか、この点はどうか。

○政府委員(名本公洲君) 議を経なければならぬのでございまして、ときに議を経、ときに議を経ないというわけにはまいりません。

○佐藤昭夫君 それからも一つお尋ねをします。大臣は審議会の結論に拘束をされるんですか。それとも、必ずしも拘束をされるものではないというんですか、どちらですか。

○政府委員(名本公洲君) 「議を経る」こと、議を経て定めることになっておりますので、実質的にその審議会の御答申と違つたものを公布するということとはあり得ないわけでございします。

○佐藤昭夫君 そうしますと、この審議会の結論と大蔵大臣の決定とは結果においては一心同体になつていくという、こういうことにならうかと思うんですけれども。

そこで、なおかつもう一遍さっきの語に戻るわけですけれども、二つの要件がありまして。赤字になつた場合、それからもう一つは「健全にして能率的な経営」、この二つの尺度で判断をするんです。

で、二番目の関係は、具体的にはどういふことかと言へば、たとえば一つですが、一例であります。公社が業たばこのいゝんな在庫なり、あるいはいゝんな点のそういう投資をしていく、それについての内部留保が一体どれくらいあるかというところあたりを総合勘案をして

という、そういうたとえば一つの問題として出される。これでこの国会、あと二つ、三つ、こうあるか知りませんが、大臣と審議会をひとつ信頼してお任せください、というところで話が進むと思ひますか。当然、それが一体何項目あるのか知りませんが、私は、指標が三項目あるのか六項目ぐらいあるのか、それをすべて、こういう指標で第二項の第二条件の判断をやっていくんだというところが、明確に提示されてしかるべきじゃないかと思うんですが、大臣どうですか。

○政府委員(名本公洲君) ただいまお答え申し上げましたように、在庫投資の必要性、そのための資金の必要性というのにつきまして一つの例としてお答え申し上げましたが、ここに「健全にして能率的な経営」ができるかどうかということ、公社の財務諸表を分析した結果、値上げをしなければ経営がうまくやつていけないという判断ができるということが基本でございします。

全般的に申し上げるならば、財務諸表を分析し、その上に立つてそのときのたばこに関する諸指標、情勢、そういうふうなものを勘案して、審議会において種々御審議をいただくということであらうかと思ひます。

○佐藤昭夫君 その財務諸表を分析して判断をつけるというところは、これまた、同じことを別の言い回しで言つていられるにすぎないですよ。財務諸表を分析をして、どういふ点がこの定価改定をすべきだという判断をする上で、その財務諸表にどういふあらわれが出た場合ということを特定をして提示をしなければ、財務諸表を分析——分析をして一定の判断に到達をした場合、そんなものは説明にならぬ。

○政府委員(名本公洲君) その先生の御指摘の点を具体的ににお答え申すのは、大変これはむずかしいでございます。具体的には数字として出てまいりますものはそのときでなければ数字が出てまいりません。したがしまして、現在の時点におきまして申し上げられますのは、赤字になつたことが

まず一つの前提でございしますから、経営が赤字になる、あるいは赤字になるという見通しが立ちますときの財務諸表その他、財務諸表すべてをのを分析いたしまして、そのときの経理状況においては、公社としての健全で能率的な経営がやつていけないという判断が立つということでございます。

それを、現時点におきまして、その中でたとえ内部留保がどのようになるかというのは、当然財務諸表の分析として出てくるわけでございしますけれども、これが内部留保が一つもできない場合であるとか、何%できた場合であるとか、そういう数字につきまして現在御明示して、こういう場合でございしますというふうには、現時点におきましてお答えできる問題ではない、そのときそのときのいろいろな情勢がございしますから、その情勢に従つて判断をいただかなければならない問題だというふうに考えます。

○佐藤昭夫君 何回も私お尋ねしているんですけれども、監理官としては具体的には答えることができませんというのだったら、もうそれでしやうがないですよ。そうだったら、いよいよ大臣にはつきり答えていただく必要があるわけですから、他の委員からの繰り返しの質問に対しても、財政法第三条の本来的に定めておつたこの精神からの逸脱はしてないつもりですというふうに強弁をなさつていくわけですから、今度のこの法改正によつて、定価改定をやるかどうかというこの二つの要件で判断をしていくわけですね。

その二番目の判断基準がどういふ内容になるのかという点について、結局出てきた話は、財務諸表を分析をして定価改定の必要ありと認められる場合という——しかし、これは言葉を適当に使つておるだけでしょう。これこれの点が財務諸表分析の結果認識された場合に定価改定の必要ありと判断をするというところを明示しなければ、その第二項の、どういふ物差しで一体これの発動がやられていくのかということは一向にはつきりしないんじゃないですか。

それで、政府として大蔵委員会にひとつ御審議くださいというのであれば、当然そのことがきつとした形で、何も私はそれを法案の中に、法文の中に書けというのを言っているわけじゃない。しかし、この法案を大蔵委員会が審議するに当たつて、そのことが委員会審議に向けて明示されてしかるべきじゃないかというふうな思ひんですが、大臣、同じ議員ですから、あなたがこへ座つて法案審議をする、そういう場合に、当然議員の立場からそういうことを感ずるはずでしょう。どう思われますか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、「健全にして能率的な経営を維持する」ことができないと認められるときは、まさに財務諸表を調査をしまして、その資産増、すなわち設備投資等の問題であります。それが、それに内部留保の状況がたえ得るのか、あるいは次には、されば借入金でやたらだつた、こういう分析もしなきゃならぬだろうと思ひますが、その借入金の返済また金利というふうなもの将来の企業努力の中で可能であるかどうか、そういうことを考えれば、私は比較的明快にその説明のできるものではないかというふうな、理解をいたしております。

○佐藤昭夫君 明快に理解できると思つておりますという、大臣、そこまで確信を持って言われるのでしたら、委員長お諮りをいただきたいのですけれども、この第二項発動の要件は具体的にこれこれですということを、この法案審議についての当委員会の判断資料として、それを具体的に第二項発動要件はこれこれですということを文書で出していただけますか。

○委員長(世耕政隆君) 速記をちよつととめてください。

(速記中止)

○委員長(世耕政隆君) 速記を始めてください。

○国務大臣(竹下登君) 数字を具体的に明記しろと、これは私はできないと思ひます。そして、事項については、おおよそ例示はできるといふふうに思ひます。

○佐藤昭夫君　その出されたものを、私ども各委員がどういうふうに判断するかということは別問題ですから。あなたは非常に明確な問題ですと、こうおっしゃるから、そうならひとつ資料として出してくださいと、具体的な第二項の判断基準、判断指標、それをまず出してくださいと、こう言っているんですけれども、この方は出ませんよと、こう言っている。大臣は出ますと、こう言っているんですから、出してください。

○政府委員(名本公洲君) 先ほど大臣もお答えになりましたように、その例示は差し上げることができませんけれども、それがすべてであるということとは、現時点において判断はしかねます。そのときその時点におきましていろいろな事態が発生し

てまいりますので、こういうこと、こういうこと、こういうことが例示としてはあり得るということはお示しできると思いますけれども、それがすべてであって、それ以外に何物もないということとは、ちよつとそういうものを具体的な例としてお示しすることは、これは困難であるというふううに御理解いただいております。

○国務大臣(竹下登君) 私も専門家でございませ  
んから、およそ私の考え方の中で数字でかくかく  
しかじかなる情勢になったらということは、私は  
お出しすることはむずかしいだろうと思います。  
ただ、包括的に事柄を整理するということは、先  
ほど私が申しましたように、資産増のための内部  
留保の必要性、されば借入金、それが消化できる  
かどうかというような筋道については、整理をい  
たしまして、そして当委員会にお出ししますもの  
か、あるいは答弁の形で答えますものか、それは  
また委員長のお計らいに従って結構であると、そ  
う思います。

○委員長(世耕政隆君) ちよつと速記をやめてく  
ださい。

〔速記中止〕

○委員長（世耕政隆君）速記を始めてください。

○佐藤昭夫君 この問題だけで、何回も繰り返した同じやりとりを蒸し返しをしておってもあれです。私の提起をしております趣旨は御理解いただけると思いますけれども、せっかくの大臣答弁もありましたしということで、そういう資料提出

を政府側にひとつ出してもらうという点について

て、理事会で御協議をいたしたい。

表現は

○説明員（泉美之松君） 御承知のとおり、現在は製造たばこについてと同様、葉たばこについても専売制になっておりまして、専売公社がたばこ耕作者の耕作許可をいたしておるわけでございまして、耕作許可をいたしましてつくりました葉たばこは、全量購入しなければならぬということになっておりますので、確かに輸入葉たばこの方が値段が安いという事情がありまして、公社の在庫事情からいたしまして国産葉の在庫が多い現状からいたしますと、いかに輸入葉たばこの方が安いといつても国産葉を購入せざるを得ませんので、その購入した上、在庫が過剰になったのでは公社の経営は苦しくなりますから、そういう輸入葉たばこを購入することはある程度まででできませんけれども、そう多くはできない、こういうこと

○佐藤昭夫君 いまの点はわかりました。  
それで、さらに聞きますけれども、「能率的な経営」というこういう立場から、現在は国内の薬たばこについては全量買入れ制をとっておるけれども、好意で而して「国産薬を全量買

と、しし。将来に向けて一筋縄では行かない」といふことだから、たとえばこの買い上げ制限あるいは葉たばこ耕作についての転作問題、こういう問題が登場するということなのか、全量買い上げ方式というのが断固として万古永久に貫くということか、どうなんでしょうか。

○説明員（後藤正君） 先生の御指摘の、全量買い上げの制度は、これは葉たばこ専任制と大変いかに

上げの制度は、これは果たして専売制と大差がない。

業たばこ専売制を継続する方がベターであるという見解を持っておりますので、ただ、現在でも公社は、全然使えない非常に異臭とか異常というような薬つばは、これは購入前に廃棄するという制度もございます。したがって、制度そのものとして、

ての全量御贄付といふのは、果たにその専断が無く限りこれは私は継続されるものというふうになつております。

ただ、いま先生が御指摘になりました、いま国



## 四〇

立することを求め今回の税理士法改正案に反対するものである。

第六九七号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋三ノ四ノ一二  
河内士郎外十七名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第六九八号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都足立区青井四ノ三七 樋口  
和子外十八名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第六九九号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都府中市新町二ノ七ノ五 中  
林政雄外十八名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇〇号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ六  
二七 北村文司外十七名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇一号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都品川区大井六ノ九ノ一七  
細井紀夫外十八名

紹介議員 香脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇二号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋四ノ二九ノ七

ノ四〇一 松尾幸昌外十七名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇三号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都文京区根津二ノ二六ノ五  
青木邦夫外十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇四号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県川口市末広一ノ一六ノ二三  
高橋進外十八名

紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇五号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区永福四ノ二〇ノ二〇  
池田有三外十八名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇六号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町三、八三六ノ四  
永田徹外十八名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇七号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸三ノ九ノ一ノ二  
一一 高野三幸外十八名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇八号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都保谷市本町五ノ一六ノ七  
大和久男外十八名

紹介議員 宮本 顕治君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七〇九号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都江東区森下五ノ一二ノ六  
渋谷悦夫外十七名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七一〇号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都世田谷区大原一ノ二一ノ六  
菊地友也外十八名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七一一号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻北三ノ三八ノ一  
三 近藤隆広外十八名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七一二号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市矢部一ノ二二ノ  
九 平出一文外二十四名

紹介議員 青島 幸男君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第七二五号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県川口市差間四八二ノ六  
崎ミチ子外二百九十九名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七二六号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 埼玉県富士見市上沢一ノ二一ノ一  
七 星森男外三百五十六名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第七二七号 昭和五十五年二月十八日受理  
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 大阪府北区中崎四ノ一ノ三〇  
池田寿美子外四百九十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第七四四号 昭和五十五年二月十九日受理  
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 京都市上京区千本通中立売下ル  
北村新次郎外一万七千名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第六九六号と同じである。

第七四五号 昭和五十五年二月十九日受理  
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市市川台三ノ四 杉本  
幸利外二千七百八名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第七四六号 昭和五十五年二月十九日受理  
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四六一ノ一唐  
津民主商工会内 小宮福一外九十  
五名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第七四七号 昭和五十五年二月十九日受理  
税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 横浜市旭区中沢町七八 矢野義雄  
外二十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第七五〇号 昭和五十五年二月十九日受理  
税理士法の一部改正案反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市文京二ノ一九ノ  
一四 菅原俊衛外十四名

紹介議員 江田 五月君  
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第七六一号 昭和五十五年二月二十日受理  
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台北町三ノ一四ノ  
三 片山富美子外一万七千三百五  
十六名

紹介議員 矢原 秀男君  
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第七六二号 昭和五十五年二月二十日受理  
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 神戸市灘区山田町三ノ二一〇六  
甲リッチライフ内 松浪美年子外  
一万五千三百八十二名

紹介議員 渡部 通子君  
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第七六九号 昭和五十五年二月二十日受理  
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町新掛八二七ノ  
八九 小池千代子外一万九千二百  
二十二名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第七七五号 昭和五十五年二月二十日受理

一般消費税新設反対に関する請願

請願者 京都市右京区庵安寺西ノ川町二九  
亀井豊二外九千四百八十七名

紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第八〇三号 昭和五十五年二月二十一日受理  
一般消費税新設反対に関する請願

請願者 神戸市垂水神陵台五ノ二一〇二  
重松フジ子外一万九百六十二名

紹介議員 金井 元彦君  
この請願の趣旨は、第六六号と同じである。

第八三〇号 昭和五十五年二月二十一日受理  
税理士法改正案反対に関する請願

請願者 北九州市小倉北区中井二ノ七ノ一  
六 高倉久子外二千五百四十二名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第八三三号 昭和五十五年二月二十一日受理  
一般消費税実施反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町一七ノ八 島  
田和彦外百五十七名

紹介議員 内藤 功君  
政府の財政方針を国民生活中心に抜本的に改める  
ため、次の事項について実現を図りたい。  
一、一般消費税はあくまで実施しないこと。  
二、所得税の課税限度額を引き上げること。  
三、大企業優遇の税制を改めること。

理由

政府は、「財政再建」を理由に、国民生活に密接  
な関係をもつ諸制度のレベルダウンや切捨て、増  
税、公共料金的大幅値上げなど、すべて国民生活  
に不利なことで切り抜けようとしている  
が、これは国民生活を破局に導くのみならず、財  
政再建を真に進めるものでもない。なぜなら、財  
政破たんの原因である大企業本位の財政政策や、  
年々増大する軍事費の問題になんら適切な行政指

導を行っていないからである。

第二号中正誤

|   |        |   |        |
|---|--------|---|--------|
| ベ | 段行     | 誤 | 正      |
| 一 | 奨励、補助金 |   | 奨励補助金  |
| 二 | ますのは、  |   | ますので、  |
| 三 | 手お法    |   | 手法     |
| 四 | 手とり    |   | 手とり    |
| 五 | つくつていて |   | つくつていて |



昭和五十五年三月十五日印刷

昭和五十五年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D